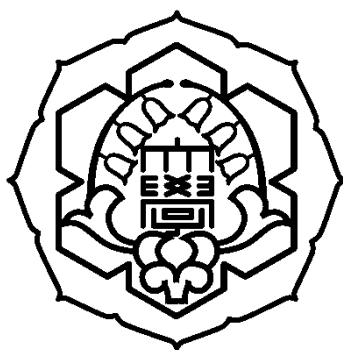


令和6年度
自己点検評価書



令和6（2024）年10月
広島文教大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学生	26
基準 3 教育課程	58
基準 4 教員・職員	72
基準 5 経営・管理と財務	79
基準 6 内部質保証	88

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

広島文教大学（以下、「本学」という。）は、昭和23（1948）年、武田学園創立者武田ミキ先生によって、「真実に徹した堅実なる女性の育成」を建学の精神として、広島県可部女子専門学校が設立されたことに始まる。その後、広島県可部女子高等学校、可部女子短期大学を経て、昭和41（1966）年に広島文教女子大学を文学部1学部（2学科）で開学し、その後、昭和56（1981）年に初等教育学科を設置し、昭和61（1986）年には大学院文学研究科を設置した。また、平成12（2000）年に、人間言語学科、人間文化学科及び人間福祉学科を設置し、開学当初に設置した国文学科及び英文学科の学生募集を停止して学部名称を文学部から人間科学部に変更し、平成17（2005）年には、大学院の名称も文学研究科から人間科学研究科へと変更した。

以上のような改組転換等を行った理由は、ますます複雑化・多様化する現代社会の諸問題の解決のためには人間を中心に据えた「知」の再構成が必要であり、それこそが、本学の教育理念「育心 育人」（心を育て 人を育てる）を継承し発展させていく道であるとの認識に基づいたもので、各学科は、それぞれの専門的な立場から学園訓・建学の精神に基づいた人材育成に取り組む、専門分野はもとより社会の多方面で活躍しうる人材の育成に努めてきた。

平成16（2004）年には、「文教マネジメントシステム（以下「BMS」という。）」をスタートさせ、教職員の意思の統一を図り、学園の目標に連続性を持たせることによって、学園としての有機的な活動を引き出す制度を導入するとともに、平成19（2007）年度からはプロジェクト「文教スタンダード21」と名づけた教育改革を推進してきた。学士課程教育の中で本学の教育理念「育心 育人」の具現化を企図したこの取り組みによって、①教養教育の再構築、②「文教英語コミュニケーションセンター（Bunkyo English Communication Center（以下「BECC」という。）」の開設、③人材育成目標に基づく学科カリキュラムの最適化等を実現させ、その後も教育内容の充実を図り、社会的な要請に応じて、教育課程の見直し等を重ねてきた。

このような学園の発展を支えてきたのは、創立者が掲げた3箇条の学園訓と「育心 育人」という教育理念である。学園訓は、当時の教育基本法の理念を踏まえつつ、戦前から女子教育一筋に生きてきた創立者の貴重な実践の中から生み出されたもので、常に本学の精神的な拠りどころとされてきた。また、「育心 育人」の教育理念は、実践力の土台をなすのは「人づくり」であるとして、創立者が「武田学園創成私記」（『武田学園創立三十五周年記念誌』所収）の中で初めて提唱したもので、これを再編集した『育心』等によって、今も本学の教育活動の中に一貫して受け継がれている。

平成26（2014）年には、建学の精神及び学園訓を踏まえつつ、社会に役立つ人材を輩出する教育の更なる充実をうたう学園及び大学のミッションとビジョンを制定した。そして、平成31（2019）年4月、社会における男女共同参画の進展や本学の人材育成に対する地域社会の要請等を受けて男女共学化を断行し、大学名称を広島文教大学と改めた。また、人間科学部初等教育学科を改組転換して教育学部教育学科を設置し、既設の人間科学部と併せて2学部5学科の体制へ移行することにより、教育内容のいっそうの充実を図った。

本学学則には、目的及び使命について「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に則り、現代社会を支える学問の基礎・基本となる教養と時代の変化・発展に対応できる専門的学術を教授研究し、深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする。」と規定している。

本学は、男女共学化の断行と2学部体制への移行を機に、次の時代を見据えながら「育心 育人」教育の継承と更なる発展を期している。

II. 沿革と現況

1. 学校法人武田学園の沿革等

設立認可 昭和 27 (1948) 年 7 月 15 日

歴代理事長 武田ミキ 昭和 27 (1952) 年 7 月 15 日 ～ 平成 5 (1993) 年 3 月 31 日

武田学千 平成 5 (1993) 年 4 月 1 日 ～ 平成 13 (2001) 年 3 月 31 日

武田哲司 平成 13 (2001) 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 (2013) 年 3 月 31 日

武田義輝 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日 ～

設置している学校等

広島文教大学

広島文教大学附属高等学校

広島文教大学附属幼稚園

2. 広島文教大学の沿革

昭和37(1962)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 可部女子短期大学 (被服科) 開学 所在地：広島県安佐郡可部町大字中島1810番地 武田ミキ, 学長就任 (平成 5 (1993) 年3月31日まで) 教職課程の認定を受ける 被服科：中学校教諭二級普通免許状 家庭
昭和39(1964)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 可部女子短期大学に食物栄養科設置 栄養士養成施設の指定を受ける 教職課程認定を受ける 食物栄養科：中学校教諭二級普通免許状 家庭
昭和40(1965)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 可部女子短期大学に国文科, 英文科設置 教職課程の認定を受ける 国文科：中学校教諭二級普通免許状 国語 英文科：中学校教諭二級普通免許状 外国語 (英語)
昭和41(1966)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 広島文教女子大学開学 (文学部国文学科, 英文学科) 所在地：広島県安佐郡可部町大字上原1238番地 武田ミキ, 学長就任 (平成 5 (1993) 年3月31日まで) 教職課程の認定を受ける 国文学科：高等学校教諭二級普通免許状 国語 中学校教諭一級普通免許状 国語 英文学科：高等学校教諭二級普通免許状 外国語 (英語), 中学校教諭一級普通免許状 外国語 (英語) 可部女子短期大学を広島文教女子大学短期大学部に名称変更
昭和42(1967)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学部食物栄養科栄養専攻を食物栄養専攻に名称変更
昭和44(1969)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 教職課程の認定を受ける 短期大学部食物栄養科食物栄養専攻： 中学校教諭二級普通免許状 保健
昭和45(1970)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学部に幼児教育学科設置 保母養成施設の指定を受ける 教職課程の認定を受ける 短期大学部幼児教育学科：幼稚園教諭二級普通免許状 短期大学部国文科を国文学科に, 英文科を英文学科に, 被服科を服飾学科に, 食物栄養科を食物栄養学科に名称変更

昭和53(1978)年 4月 1日	・短期大学部服飾学科, 2級衣料管理士養成大学の認定を受ける (社団法人日本衣料管理協会)
昭和56(1981)年 4月 1日	・広島文教女子大学文学部に初等教育学科設置 ・教職課程の認定を受ける 初等教育学科: 小学校教諭一級普通免許状
昭和58(1983)年11月19日	・学校法人武田学園創立35周年記念式典挙行
昭和60(1985)年 3月26日	・大韓民国全州教育大学と広島文教女子大学間における研究及び教育の協力について協定締結
4月 1日	・教職課程の認定を受ける 文学部国文学科 高等学校教諭二級普通免許状 書道
昭和61(1986)年 4月 1日	・広島文教女子大学に大学院文学研究科(修士課程)設置(国語学国文学専攻)
昭和62(1987)年 4月 1日	・広島文教女子大学大学院文学研究科(修士課程)に教育学専攻設置 ・教職課程の認定を受ける 文学研究科国語学国文学専攻: 高等学校教諭一級普通免許状 国語
昭和63(1988)年 5月24日	・中華人民共和国大連外国語学院と広島文教女子大学間における研究及び教育の協力について協定締結
平成元(1989)年 4月 1日	・広島文教女子大学文学部に社会教育主事課程及び学芸員課程を設置 ・教職課程の認定を受ける 文学部初等教育学科: 幼稚園教諭一級普通免許状 ・短期大学部服飾学科を生活科学科に名称変更
平成 2(1990)年 4月 1日	・教職課程の認定を受ける 大学院文学研究科教育学専攻: 小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状 ・短期大学部食物栄養学科食物専攻の学生募集を停止
平成 4(1992)年 4月 1日	・短期大学部食物栄養学科の入学定員を50人(収容定員100人)に変更 ・短期大学部食物栄養学科の専攻科廃止
平成 5(1993)年 4月 1日	・武田学千, 学長就任(平成7(1995)年3月31日まで) ・大学院文学研究科(修士課程)に英米文学専攻設置 ・教職課程の認定を受ける 大学院文学研究科 英米文学専攻: 高等学校教諭専修免許状 外国語(英語) 中学校教諭専修免許状 外国語(英語)
平成 6(1994)年 4月 1日	・短期大学部幼児教育学科の学生募集を停止
平成 7(1995)年 4月 1日	・横山邦治, 学長就任(平成9(1997)年3月31日まで)
平成 8(1996)年 4月 1日	・短期大学部に栄養専攻科設置 学位授与機構が定める要件(学位規則第6条第1項)を満たす専攻科として認定される
5月28日	・短期大学部幼児教育学科を廃止
平成 9(1997)年 4月 1日	・五十嵐二郎, 学長就任(平成16(2004)年3月31日まで)
平成11(1999)年 4月 1日	・教職課程の認定を受ける 文学部国文学科: 高等学校教諭一種免許状 国語

	<p>中学校教諭一種免許状 国語 文学部英文学科：高等学校教諭一種免許状 外国語（英語） 中学校教諭一種免許状 外国語（英語） 文学部初等教育学科：小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状</p>
平成12(2000)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・文学部に人間言語学科，人間文化学科及び人間福祉学科を設置 ・文学部初等教育学科の入学定員を80人に変更 ・文学部国文学科，英文学科の学生募集を停止 <ul style="list-style-type: none"> 人間言語学科（入学定員120人，編入学定員10人） 人間文化学科（入学定員120人，編入学定員10人） 初等教育学科（入学定員80人） 人間福祉学科（入学定員100人，編入学定員20人） ・学部名称を文学部から人間科学部に変更 ・教職課程の認定を受ける <ul style="list-style-type: none"> 人間言語学科国語コース：高等学校教諭一種免許状 国語 中学校教諭一種免許状 国語 人間言語学科英語コース： <ul style="list-style-type: none"> 高等学校教諭一種免許状 外国語（英語） 中学校教諭一種免許状 外国語（英語） 人間文化学科：高等学校教諭一種免許状 書道 ・司書教諭講習科目に相当する授業科目開設 ・短期大学部国文学科及び英文学科の学生募集を停止
平成13(2001)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・教職課程の認定を受ける <ul style="list-style-type: none"> 人間科学部人間福祉学科：高等学校教諭一種免許状 福祉
5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部英文学科を廃止
平成14(2002)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部に心理学科（入学定員70人，編入学定員10人）及び人間栄養学科（入学定員70人）を設置 ・短期大学部生活科学科，食物栄養学科の学生募集を停止 ・大学院文学研究科教育学専攻臨床心理学コースが臨床心理士受験資格に関する指定（第2種）を受ける（遡及適用）
5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部国文学科を廃止
平成15(2003)年 5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部生活科学科を廃止
平成16(2004)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・角重始，学長就任（平成29（2017）年3月31日まで） ・人間言語学科を入学定員70人（編入学定員10人）に再編 ・人間科学部人間文化学科の学生募集を停止 ・短期大学部専攻科栄養専攻科の学生募集を停止
12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・文学部国文学科を廃止
平成17(2005)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院文学研究科を人間科学研究科に名称変更 ・教職課程の認定を受ける <ul style="list-style-type: none"> 人間栄養学科：栄養教諭一種免許状
5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部栄養専攻科廃止
5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部廃止
平成18(2006)年 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・文学部英文学科廃止

4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院人間科学研究科（修士課程）国語学国文学専攻及び英米文学専攻の学生募集を停止 ・大学院人間科学研究科教育学専攻の入学定員を15人に変更
平成19(2007)年 3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構）において「適合」の判定を受ける
平成20(2008)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院人間科学研究科に人間福祉学専攻設置
平成21(2009)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部人間言語学科の学生募集を停止
平成22(2010)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部にグローバルコミュニケーション学科（入学定員70人，編入学定員5人）設置
平成25(2013)年 3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構）において「適合」の判定を受ける
平成25(2013)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育学科の入学定員を100人に，人間福祉学科の入学定員を80人（編入学定員20人）に変更
平成27(2015)年 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部人間言語学科廃止
平成29(2017)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・森下要治，学長就任
平成30(2018)年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部心理学科及び人間科学研究科教育学専攻臨床心理学コースに公認心理師受験資格を得させるための課程設置
10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部初等教育学科の学生募集を停止
平成31(2019)年 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院人間科学研究科人間福祉学専攻廃止
4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共学に移行し，大学名称を広島文教大学に変更 ・人間科学部初等教育学科を発展的に改組し，教育学部教育学科（初等教育専攻，中等教育専攻）設置 <ul style="list-style-type: none"> 初等教育専攻（入学定員120人） 中等教育専攻（入学定員30人） ・人間科学部の定員を変更 <ul style="list-style-type: none"> 人間福祉学科（入学定員60人，編入学定員20人） 心理学科（入学定員50人，編入学定員10人） 人間栄養学科（入学定員70人） グローバルコミュニケーション学科（入学定員60人，編入学定員5人） ・教育学部，人間科学部が教職課程の認定を受ける <ul style="list-style-type: none"> 教育学部教育学科 <ul style="list-style-type: none"> 初等教育専攻：小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状 中等教育専攻：高等学校教諭一種免許状 国語 中学校教諭一種免許状 国語 高等学校教諭一種免許状 外国語（英語） 中学校教諭一種免許状 外国語（英語） 人間科学部人間栄養学科：栄養教諭一種免許状
令和2(2020)年 3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構）において「適合」の判定を受ける
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院人間科学研究科教育学専攻臨床心理学コース 臨床心理士養成指定大学院の指定を辞退
令和 5(2023)年 3月 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・人間科学部初等教育学科廃止

3. 広島文教大学の現況

- ・大学名 広島文教大学
- ・所在地 広島市安佐北区可部東一丁目2番1号
- ・学部等の構成（令和5（2023）年4月1日現在）

学 部

学 部	学 科	コース等	
教 育 学 部	教 育 学 科	初等教育専攻	幼児教育コース
			児童教育コース
		中等教育専攻	国語教育コース
			英語教育コース
人 間 科 学 部	人 間 福 祉 学 科	社会福祉コース	
		介護福祉コース	
	心 理 学 科	臨床心理学コース	
		健康・社会心理学コース	
	人 間 栄 養 学 科	—	
グ ローバル コミュニケーション学科	—		

大 学 院

研 究 科	専 攻	コース等	
人 間 科 学 研 究 科	教 育 学 専 攻	教育学コース	
		心理学コース	
		臨床心理学コース	

- ・学生数，教員数，職員数

学部の学生数（令和5（2023）年5月1日現在）

（単位：人）

学 部	学 科	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	計
教 育 学 部	教 育 学 科	162	173	164	160	659
教育学部計		162	173	164	160	659
人 間 科 学 部	人 間 福 祉 学 科	50	55	65	65	235
	心 理 学 科	82	93	58	85	318
	人 間 栄 養 学 科	36	53	41	59	189
	グ ローバル コミュニケーション学科	35	34	33	66	168
人間科学部計		203	235	197	275	910
学部学生数計		365	408	361	435	1,569

大学院の学生数（令和5（2023）年5月1日現在）（単位：人）

研究科	専攻	在籍学生数		
		修士課程		
		第1年次	第2年次	計
人間科学研究科	教育学専攻	3	8	11
計		3	8	11

教員数（令和5（2023）年5月1日現在）（単位：人）

学部・学科，研究科・専攻，研究所等		専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
人間科学研究科	教育学専攻	(10)	(2)	(2)	(2)	(16)	1
教育学部	教育学科	15	4	2	0	21	1
人間科学部	人間福祉学科	6	5	0	2	13	1
	心理学科	4	1	2	2	9	(1)
	人間栄養学科	4	5	1	1	11	5
	グローバルコミュニケーション学科	4	3	1	0	8	0
計		33	18	6	5	62	8
その他の組織	学長	1	0	0	0	1	0
	教養教育部	0	0	0	0	0	1
	学生サポートセンター	0	0	0	0	0	1
	教職センター	0	0	1	0	1	0
	B E C C	0	0	11	0	11	0
計		1	0	12	0	13	2
合計		34	18	18	5	75	10

※（ ）内は併任

職員数（令和5（2023）年5月1日現在）（単位：人）

事務系	技術技能系	医療系	合計
46	2	1	49

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

男女共学化した広島文教大学においては、建学の精神を踏襲しつつ、男女を問わず、社会の要請に応えうる人間の育成を目指している。

本学を設置する学校法人武田学園は、「学校法人武田学園寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って、学校教育を行い、『育心 育人』の教育理念に基づいた人材を育成することを目的とする」ことを明記している。この教育理念は、学園創設時に定めた建学の精神「真実に徹した堅実なる女性の育成」を実現するための本学教育のあり方を示したものである。また、建学の精神に示す、本学が育成すべき人材像を具体的かつより親しみやすく表現した学園訓3箇条を定め、その具現化に努めてきた。

学園訓

- 一、真理を究め正義に生き勤労を愛する人になりましょう
- 一、責任感の強い逞しい実践力のある人になりましょう
- 一、謙虚で優雅な人になりましょう

広島文教大学は、平成31(2019)年4月に創立以来の女子大学から男女共学の大学に移行し、大学名称を「広島文教女子大学」から「広島文教大学」に変更するとともに、人間科学部初等教育学科を人間科学部から分離改組して教育学部教育学科(入学定員150人、収容定員600人)を設置した。

本学の教育研究目的は、「広島文教大学学則」において、以下のとおり定めている。

○「広島文教大学学則」第1条

広島文教大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に則り、現代社会を支える学問の基礎・基本となる教養と時代の変化・発展に対応できる専門的学術を教授研究し、深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする。

また、各学科については、建学の精神である「真実に徹した堅実なる女性の育成」、学園訓

3 箇条，前述の法人の目的及び大学の目的を踏まえて，教育学部教育学科及び人間科学部各学科の教育研究目的を「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」において，以下のとおり具体的かつ明確に定めている。

○「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」第2条

- (1) 教育学部教育学科は，教育に関する専門的な知識や技能を修得し，主体性と協同性を持った逞しい実践力のある人材を育成する。
- (2) 人間科学部人間福祉学科は，誰もが安心していきいきと暮らすことができる，福祉社会を支える知識と技術をもった心豊かな人材を育成する。
- (3) 人間科学部心理学科は，心身の健康に関する専門的な知識や技能を身につけた，リーダーとして地域に貢献できる人材を育成する。
- (4) 人間科学部人間栄養学科は，健康及び食に関する専門的な知識や技術と豊かな人間性を身につけた人材を育成する。
- (5) 人間科学部グローバルコミュニケーション学科は，実践的な英語力を身につけ，グローバルな視野で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材を育成する。

また，大学院においても学部と同様に，建学の精神である「真実に徹した堅実なる女性の育成」，学園訓 3 箇条，前述の法人の目的及び以下の大学院の目的を踏まえて，「広島文教大学大学院学則」第 2 条及び第 5 条第 2 項に大学院人間科学研究科の目的及び教育研究目的を具体的かつ明確に定めている。

○「広島文教大学大学院学則」第2条

本学大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめて，文化の進展に寄与することを目的とする。

○「広島文教大学大学院学則」第5条第2項

人間科学研究科は，人間の教育及び心身の健康に関する高度な専門的知識と研究能力及び優れた実践力を身につけさせることによって，地域社会の中で中心となって活躍できる人材の育成を目的とする。

以上のことから，本学はその使命・目的及び教育目的を的確に設定し，その意味・内容を具体的かつ明確に規定しており，大学設置基準第 2 条及び大学院設置基準第 1 条の 2 の基準を満たしているといえる。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命及び目的は，建学の精神と「育心 育人」という教育理念を踏まえて定められており，前述のように平易な文章を用い，簡潔に文章化されている。

また建学の精神をより親しみやすく表現した学園訓 3 箇条は，建学の精神に明記された「真実に徹した堅実なる女性」像を平易な言葉で具体的に示しており，その理解の促進に大きな役割を果たしている。

それは教育研究目的についても同様であり，それぞれの表現や趣旨は，本学の『学生生活

ハンドブック』及び大学ホームページ等に明示されている。

以上のとおり、本学の使命及び目的は、学園の建学の精神と教育理念を踏まえて、平易で簡潔な文章により策定している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学教育の特色は、1-1-①で述べたとおり、建学の精神と教育理念に則った教育活動の推進にある。また、建学の精神に示す人材像は、前項に述べたように、学園訓 3 箇条に具体的に示している。

さらに、平成 26 (2014) 年に定められた学園ミッションに基づいて策定された大学ミッションでは、以下に示すように、本学の教育によって育成した学生が「役立つ人材」として社会への貢献を果たすべきことを明確に表現した。

○大学ミッション

わたしたちは、質の高い教育ときめ細やかな支援で、学生一人ひとりの成長を後押しし、社会に役立つ人材を育成します。

前述のとおり学則において明記した大学の目的「深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする」は、以上に述べた建学の精神、教育理念、学園訓 3 箇条及び学園ミッション・大学ミッションの内容を反映したものとなっている。

各学科の教育研究目的に関しては、「主体性と協同性を持った逞しい実践力のある人材を育成」(教育学科)、「福祉社会を支える知識と技術をもった心豊かな人材を育成」(人間福祉学科)、「リーダーとして地域に貢献できる人材を育成」(心理学科)、「専門的な知識や技術と豊かな人間性を身につけた人材を育成」(人間栄養学科)、「実践的な英語力を身につけ、グローバルな視野で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材を育成」(グローバルコミュニケーション学科)のように、各学科の学びの特性に配慮しつつ、本学教育の個性・特色を反映させたものを「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」に明記している。

また、大学院の目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」とし、人間科学研究科の教育研究目的には、「優れた実践力を身につけさせることによって、地域社会の中で中心となって活躍できる人材の育成」として、大学院における学術研究の特性に配慮しつつ、本学教育の個性・特色を反映させたものとなっている。

1-1-④ 変化への対応

本学は、「広島文教大学学則」第 1 条に掲げるとおり、「社会の要請に応えうる人間の育成」を目的としている。近年では、平成 24 (2012) 年に中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」が公にされ、それ以来大学には教育の質的転換が求められてきた。これを受け、主体的な学修習慣の確立と授業の双方向性の実現における ICT 活用教育の重要性に鑑み、学内 Wi-Fi 環境の整備を行うとともに、平成 25 (2013) 年度より入学生全員にタブレット型端末 (iPad) を配付して学修ツールとして活用できるように体制を整備した。平成 27 (2015) 年 2 月には授業時間外学修時間の充実を図るため、教材作成・配信システムである「Glexa」を導入した。また、多様

な学修形態に対応できる施設として、平成 26（2014）年 3 月に「ラーニング・コモンズ」、同年 12 月には「個別学修施設 ILS（Independent Learning Suite）」を設置した。さらに、令和 5（2023）年 9 月には従来から活用してきたポータルサイト「ユニバーサルパスポート」を更新して機能を充実させ、学修上の利便性の向上を図った。

これと別に、平成 26（2014）年には、大学への現代的な要請に対応するために教育環境並びに教育方法の転換を図り、本学が従来展開してきた教育活動に基づく社会への貢献を明確化するため、前項で述べた大学ミッションと併せて以下に示す大学ビジョンを定めた。

○大学ビジョン

- ・学生一人ひとりが誇りを持ち、自己実現に向けてたゆまぬ努力を続けている。
- ・教員が一丸となって、堅実な研究と組織力をもとに、学生の心に響く教育活動を実現している。

加えて、平成 29（2017）年 4 月には、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーの改定を行った。また令和 6 年 2 月には、改訂された高等学校学習指導要領によって学んだ高校生が受験年度を迎えることに伴って、アドミッション・ポリシーの一部改定を行った。

以上のように、本学は大学教育への現代的な要請に基づき、教育環境の整備並びに教育方法の質的な転換を実現している。これらの一連の取組みは、建学の精神、教育理念、学園訓 3 箇条及び学園ミッション・大学ミッションに基づくものであり、大学設置基準第 2 条や学校教育法第 83 条などへの法令への適合という視点はもとより、大学教育に求められる変化への対応も満たしているといえる。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30（2018）年 11 月に公表された「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」では新たな人材育成が要請されている。これからも、意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保・継続しつつ、大学を取り巻く環境の変化、具体的には少子高齢化による人口減少、急速なグローバル化の進展、それらに伴って社会が大学に求める期待の変化などに応じて、随時、使命・目的及び教育目的、また三つのポリシーの見直し等を行う方針である。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

毎年度、「理事会」「評議員会」に付議される当年度の「事業計画書」に学園ミッション及び大学ミッション等を記載し、また当年度の「事業報告書」の冒頭に建学の精神、学園訓、教育方針（含 教育理念）及び教育目標を掲げ、審議を経ることで、使命・目的及び教育目的について役員・理解・支持を得ている。さらに、「理事会」「評議員会」の冒頭では全員で学園訓を唱和することにより、学園の教育目的をその都度確認している。

また、建学の精神、学園訓、教育理念、使命及び目的を具現化するためのカリキュラム改訂に関しては、「理事会」「評議員会」の審議を経ることで、役員・関与及び参画を図っている。

教職員についても、使命・目的及び教育目的等の改定にあたっては、教職協働により運営される「高等教育研究センター」において原案を策定し、次いで「学科長会」や「学長補佐会」等で確認・修正等を行ったうえで「大学運営協議会」において審議し、学長が決定するとともに、その結果を「教授会」で報告するというプロセスを経ている。なお、「学長補佐会」には学長室長（職員）、「大学運営協議会」には学園統括部長（職員）が構成員に含まれており、このことから本学においては、教職員が使命・目的及び教育目的等の策定・改定等に深く関与・参画していること、またそのプロセスにおいて教職員の理解・支持が得られているといえる。三つのポリシーの策定に際しても、上記の過程において検討・策定・審議し、決定した。

以上のことから、本学の使命・目的及び教育目的等の策定・改定等のプロセスに役員、教職員が関与・参画し、その理解と支持は得られているといえることができる。

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、『大学案内』及び大学ホームページに掲載している。このほか、大学の使命・目的及び教育目的を規定した「広島文教大学学則」は、毎年発行し、新入学生に配付している『学生生活ハンドブック』に掲載するほか、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の定めに基づき、教育研究情報の公表の一つとして、大学ホームページ上にも掲載して、情報の開示を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、私立学校法第 45 条の 2 の規定に沿って、理事長、学長を中心に中期計画を策定しており、現在は令和 2（2020）年 12 月に「理事会」で決定した令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 箇年を対象期間とする「第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）学校法人武田学園中期経営計画」（以下、「第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）」）に沿って運営を行っている。これは、5 年後及び 10 年後の大学の姿をそれぞれ「定性的目標」と「定量的目標」によって示し、その実現のために以下に示す具体的な取組項目を実施工程表として掲げたものである。

取組項目

- ① 教育力（教育改革）
- ② 募集力
- ③ 就職力
- ④ 地域連携力

⑤ 経営力

この目標と取組項目は、すべて先に述べた大学ミッション「わたしたちは、質の高い教育と きめ細やかな支援で、学生一人ひとりの成長を後押しし、社会に役立つ人材を育成します。」を踏まえたものである。

以上のことから、本学の中期計画は、大学の使命・目的及び教育目的の達成を反映したものと なっているといえる。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、教育理念「育心 育人」に基づき、学生の持てる才能を伸ばし育てることによって 自立の精神と実践力を養う教育を目指している。この教育理念と「広島文教大学学則」、「広島 文教大学大学院学則」及び「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」を踏まえて平成 24 (2012) 年に学部・学科、平成 25 (2013) 年に大学院人間科学研究科のディプロマ・ポリ シー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを見直した。さらに、平成 29 (2017) 年 4 月には、改正された学校教育法施行規則第 165 条の 2 の定めに基づき、大学の使 命・目的及び教育目的との一貫性に配慮しつつ、大学・学部・学科のディプロマ・ポリシー、 カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと大学院人間科学研究科のアドミッシ ョン・ポリシーを大幅に改定し、大学ホームページに公表した。なお、1-1-④に述べたように、 た令和 6 年 2 月には、改訂された高等学校学習指導要領によって学んだ高校生が受験年度を迎 えることに伴って、アドミッション・ポリシーの一部改定を行った。

特に大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー については、図 1-2-1 に示されるように、相互に段階的な関連性を有している。また、ディプ ロマ・ポリシーには、「広島文教大学学則」第 1 条に示された教育目的にある「深い知識と高 い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする。」に基 づく実践力のある人材の育成を掲げている。また、建学の精神については判断力の中に位置づ けている。

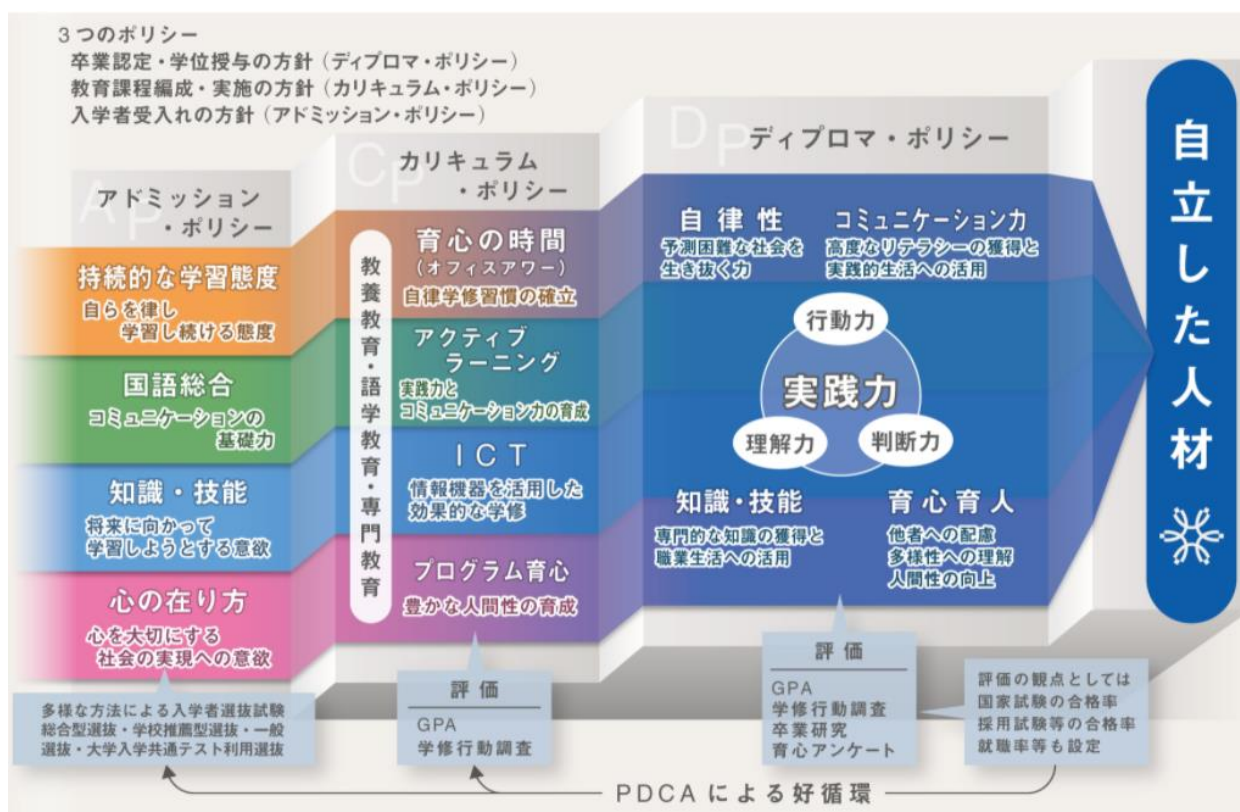


図 1-2-1 広島文教大学のめざす教育を具現化する三つのポリシー

大学及び各学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーと大学院人間科学研究科及び教育学専攻のアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

広島文教大学の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

広島文教大学は、建学の精神及び学園訓に基づき、謙虚で優雅な人間性と思いやりの心を持ち、正しい判断力とたくましい実践力を身につけた人材の育成を目的とし、「育心 育人」という教育理念の具現化を通して、「自立した人材」の育成を目的としています。その目的を達成するために、「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」第 2 条に基づく以下の能力を修得及び育成し、社会に有用な人材を育成することを教育目標としています。

- (1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）

自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。

- (2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）

予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。

- (3) リテラシーに基づくコミュニケーション力
言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。
- (4) 専門的な知識・技能の活用力
学位プログラムに関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。
- (5) 豊かな人間性（育心 育人）
「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮，多様性への理解，自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

広島文教大学は、卒業認定・学位授与の方針に掲げた教育目標達成のために、教養教育科目及び専門教育科目、その他必要と考える科目を体系的に配置し、教育目標との関連を示すためにナンバリングを行います。また、学修系統を容易に把握できるように、科目の関係をカリキュラムマップにより明示します。学修内容、学修方法、学修成果の評価の在り方については以下のとおりとしています。

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では、各専門領域の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) 豊かな人間性を育成するために、学科ごとに開講される「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

卒業認定・学位授与の方針に掲げる実践力等の修得状況を大学としての評価、学科としての評価、学生個人の評価のそれぞれによって把握します。

- (1) 大学としての評価は、学修行動調査及び自己評価シートの結果に基づいて評価します。
- (2) 学科としての評価は、学科長及びチューターによって専門教育科目のGPAに基づいて評価します。
- (3) 学生個人の評価は、履修科目のGPA、卒業研究の評価及び自己評価シートに基づいて評

価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

広島文教大学は、本学の卒業認定・学位授与の方針に掲げる人材を育成するために、教育課程編成・実施の方針によって定める学修内容及び学修方法を通じて自立した人材へと成長できる、以下の資質を持った入学者を求めます。そのために、多様な選抜方法を実施します。

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

また、大学のアセスメント・ポリシーは、以下のとおりである。

■学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）

卒業認定・学位授与の方針に掲げる教育目標の達成状況は、教育課程編成・実施の方針の「3 学修成果の評価の在り方」によりますが、その具体的な方法は以下のとおりです。

(1) 卒業研究の評価

卒業研究の評価は、学科共通の卒業研究ルーブリックによって評価します。評価結果の妥当性については、大学及び学科として評価結果を集計し検証します。また、学生個人としては卒業研究ルーブリック及び指導教員との面談により確認します。

(2) 総括テスト、レポート等による評価

各期末に総括テスト、レポート等による評価を行います。レポートについてはコモンルーブリックを必要に応じて活用します。また、科目の内容に共通性があるものについては科目群として、コモンルーブリックを科目の性質に対応させた科目群ルーブリックとして活用します。

(3) 育心アンケート

卒業認定・学位授与の方針に掲げる教育目標の達成状況を確認するために、卒業時に育心アンケートによる調査を行います。この結果は、大学及び学科として集計します。

上記に掲げる評価の他、各種採用試験・国家試験等の合格率、資格の取得状況などについても評価の観点として設定します。

教育学部

教育学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

(1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）

自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。

(2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）

予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身に付けることがで

きます。

(3) リテラシーに基づくコミュニケーション力

言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。

(4) 専門的な知識・技能の活用力

教職，教科教育及び保育等の，教育学に関わる専門的な知識・技能を獲得し，それを職業生活において活用することができます。

(5) 豊かな人間性（育心 育人）

「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮，多様性への理解，自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身に付けることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 学修内容

- (1) 教養教育では，現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに，たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では，英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では，教育学の体系性に基づいて，科目を適切な学年・期に配置し，その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し，能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために，「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために，少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) 教育学科では教育者として求められる豊かな人間性を育成するために，「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

学科全体に関わる評価は学科長によって，学年別の評価はチューターによって，専門教育科目のGPAに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち，国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な，教育学に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し，心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

人間科学部

人間福祉学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）
自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。
- (2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）
予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。
- (3) リテラシーに基づくコミュニケーション力
言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。
- (4) 専門的な知識・技能の活用力
個人の尊厳を重視し支援する能力等の、社会福祉学に関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。
- (5) 豊かな人間性（育心 育人）
「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルを身につけるとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では、社会福祉学の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) 人間福祉学科では福祉マインドに基づく豊かな人間性を育成するために、「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

学科全体に関わる評価は学科長によって、学年別の評価はチューターによって、専門教育科目のGPAに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な、社会福祉学に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

心理学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）
自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。
- (2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）
予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。
- (3) リテラシーに基づくコミュニケーション力
言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。
- (4) 専門的な知識・技能の活用力
心の多様性と普遍性を理解し、それをもって社会貢献する能力等の、心理学に関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。
- (5) 豊かな人間性（育心 育人）
「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では、心理学の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。

- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) 心理学科では人間に関する専門職業人として社会貢献する上で必要な豊かな人間性を育成するために、「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

学科全体に関わる評価は学科長によって、学年別の評価はチューターによって、専門教育科目のGPAに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な、心理学に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

人間栄養学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）
自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。
- (2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）
予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。
- (3) リテラシーに基づくコミュニケーション力
言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。
- (4) 専門的な知識・技能の活用力
食生活や健康に関わる課題を科学的に解決する能力等の、栄養学に関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。
- (5) 豊かな人間性（育心 育人）
「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかりま

す。

- (3) 専門教育では、栄養学の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) 人間栄養学科では食生活や健康の向上に貢献しようとする豊かな人間性を育成するために、「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

学科全体に関わる評価は学科長によって、学年別の評価はチューターによって、専門教育科目のGPAに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な、栄養学に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

グローバルコミュニケーション学科

■卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 状況を見極め適切に判断し、計画を具体的な行動に移す能力（実践力）
自らの目標達成のために解決しなければならない課題に対して、状況に対する正しい理解とそれに基づく最適な判断、そして積極的な態度で行動することができます。
- (2) 自らを律し、社会でたくましく生き抜こうとする姿勢（自律性）
予測困難な社会の中で、たくましく生き抜いてゆこうとする姿勢を身につけることができます。
- (3) リテラシーに基づくコミュニケーション力
言語に関わる高度なリテラシーを獲得し、それに基づくコミュニケーション能力を実践的生活に活用することができます。
- (4) 専門的な知識・技能の活用力
言語の公共的使用能力等のコミュニケーション学、及びこれに関連する応用的かつ実践的領域に関わる専門的な知識・技能を獲得し、それを職業生活において活用することができます。
- (5) 豊かな人間性（育心 育人）
「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会を実現しようとする態度を身につけることができま

す。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 学修内容

- (1) 教養教育では、現実の問題を多面的に考える力や社会で必要となる基礎的なスキルとともに、たくましく生きる力を身につけることを目的として初年次教育及びキャリア形成教育をおこないます。
- (2) 語学教育では、英語学修専用施設（Bunkyo English Communication Center）を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかります。
- (3) 専門教育では、コミュニケーション学、及びこれに関連する応用的かつ実践的領域の体系的に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

2. 学修方法

- (1) 双方向性を実現し、能動的な学修態度と実践力を養うためにICT機器を活用します。
- (2) 自律学修習慣を身につけるために、「育心の時間」（オフィスアワー）を活用して学修成果評価後の指導を実施します。
- (3) 実践力及びコミュニケーション力を養うために、少人数の授業ではアクティブ・ラーニングを取り入れます。
- (4) グローバルコミュニケーション学科では実践的生活を超えた生き方へのまなざしを獲得し、豊かな人間性を育成するために、「プログラム育心」を実施します。

3. 学修成果の評価の在り方

学科全体に関わる評価は学科長によって、学年別の評価はチューターによって、専門教育科目のGPAに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 入学前教育に対して持続的に取り組むことができる。
- (2) 高等学校等までの学習内容のうち、国語総合を通じてコミュニケーション能力及びリテラシーの基礎的な力を身につけている。
- (3) 自立するために必要な、コミュニケーション学、及びこれに関連する応用的かつ実践的領域に関する専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

大学院

人間科学研究科

■修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

広島文教大学大学院人間科学研究科は、建学の精神及び学園訓に基づき、謙虚で優雅な人間性と思いやりの心を持ち、正しい判断力とたくましい実践力を身につけた人材の育成を目的とし、「育心 育人」という教育理念の具現化を通して、「自立した人材」の育成を目的としています。その目的を達成するために、広島文教大学大学院学則第4条第2項に基づく以下の能力を修得させ、社会に有用な人材を育成することを教育目標としています。

- (1) 専攻分野における研究能力（研究力）

専攻分野における高度な知識・技能を獲得し、研究課題に取り組むことができます。

- (2) 高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力（専門性に基づく実践力）

高度な知識・技能に基づく専門性を、職業生活において活用することができます。

- (3) 豊かな人間性（育心育人）

「育心育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会の実現と文化の進展に寄与しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

広島文教大学大学院人間科学研究科は、修了認定・学位授与の方針に掲げた教育目標達成のために、授業科目を体系的に配置し、教育目標との関連を示すためにナンバリングを行います。また、学修系統を容易に把握できるように、科目の関連性をカリキュラムマップにより明示します。学修内容、学修方法、学修成果の評価の在り方については以下のとおりとしています。

- (1) 学修内容

専門分野の体系性に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。

- (2) 学修方法

① 研究能力を養うために、研究課題に応じた個別指導をします。

② 専門分野（コース）の特性に基づき、職業等に必要の高度な能力に基づく実践力を養うために豊富な体験型実習を、又は、能動的な研究態度を養うために全科目で受講生参加型の授業を実施します。

③ 豊かな人間性を養うために、研究倫理教育を実施します。

- (3) 学修成果の評価の在り方

修了認定・学位授与の方針に掲げる研究力等の修得状況を大学院としての評価、学生個人の評価のそれぞれによって把握します。

① 大学院としての評価は、学修行動調査及び自己評価シートの結果に基づいて評価します。

② 専攻としての評価は、専攻主任及びチューターによって履修科目のGPAに基づいて評価します。

③ 学生個人の評価は、履修科目のGPA、修士論文の評価及び自己評価シートに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

広島文教大学大学院人間科学研究科は、本学の定める学修内容及び学修方法を通じて高度な専門的スキルを有するとともに、建学の精神である「育心 育人」に基づく豊かな人間性を備えた人材を育成するために、学士課程における知識・技能を広く修得し、より高度な専門的課題に対して意欲的に取り組む姿勢を身につけた入学者を求めます。そのために、多様な選抜方法を実施します。

(1) 学士課程における学修を通して専門領域に関わる知識・技能を身につけている。

(2) 広島文教大学の教育理念を理解し、心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

(3) より高度な専門的課題を解決するために必要である、専門的知識・技能を修得しようとする

る意欲がある。

- (4) 卒業論文の課題設定が優れており、意欲的に取り組んでいる。あるいは成果として優れている。

教育学専攻

■修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 教育学又は心理学における研究能力（研究力）
教育学又は心理学における高度な知識・技能を獲得し、研究課題に取り組むことができます。
- (2) 教育学又は心理学に関わる高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力（専門性に基づく実践力）
教育学又は心理学に関わる高度な知識・技能に基づく専門性を、職業生活におい活用することができます。
- (3) 豊かな人間性（育心育人）
教育学又は心理学の知見を通じて「育心 育人」の精神に基づく他者への配慮、多様性への理解、自らの人間性の向上を通して人間性あふれる豊かな社会の実現と文化の進展に寄与しようとする態度を身につけることができます。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- (1) 学修内容
教育学又は心理学の体系的に基づいて、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示します。
- (2) 学修方法
 - ① 教育学又は心理学に関わる研究能力を養うために、研究課題に応じた個別指導をします。
 - ② 専門分野（コース）の特性に基づき、職業等に必要な高度な能力に基づく実践力を養うために豊富な体験型実習を、又は、能動的な研究態度を養うために全科目で受講生参加型の授業を実施します。
- (3) 学修成果の評価の在り方
修了認定・学位授与の方針に掲げる研究力等の修得状況を大学院としての評価、学生個人の評価のそれぞれによって把握します。
 - ① 大学院としての評価は、学修行動調査及び自己評価シートの結果に基づいて評価します。
 - ② 専攻としての評価は、専攻主任及びチューターによって履修科目のGPAに基づいて評価します。
 - ③ 学生個人の評価は、履修科目のGPA、修士論文の評価及び自己評価シートに基づいて評価します。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- (1) 学士課程における学修を通して専門領域に関わる知識・技能を身につけている。
- (2) 広島文教大学の教育理念を理解し、教育的・心理的支援者としての心の在り方を問い続けようとする意欲がある。

- (3) 教育学又は心理学に関するより高度な専門的課題を解決するために必要である、専門的知識・技能を修得しようとする意欲がある。
- (4) 卒業論文の課題設定が優れており、意欲的に取り組んでいる。あるいは成果として優れている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、本学に設置している教育学部教育学科，人間科学部人間福祉学科，心理学科，人間栄養学科及びグローバルコミュニケーション学科では，大学設置基準別表第一の規定及び機能的かつ効果的な教育を期待しうる適正な教員数を確保して教育目的の実現にあたっており，整合性が図られている。これにより，学校教育法第85条の規定及び大学設置基準第3条並びに第4条の基準を満たしているといえる。これら教育研究組織における専任教員数は，大学設置基準第13条の基準を満たしている。

大学院には，人間科学研究科に教育学専攻を置き，確かな研究能力に裏打ちされた「高度専門職業人」の養成を目指している。使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性は図られている。なお，大学院の教育研究組織の専任教員数は，大学院設置基準第9条の基準を満たしている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢が日々変化していく中で，学生が大学の教育に期待する多様なニーズを的確に把握し，教育目的などにそれを反映させられるよう，引き続き努力していく。

なお，先に1-2-③に述べたとおり，令和2（2020）年度に，令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5箇年を対象期間とする学校法人武田学園中期経営計画「第2次文教マスタープラン（第2次BMP）」を策定し，「理事会」「評議員会」にて審議・決定した。これは，大学ミッション「わたしたちは，質の高い教育ときめ細やかな支援で，学生一人ひとりの成長を後押しし，社会に役立つ人材を育成します。」を踏まえつつ，5年後及び10年後のビジョンと，その達成のための具体的方策を明確に示したものである。令和3年度より，この「第2次文教マスタープラン（第2次BMP）」に沿った教育活動が行われている。活動の進捗状況は毎年度末に確認・集約され，必要に応じて目標の修正を行っている。また，これらの情報は8月に実施する教職員研修会において学園の全教職員に周知し，各部署はもとより，教職員一人ひとりの取組みの目安としている。

【基準1の自己評価】

本学は開学以来一貫して，建学の精神と「育心 育人」の教育理念に基づき，教育・研究の体制の整備に努めてきた。それを達成するために，教育目的，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを明確に規定し，大学ホームページ，『大学案内』などを通して，公表・周知を図っている。また，教育目的の達成のために教育システムの構築を図るとともに，法令適合性及び個性・特色の明示といった条件を確保しつつ，社会情勢等も踏まえ，必要に応じて随時，使命・目的及び教育目的の見直し等も実施している。

したがって，「1-1 使命・目的及び教育目的の設定」「1-2 使命・目的及び教育目的の反映」の二項目とも基準を満たしていることから，本学の使命・目的に関する明確性，適切性

及び有効性は、担保されている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、1-2-④にも記載のとおり、教育理念及び教育目的を踏まえ策定している。なお、令和 7（2025）年度大学入学生を対象にした高等学校学習指導要領の改訂に伴い、本学のアドミッション・ポリシーも令和 6（2024）年 2 月 28 日開催の大学運営協議会において改訂を決定し、大学 HP の「大学概要」に関するページや『2024 年度学生募集要項』にて周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

「アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとでの運用に運用しているか」については、入学者選抜の方法と入学者選抜の体制とに分けて述べる。

まず、入学者選抜の方法は、『2024 年度学生募集要項』に示すとおり、次の各入学試験をそれぞれアドミッション・ポリシーに沿って実施している。

- ① 総合型選抜
- ② 学校推薦型選抜（前期・後期）
- ③ 一般選抜（前期・後期）
- ④ 大学入学共通テスト利用選抜（前期・中期・後期）
- ⑤ 社会人特別選抜
- ⑥ 編入学選抜・社会人編入学選抜

各入学試験の概要は以下のとおりである。

① 総合型選抜

総合型選抜は、この入学試験を利用する受験生の提出書類の作成や課題への事前学習等に対する自立的な取組みに主眼を置き、なおかつ、本学及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーに沿って志望学科・専攻への適性と多様な能力を評価する入学試験である。本学での学びに対する意欲を重視する専願タイプと、志望学科・専攻に関わる分野での学びに対する意欲を重視する併願タイプを設定している。

専願タイプには、「学びの体験方式」、「広島文教大学附属高校特別方式」、「帰国生特別方式」の3方式を設けており、いずれの方式も全学部・学科で実施している。「学びの体験方式」では出願時に提出された調査書と、試験日当日の「学びの体験プログラム」及び個人面接によって評価を行う。「学びの体験プログラム」では、志望学科ごとに設定された課題への事前学習及び試験日当日の取組みが志望学科のアドミッション・ポリシーに沿って作成されたルーブリックに基づいて評価される。「広島文教大学附属高校特別方式」及び「帰国生特別方式」は、「基礎学力テスト(国語の読解と表現)」により受験者の基礎学力を評価する。3方式すべてにおいて、「志望理由書」等の出願書類を踏まえた面接試験を実施し、本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成されたルーブリックに基づいた評価を行う。

併願タイプでは、「基礎学力重視型」、「外部英語検定重視型」、「活動重視型」の出願区分を設定している。3つの出願区分に共通する試験内容・評価対象は、筆記試験、個人面接、調査書である。筆記試験では、アドミッション・ポリシーに掲げているコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力を評価するために、『2024年度学生募集要項』に示すとおり、高等学校等での国語総合と国語表現の学習に配慮した「基礎学力テスト(国語の読解と表現)」を行っている。

3つの出願区分のうち筆記試験(基礎学力テスト)の配点を最も大きくして総合的な判定を行っているのが「基礎学力重視型」である。一方、「外部英語検定重視型」では外部英語検定の結果を取得している級や得点に応じて得点化したものを、「活動重視型」では活動報告書を本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックにより評価し、得点化したものを筆記試験、個人面接、調査書に加え、総合的な判定を行っている。このように、異なる試験内容・評価対象、異なる配点の出願区分を設けることで、多様な入学者の確保に努めている。なお、併願タイプで受験する場合、学部を問わずに最大3つまで第一志望学科・専攻への出願が可能となっている。

なお、専願タイプ、併願タイプのいずれでも提出が必要となる志望理由書に関して、専願タイプでは本学を選んだ理由を中心に、併願タイプでは第一志望学科の学問分野を学びたい理由を中心に、それぞれ志望理由をまとめるよう受験生に求めている。

② 学校推薦型選抜(前期・後期)

学校推薦型選抜では、「基礎学力重視型」「スポーツ・芸術文化活動重視型」「国公立併願型」の3つの区分を設定しているが、いずれも指定校推薦である。各学科のアドミッション・ポリシーに沿って、区分ごとに推薦基準を設けており、その推薦基準については、学校推薦型選抜で入学した学生のGPAをもとに、その妥当性や整合性の検証を行っている。

・基礎学力重視型

指定校の学校長から推薦された卒業見込みの者で、本学を第一志望とする受験生を対象に選考する。学科・専攻ごとに推薦基準を設けており、その値は評定平均値3.3から4.0の間である。筆記試験、個人面接、調査書から総合的に判定し選抜する。筆記試験は、すべての学修の基礎となる日本語の運用能力をみるという観点から、『2024年度学生募集要項』に示すとおり高等学校等での国語総合と国語表現の学習に配慮した「基礎学力テスト(国語の読解と表現)」を行っている。個人面接については本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックに基づいて評価を行う。

・スポーツ・芸術文化活動重視型

スポーツ・芸術文化活動指定校の学校長から推薦された卒業見込みの者で、本学を第一志望とする受験生を対象に選考する。学科・専攻ごとに設けられた推薦基準（評定平均値 3.2 から 3.7）に加え、高等学校等でのスポーツ活動において県大会ベスト 8 以上、または芸術文化活動において県大会上位入賞以上という実績基準を全学部・学科に設けている。スポーツ・芸術文化活動の実績報告書、筆記試験、個人面接、調査書から総合的に判定し選抜する。筆記試験では、アドミッション・ポリシーに掲げている国語の基礎的な力を評価するために、『2024 年度学生募集要項』に示すとおり、高等学校等での国語総合と国語表現の学習に配慮した「基礎学力テスト（国語の読解と表現）」を行っており、個人面接については本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックを用いて評価を行っている。

・国公立併願型

国公立併願型指定校の学校長から推薦された卒業見込みの者で、国公立大学を第一志望としているが、その他の大学では本学教育学部教育学科のいずれかの専攻を第一志望とする受験生を対象に選考する。教育学科のアドミッション・ポリシーに沿って、評定平均値 3.8 以上という推薦基準を設けている。筆記試験、個人面接、調査書から総合的に判定し選抜する。筆記試験では、アドミッション・ポリシーに掲げている国語の基礎的な力を評価するために、『2024 年度学生募集要項』に示すとおり、高等学校等での国語総合と国語表現の学習に配慮した「基礎学力テスト（国語の読解と表現）」を行っており、個人面接については本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックを用いて評価を行っている。

③ 一般選抜（前期・後期）

・一般選抜（前期）

教科の学力試験を中心とした選抜方法である。S, A, B の 3 日間の入学試験日程で実施している。『2024 年度学生募集要項』に示すように、S 日程では両学部の受験生は国語及び英語を受験し、高得点科目を 150 点、低得点科目を 50 点の 200 点満点として集計する。A 日程では国語又は英語の一方を必ず含む 2 科目選択型あるいは国語及び英語に選択科目（数学・日本史・理科）を課す 3 科目選択型のいずれかを選択でき、前者では各科目 100 点の 200 点満点、後者では 3 科目のうち高得点の 2 科目（各 100 点）の 200 点満点とする。いずれの場合においても国語が重視されているのは、アドミッション・ポリシーに掲げているコミュニケーション力及びリテラシーの基礎的な力に関わるものであり、日本語運用能力がすべての学修の基礎となると考えていることによる。また、人間栄養学科を 2 科目選択型あるいは 3 科目選択型で受験する場合、学科の特性に配慮し、先述の要件に加えて数学又は理科から 1 科目を課している。B 日程では A 日程と同様の試験方法「学力重視方式」に加え、アドミッション・ポリシーに示される専門的な知識・技能を修得しようとする意欲や、心の在り方を問い続けようとする意欲の高い入学者を確保することを目的として、志望理由書を評価対象とする新たな試験方法「意欲重視方式」を令和 5（2023）年度に設けた。いずれの方式においても国語又は英語の一方を必ず含む 2 科目選択型あるいは国語及び英語に選択科目（数学・日本史・理科）を課す 3 科目選択型のいずれかを選択できる。「学力重視方式」の 2 科目選択型では各科目 100 点の 200 点満点、3 科目選択型では 3 科目のうち高得点の 2 科目（各 100 点）の 200 点満点とする。「意欲重視方式」の 2 科目選択型では、高得点科目が 100 点、低得点科目が 50 点、志望理由書が 50 点の 200

点満点、3科目選択型では、高得点科目が100点、その次に得点の高い科目が50点、志望理由書が50点の200点満点である。志望理由書の評価に関しては、本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成したループブックを活用している。なお、一般選抜（前期）では、学部を問わず最大3つまで第一志望学科・専攻への出願を可能にしている。

・一般選抜（後期／後期・共通テスト併用型）

総合的な学力試験による選抜方法である。『2024年度学生募集要項』に示すように、受験生の思考力・判断力・表現力等を問うために、資料やデータを含む論理的な文章から出題する総合問題を実施している。200点満点の総合問題と調査書から総合的に判定する通常型に加え、大学入学共通テストを受験した者は、総合問題と大学入学共通テスト及び調査書から総合的に判定される後期・共通テスト併用型での出願も可能である。この場合、総合問題は100点満点となり、大学入学共通テストの受験科目のうち得点率の高い2教科・2科目がそれぞれ50点満点に換算され、総点200点となる。なお、この入学試験では、学部を問わず最大3つまで第一志望学科・専攻への出願を可能にしている。

④ 大学入学共通テスト利用選抜（前期・中期・後期）

大学入学共通テストの受験者の中から、本学を志望する者を、2教科2科目あるいは3教科3科目で判定し選抜する。利用する選択科目については、高得点の教科・科目を利用する。『2024年度学生募集要項』に示すように、前期日程で人間栄養学科を除いた学科・専攻において国語又は外国語を必ず含むこととしているのは、学修の基礎となる言語運用能力をみるためである。中期日程・後期日程においては、教育学科中等教育専攻及びグローバルコミュニケーション学科を除いた学科・専攻で利用教科科目数を減らしたり利用科目指定を解除したりする等、前期日程とは異なる利用科目を設定しているが、これは大学入学共通テストの受験結果を利用するという当該入学試験の特性に配慮し、多様な科目を利用可能にすることによって受験生の出願機会を保障しようとしたものである。なお、この入学試験では、学部を問わず最大3つまで第一志望学科・専攻への出願を可能にしている。

⑤ 社会人特別選抜

『2024年度学生募集要項』に示すように、社会人に広く大学への門戸を開放している入学試験制度である。高等学校又は中等教育学校卒業あるいはそれと同等以上とみなせる学力の条件を満たす22歳以上の社会人で、本学のアドミッション・ポリシーを理解し、学ぶ意欲の高い者を対象に選抜を行う。筆記試験、面接による口述試験、提出書類等から総合的に判定する。筆記試験に小論文が設定されるのは、すべての学修の基礎となる日本語運用能力をみるためである。

⑥ 編入学選抜・社会人編入学選抜

編入学選抜は、『2024年度学生募集要項』に示すように、短期大学卒業（卒業見込み）、大学在学2年以上で所定単位修得（修得見込み）、高等専門学校卒業（卒業見込み）、あるいはそれと同等とみなせる条件を満たす者で、本学のアドミッション・ポリシーを理解し、学ぶ意欲の高い者に対し、一層の能力・適性の伸長を期して設けられた入学試験制度であり、人間福祉学科、心理学科、グローバルコミュニケーション学科の3学科においてのみ実施している。人間

福祉学科及び心理学科では小論文，グローバルコミュニケーション学科では英語による筆記試験，面接による口述試験，提出書類等から総合的に判定する。また社会人編入学選抜も、『2024年度学生募集要項』に示すように，短期大学又は高等専門学校卒業後4年以上，大学卒業後2年以上経過している社会人，あるいはそれと同等とみなせる条件を満たす者で，本学のアドミッション・ポリシーを理解し，学ぶ意欲の旺盛な者に対し，一層の能力・適性の伸長を期して設けられた入学試験制度である。編入学選抜と同様，人間福祉学科，心理学科，グローバルコミュニケーション学科の3学科においてのみ実施している。小論文又は英語による筆記試験，面接による口述試験，提出書類等から総合的に判定する。

以上の各入学試験では、『2024年度学生募集要項』に示すように，出願資格が明確に示されている。①～④の入学試験においては，各入学試験特有の事項に加えて，次のように出願資格を設定している。

次のいずれかに該当する者

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び2024年3月卒業見込みの者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2024年3月修了見込みの者
3. 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2024年3月31日までにこれに該当する見込みの者

よって，これらはいずれも学校教育法第90条及び同施行規則第150条の規定を遵守しているといえる。

また，上記の⑤並びに⑥の入学試験においては，同じく『2024年度学生募集要項』に示すように，各入学試験特有の事項に続けて次のように出願資格を設定している。

・社会人特別選抜

2024年4月1日現在満22歳以上であり，次のいずれかに該当する者

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
3. 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

・編入学選抜

次のいずれかに該当する者

1. 短期大学を卒業した者又は2024年3月卒業見込みの者
2. 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し62単位以上修得した者及び2024年3月修得見込みの者
3. 高等専門学校を卒業した者又は2024年3月卒業見込みの者
4. 学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有し，修業年限が2年以上で，課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であると文部科学大臣より認定された専修学校の専門課程で，かつ，編入学を希望する学科と分野及び履修内容とが概ね適当であると本学が認める課程を卒業した者又は2024年3月卒業見込みの者

・社会人編入学選抜

2024年4月1日現在次のいずれかに該当する者

1. 短期大学又は高等専門学校を卒業後4年以上経過している者
2. 大学を卒業後2年以上経過している者
3. 学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有し、修業年限が2年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上であると文部科学大臣より認定された専修学校の専門課程で、かつ、編入学を希望する学科と分野及び履修内容とが概ね適当であると本学が認める課程を卒業後4年以上経過している者

よって、これらのことから、学校教育法第122条・第132条及び学校教育法施行規則第161条・第178条・第186条の規定を遵守しているといえる。

続いて入学試験の体制と運用について述べる。学部の入学試験は学長が最高責任者となり、「入学試験委員会」及び「アドミッション・オフィス」において検討された入学試験処理日程に沿って管理・運営し、全学体制で実施している。

具体的な業務は、「アドミッション・オフィス」「入学試験委員会」と「入試広報課」が緊密な連携を取りながら実施している。これらの担当については、「広島文教大学アドミッション・オフィス規程」、「広島文教大学入学試験委員会規程」及び「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」第13条第8項に明示するとおりである。

入学試験当日は、学長を最高責任者とした「入学試験本部」を設置し、入学試験委員長の管理のもとで、試験会場、採点会場を設置し、適正な試験を実施している。

入学試験問題の作成は、「入学試験問題作成委員会」を設置し、学長が委嘱する委員長及び委員により大学入学共通テスト利用選抜（前期・中期・後期）を除いた入学試験の問題作成を行っている。

面接試験及び活動報告書などの配点のある提出書類においては、アドミッション・ポリシーに沿って作成したルーブリックを用いて複数の評価者による評価を行うことにより、評価の公正性及び妥当性の確保に努めている。さらに、受験者の合否判定にあたっては、面接試験では各試験室の評価に開きがみられた場合、筆記試験では各教科の平均得点に大きな開きがみられた場合に調整を行い、公正な入学試験となるよう努めている。

また、毎年の入学試験結果及び入学者の学修状況をもとに「入学試験委員会」「アドミッション・オフィス」において入学者選抜の公正性及び妥当性について検証を行い、試験方法、試験内容・評価対象、及び配点などにおける変更の必要性について検討している。

以上のように本学にあっては、大学設置基準第2条の2を遵守しているといえる。よって留意点「アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか」を満たしているといえる。

また、大学院人間科学研究科に関しても、入学者選抜の方法と入学者選抜の体制とに分けて述べる。

まず入学者選抜の方法は、アドミッション・ポリシーに沿って実施している。入学試験の概要は、以下のとおりである。

試験日程は、前期と後期とが設定され、一般選抜、社会人特別選抜とがある。一般選抜、社会人特別選抜ともに、専門科目と外国語（英語）の筆記試験並びに口述試験がある。なお、社

会人特別選抜では、外国語（英語）に替えて小論文を選択することができる。最終的には、筆記試験・口述試験及び提出された書類から総合的に判定される。

これらの入学試験では、以下のとおり『2024年度大学院学生募集要項』に出願資格も明確に示されている。

・一般選抜

次の各号のいずれかの資格を有する者又は2024年3月31日までに取得見込みの者

1. 大学を卒業した者
2. 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、またはそれに準ずる者
4. 文部科学大臣により指定された専修学校の専門課程を修了した者
5. 文部科学大臣の指定した者（旧制学校等を修了した者、あるいは防衛大学校・海上保安大学校・気象大学校など、各省庁大学校を修了した者）
6. 本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

・社会人特別選抜

一般選抜の出願資格1～6のいずれかを満たす者で、かつ出願時にその資格取得後3年以上経過している者

よって、学校教育法第102条及び同施行規則第155条・第156条の規定を遵守しているといえる。

続いて入学試験の体制と運用について述べる。大学院人間科学研究科の入学試験は、学長が最高責任者となり、入学試験委員長のもとに入学試験処理日程に沿って管理・運営され、入学試験問題の作成も含め大学院人間科学研究科全員の体制で実施されている。大学院人間科学研究科における入学試験にかかる具体的な業務は、学部と同様である。

以上のように大学院人間科学研究科にあっても、大学院設置基準第1条の3・第10条の規定を遵守しているといえる。よって、留意点「アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか」を満たしているといえる。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

教育を行う環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生を適切に確保していることについては、以下のとおりである。

まず「広島文教大学学則」第8条において、収容定員、入学定員及び編入学定員を明示している。よって、大学設置基準第18条を遵守している。

令和6（2024）年5月1日現在の在籍学生数は、教育学部637人、人間科学部754人、合計1,391人となっている。収容定員に対する在籍学生数の割合は、教育学部106.2%（収容定員600人）、人間科学部73.2%（収容定員1,030人）、大学全体85.3%（収容定員1,630人）とな

っており、教育学部では定員を上回っているが、人間科学部では定員を下回っており、大学全体では定員より 14.7%不足している。

入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合を過去 5 箇年で示すと、表 2-1-1 のようになる。

過去 5 箇年の入学定員充足率の平均は、昨年まで大学全体としては定員を満たしていたが、令和 6（2024）年度からの過去 5 箇年では 96.1%となっており、定員を満たしていない。

表 2-1-1 教育学部及び人間科学部の過去 5 箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合

学部	学科・専攻	区分	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	平均
教育学部	教育学科 初等教育 専攻	入学定員 (人)	120	120	120	120	120	—
		入学者 (人)	128	143	135	130	95	126.2
		充足率 (%)	106.7	119.2	112.5	108.3	79.2	105.2
	教育学科 中等教育 専攻	入学定員 (人)	30	30	30	30	30	—
		入学者 (人)	32	26	38	32	38	33.2
		充足率 (%)	106.7	86.7	126.7	106.7	126.7	110.7
	合計	入学定員 (人)	150	150	150	150	150	—
		入学者 (人)	160	169	173	162	133	159.4
		充足率 (%)	106.7	112.7	115.3	108.0	88.7	106.3
人間科学部	人間福祉 学科	入学定員 (人)	60	60	60	60	60	—
		入学者 (人)	67	69	55	50	33	54.8
		充足率 (%)	111.7	115.0	91.7	83.3	55.0	91.3
	心理学科	入学定員 (人)	50	50	50	50	50	—
		入学者 (人)	85	68	93	82	50	75.6

		充足率 (%)	170.0	136.0	186.0	164.0	100.0	151.2
	人間栄養 学科	入学定員 (人)	70	70	70	70	70	—
		入学者 (人)	62	45	56	36	25	44.8
		充足率 (%)	88.6	64.3	80.0	51.4	35.7	64.0
	グローバルコ ミュニケーション 学科	入学定員 (人)	60	60	60	60	60	—
		入学者 (人)	70	41	34	35	22	40.4
		充足率 (%)	116.7	68.3	56.7	58.3	36.7	67.3
	合計	入学定員 (人)	240	240	240	240	240	—
		入学者 (人)	284	223	238	203	130	215.6
		充足率 (%)	118.3	92.9	99.2	84.6	54.2	89.8
大学	合計	入学定員 (人)	390	390	390	390	390	—
		入学者 (人)	444	392	411	365	263	375.0
		充足率 (%)	113.8	100.5	105.4	93.6	67.4	96.2

大学院人間科学研究科における教育を行う環境の確保のための、収容定員と入学定員及び在籍学生確保の適切性については、『2024年度大学院学生募集要項』に入学定員を明示し、周知している。よって、大学院設置基準第10条を遵守している。

収容定員と入学定員及び在籍学生数については、令和6(2024)年5月1日現在での人間科学研究科全体では、収容定員30人に対する在籍学生数は8人であり、その割合は26.7%となっており、定員割れの状態である。

また、過去5箇年における入学定員充足率の平均値を見ても、26.7%となっている。

入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合を過去5箇年で示すと、表2-1-2のようになる。

表 2-1-2 大学院人間科学研究科における過去 5 箇年の入学定員，入学者数，入学定員に対する入学者数の割合

	専攻	区分	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	平均
人間科学研究科	教育学専攻	入学定員 (人)	15	15	15	15	15	—
		入学者 (人)	3	1	8	3	5	4.0
		充足率 (%)	20.0	6.7	53.3	20.0	33.3	26.7
	合計	入学定員 (人)	15	15	15	15	15	—
		入学者 (人)	3	1	8	3	5	4.0
		充足率 (%)	20.0	6.7	53.3	20.0	33.3	26.7

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年度における教育学部設置及び男女共学化という改革以来 4 年間，大学全体の定員を上回る入学者を確保できていたが，入学定員を充足できていない学科・専攻も見られるようになった。各学科・専攻が入学定員を確保するために，次のような方策を講じる。

教育学部については，初等教育専攻における高い教員採用合格実績を引き続きアピールしていく。加えて，教育学部設置に併せて建築した 1 号館の設備を活用した学びにより，これからの教育現場に対応した高い実践力を有する教員を養成していくこと，そして，改革後においても，これまでと同様に学生が自立的に教員採用試験に向けて学修をすすめていることを周知していく。

人間科学部については，学科単位で次の内容をアピールしていく。人間福祉学科については，介護福祉士・介護職に 23.4%の学生が就職するなど高齢者福祉分野における実績に並行して保育士を中心とした児童福祉分野における実績や社会福祉協議会等の地域福祉分野における実績，そして公務員試験の合格実績を中心に周知していく。また心理学科については，初年次教育の充実を目指した授業科目の配置や，卒業後の進路を意識した授業科目として，大学院進学を希望する者を主な対象に想定した「心理学外書講読Ⅰ・Ⅱ」を 3 年次に，また労働者の心の健康問題に対する理解の促進を意図した「職場のメンタルヘルス」を 4 年次にそれぞれ開講するなど，卒業後の進路を意識した授業科目の設定等のカリキュラム上の特徴と，平成 30(2018)年度入学生からの公認心理師対応カリキュラム移行，幅広い方面への就職実績を周知していく。人間栄養学科については，短期大学部食物栄養学科に始まる伝統の長さ与管理栄養士国家試験における合格実績，学生の自発的な学びの場として展開している社会貢献活動における成果を周知していく。そしてグローバルコミュニケーション学科については，「BECC」との連携による独自の英語教育，観光分野に関する授業科目の設定，アクティブ・ラーニングによる学修成果

に加え、令和 7（2025）年度入学生から始まる姉妹校であるラブラブセブ国際大学などへの全員留学を周知していく。

また、教育学科では野外活動スタッフ，人間福祉学科及び心理学科では社会福祉協議会のイベントサポートや行事の計画・実施，人間栄養学科では産官学連携によるレシピ考案やフードロス削減に向けた取組み，グローバルコミュニケーション学科では英語通訳ボランティアやSDGs への取組みというように、本学のすべての学科において、地域社会や企業等と連携した、学生が中心的な役割を担う取組みを行っている。このような地域や社会と連携した取組みも、教育理念「育心 育人」に寄与する本学独自の学びとしてアピールしていく。

入学定員に対する入学者数については、平成 27（2015）年文部科学省告示第 154 号「大学，大学院，短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」において、学部の入学定員の 1.3 倍未満（平成 15（2003）年文部科学省告示第 45 号「大学，短期大学，高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」による）から大学の収容定員の規模，大学が設置する学部の入学定員の規模等に応じて、1.05 倍未満から 1.15 倍未満の範囲に定められた。これによると、本学は入学定員の 1.15 倍未満の入学者数が適正範囲となる。

教育学部は令和 4（2022）年度にわずかに 1.15 倍を上回ったものの、適正な学生数を確保した状態が続いていたが、令和 6（2024）年度においては入学定員を満たすことができなかった。教育学部 4 学年の合計収容定員 600 名に対する令和 6（2024）年 5 月時点での学生数は 637 名であり、充足率は 106.2%であるため、学部全体としては適正な教育環境が確保できているといえるが、この状態を維持するためにも令和 7（2025）年度における入学者定員の充足が喫緊の課題である。

また人間科学部は心理学科を学科単体でみた場合、令和元（2019）年度以降、入学生が学科定員の 1.15 倍を上回る状態が続いていたが、令和 6 年（2024）年度の入学者数は、定員と同じ 50 名になった。今後も心理学科の入学者数が適正範囲となるように努めていくとともに、人間科学部の入学者定員の充足に努めていく。

大学院人間科学研究科においては、平成 26（2014）年度に教育学専攻心理学コースを新設し、社会人受入れ条件の緩和を行ったほか、平成 30（2018）年度より教育学専攻臨床心理学コースにおいて公認心理師資格に対応した大学院カリキュラムを整備した。同時期に心理学科においても公認心理師資格に対応した学部カリキュラムを整備し、これを履修した最初の卒業生を輩出した令和 4（2022）年度は、それまでを大きく上回る進学者を確保した。公認心理師資格には学部及び大学院のカリキュラム履修を要することを周知し、引き続き入学者の確保に努める。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営することについては、学生の自律学修の確立を支援することや、学修面で悩みを抱える学生を支援することを目的として、「学生サポートセンター」に「学習支援室」を設置し、教員と職員の協働により運営している。長期休暇を除く授業実施期間の平日午後には、教養教育部の助手が在室し、相談及び継続的な学生の個別指導にあたっており、相談内容によっては関係教員や関係部署の職員に連絡を取り、連携して学生の支援にあっている。『学生生活ハンドブック』に利用案内を掲載し、新入生ガイダンスにおいて、自律学修の促進の場として、学生に周知している。

学修支援に資するデータを収集するため、外部業者作成の学力テストを入学直後の1年生を対象に実施しており、平成29(2017)年度入学生より、その結果から基礎的な学力の向上が望ましい学生については、「学習支援室」及び学科チューターとで情報共有のうえ、教養教育科目「大学での学びa」「大学での学びb」の受講を勧めている。実施する学力テストは、令和3(2021)年度より「新入生基礎力テスト」という名称で、言語能力・数的能力・理科分野の問題で構成している。言語能力について特に育成が必要と判定した学生にはコミュニケーションの基礎となる日本語の表現力・理解力の育成を目標とする「大学での学びa」、数的能力・理科分野について特に育成が必要と判定した学生には科学的・数学的な見方・考え方の育成を目標とする「大学での学びb」の受講を勧めている。

さらには、「学習支援室」が中心となって入学前からの学修支援の充実にも着手している。具体的には、入学者選抜合格者全員に対し、試験種別ごとに入学前学習課題を提示し、自律的な学びの涵養及びモチベーションの維持のため、『学生募集要項』に入学前教育の時期や内容を掲載し学びのイメージづくりをするとともに、大学ホームページの「入学前学習」に入学前学習課題を提示して継続的な取組みを求めている。令和5(2023)年度の入学前学習課題は、年内に実施される総合型選抜及び学校推薦型選抜の合格者に対しては、オンライン学習コース「基礎力アッププログラム」、学科から出題される「専門分野基礎プログラム」及び「専門分野導入プログラム」に加え、入学までの期間及び入学後の学びを明確にする目的で「学びの計画書」の作成を出題した。また、年明けに実施する一般選抜及び大学入学者選抜共通テスト利用選抜を含めたすべての合格者に対して、大学での学びへの導入教育として「専門分野導入プログラム」を出題した。なお、入学前学習課題については、一方向的な課題の提示ではなく、必要に応じて入学予定者と教員の間でコミュニケーションが行われるように配慮されている。

また、「学習支援室」の主催により、入学予定者を対象とする「プレスチューデントデイ」を実施しており、令和5(2023)年度は、入学予定者のうち129人が参加した。実施にあたっては、教員と職員が同等の立場でアイデアや意見を出し合い、企画から運営まで一体となって行っている。入学予定者からの問い合わせは、教員と職員で相談・情報共有することにより、入学前における直接的かつ具体的な学修支援活動を実現している。

英語コミュニケーションに関する学修支援は、「BECC」内に設置している学修支援施設である「Self-Access Learning Center(以下、「SALC」という。))」が担当している。ここでは、学生が自律的に学修を進めていくことを支援する2人の学修アドバイザー及び2人の職員が常駐し、教職協働のもと学生指導にあっている。2人の学修アドバイザーは、英語学修に関する専門知識を有している外国人専任教員1人と日本人専任教員1人である。また、この施設には、書籍・CD・DVD・ゲームなどを含む、バラエティー豊かな教材がそろえられており、自分の英語

のレベルに合ったものを選択できるよう、すべての教材に英語の難易度が表示されている。さらに、発音練習やプレゼンテーションの準備ができるスピーキングブースや、仲間と協力・サポートし合いながらの英語学修を進めていくマルチパーパスルームなどがあり、施設の利用法や利用時のサポートにおいて「SALC」カウンターのスタッフが様々な便宜を図っている。そして「SALC」のもう一つの特徴は、すべて英語でのコミュニケーションが義務付けられていることである。これによって、学内にいながら留学をしているような体験をすることができる。

入学時における新入学生への支援に関しては、全学的には「学生サポートセンター」が中心となり「学生生活ガイダンス」「iPad 説明会」を開催し、各学科においては「チューターガイダンス」を実施しており、こうした学修・学生生活等のオリエンテーションを通して学修不安の解消や大学生活に必要な基礎知識を身に付けるよう指導している。

また、入学時オリエンテーションとして「文教ピアサポートデイ」を学科単位で行っている。「文教ピアサポートデイ」は、入学間もない時期に開催され、各学科あるいは学生自治組織の「学友会」に所属する上級学生達がピアサポーターとして新入生にかかわり、生活相談を受けたり、レクリエーションなどで人間関係を広げることを目的とするイベントである。入学時オリエンテーションにピアサポートを組み込むことで、早い段階での学生相互の交流を促進させることができる。

さらに、大学院人間科学研究科教育学専攻の心理学コースと臨床心理学コースでは、心理学を学部で修学していない等、学士課程における専門教育が不十分である学生に対しては、教員が個別にサポートを行う体制がある。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

教員の教育活動を学生が補助するための制度については、「広島文教大学スチューデントアシスタント取扱要項」及び「広島文教大学ティーチング・アシスタント取扱要項」により、SA (Student Assistant)・TA を配置し、学修支援を行っている。

令和 5 (2023) 年度の SA については、次の表 2-2-1 のとおりである。

表 2-2-1 令和 5 (2023) 年度の SA 採用授業科目・業務内容・採用人数

授業科目	業務内容	採用人数
音楽演習	幼児教育コースにおける弾き歌いのピアノ伴奏と歌唱の技能修得までに必要な履修生の学修支援	5 人
心理学統計基礎	心理学研究におけるデータ処理の方法並びに統計ソフトの操作に関する履修生の学修支援	3 人
心理学実験 I	心理学の基礎実験について、その実施からレポート作成までに必要な履修生の学修支援	3 人
心理学実験 II	心理学の基礎実験について、その実施からレポート作成までに必要な履修生の学修支援	3 人
心理学統計法 I	心理学に関するデータ分析と整理, 統計ソフトの動作確認, 統計指標の記述方法に関する履修生の学修支援	3 人
心理学統計法 II	心理学に関するデータ分析と整理, 統計ソフトの動作確認, 統計指標の記述方法に関する履修生の学修支援	4 人

心理学情報処理演習	心理学研究に関するデータ処理の方法及びレポート作成までに必要な履修生の学修支援	2人
-----------	---	----

また、授業外では、幼稚園教諭、小学校教諭あるいは保育士の資格取得希望者を対象に、1年次前期開講の「教科の学び（音楽）」受講中の学生で、ピアノ経験の浅い者や一人で練習が困難な学生のピアノ実技の向上を支援するため10人を採用した。SAについては、「広島文教大学スチューデントアシスタント選考内規」第4条に基づき「教務委員会」で選考し、第6条に基づき関係教員による事前研修の実施及び助言のもとに業務を行わせた。

TAについては、令和5(2023)年度は、「心理アセスメントⅡ」の授業において、心理検査の実施法や解釈法に関する補助等の業務のため1人採用した。TAについては、「広島文教大学ティーチング・アシスタント取扱要項」第6条に基づき「教務委員会」で選考し、第10条に基づき関係教員による事前指導及び助言のもとに業務を行わせた。

オフィスアワー制度については、全学的に実施しており、全教員がそれぞれに授業時間に設定するのではなく、専任教員が同一の時間（「育心の時間」水曜日の13時10分から13時55分の45分間）に実施することによって学生の授業時間と重ならないように配慮している。非常勤講師については、実施授業の前後に実施している。『学生生活ハンドブック』及び各科目シラバスにもその内容を記載し、周知を図っている。

障害のある学生への配慮については、「修学上の合理的配慮に関わる申請書」を提出した学生を対象に、「障害学生支援委員会」にて各学期の授業開始前に履修登録を確認し、受講する授業担当者に「学生への支援について」を配布している。「学生への支援について」では、授業で配慮を要する事柄について具体的な支援の依頼（例：教室変更、座席位置の配慮、ICレコーダー使用の許可等）を行っている。障害のある学生には、困り事に随時対応・相談ができることを伝え、授業開始後も適切な配慮が行われているか確認を行うなど状況の聞き取りを行っている。また、学生・保護者、障害学生支援委員、チューターの三者が相互に連携できる体制を整えている。さらに、授業外でも適切な支援が行えるように、平成29(2017)年度から「障害学生支援委員会」と「学生相談室」、「保健室」、「学生サポート課」合同の会議を実施している。令和4(2022)年度からは、就職課も参加し実施をした。令和2(2020)年度からは、障害学生支援委員を各学部長と併せて各学科から選出するようにし、各学科に所属する障害のある学生についての情報共有を行い、細やかに対応が行なえるようにしている。

また、障害のある学生の自立を支援するために、「障害学生支援委員会」で留学や奨学金等に関する情報提供および相談支援を行っている。支援機器として、パソコンテイク（支援者用）のノートパソコン、FM補聴器、ボイスメッセ、簡易スロープ2本、車いす等を整備している。FM補聴器は、令和3(2021)・令和4(2022)年度聴覚障害の学生が授業で使用した。車いすは、障害学生の体調不良時に年に数回活用している。

学生の中途退学、休学及び留年の問題に対する対応について、まず令和元(2019)年度以降の推移は、表2-2-2に示すとおりであり、令和5(2023)年度の中途退学率は、1.34%で前年度から減少している。また、令和5(2023)年度の休学者についても0.89%で前年度から減少しているが、留年者については0.5%で前年度から若干増加している。

表 2-2-2 中途退学者・休学者・留年者数の年次推移

	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
中途退学者	32 (2.51)	27 (1.88)	24 (1.54)	34 (2.08)	21 (1.34)
休学者	18 (1.41)	6 (0.42)	7 (0.45)	22 (1.35)	14 (0.89)
留年者	15 (1.19)	12 (0.84)	6 (0.39)	5 (0.31)	8 (0.52)

(注) かつこ内は在籍者数に占める割合

次に、具体的な防止に向けた対応については以下のとおりである。

まず「学生サポートセンター」では、全教職員に対して毎年度『チューターのための、学生指導の手引』を作成、その内容を周知し、学生指導の標準化を図るとともに質の向上に努めている。

平成 28 (2016) 年度より導入した出欠管理システムは、単に学生の授業出席登録を効率的に行うのみならず、チューターが学生の出席状況を常時把握することにより、欠席の長期化を未然に防ぎ、中途退学、休学や留年の問題の早期対応のために活用している。令和 5 年度 (2023) 年度後期より導入したユニバーサルパスポート内の出欠管理システムにおいては、個々の学生の出席状況がタイムリーに一覧で把握できるようになり、学生本人はもとより教職員側の出席状況の把握や学生への指導もより効率的に行われるようになった。

令和 5 (2023) 年度は、「学生サポートセンター」による休退学防止対策として、通算 GPA2.0 未満学生への支援体制及び授業欠席が連続 3 回以上の学生を把握し早期の支援介入を行う体制 (3 連続欠席学生への支援システム) を整えた。各学科と連携を図り、学習面と生活面に課題を持つ学生を学内全体で抽出し、個々の対象学生により有効な支援の検討と実施を行うためのものである。通算 GPA 値 2.0 未満学生への支援体制とは、各学期の「履修計画書」提出期限後の段階で、「学習支援室」が中心となり、通算 GPA 値 2.0 未満学生の「履修計画書」の提出状況の把握と、学科内における支援が不可能な専門的支援の必要性の意向を集約し、専門的支援の必要性を協議した上で、学科及び該当学生に働き掛けを行うものである。3 連続欠席学生への支援システムの取り組みとは、各学年において欠席管理を行う科目を指定 (センサー科目) し連続 3 回欠席したが学生が発生した場合、学生相談室が担当チューターと連携し必要な支援体制を構築するものである。令和 6 (2024) 年度から本格運用の予定であるが、令和 5 (2023) 年度後期より試行的に運用を開始し体制の整備に努めた。

(3) 2-2の改善・向上方策 (将来計画)

学修及び授業の支援については、基準項目 2-2-①に掲げるこれまでの方針を継続しながら、さらなる改善を図るべく、以下の内容について取り組みを行う。

個々の学生に必要な学習支援や相談支援は、学生支援に係る学内の各組織や学科において従来とおり継続していく。それに加え、令和 6 (2024) 年度からは「学生サポートセンター」を中心として学科と連携を図りながら、基準項目 2-2-②に掲げた全学的な休退学防止対策の取り組みを本格的に推進していく。

また、新入学生に対する支援については、令和 5 (2023) 年度より再開した「学生相談室」

による新入生全員面談の実施を定着させ、手立てが必要な学生の早期発見・早期支援の実現に向けた検討を行う。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学生の就職活動に関する支援及びキャリア教育を目的に「キャリアセンター」を設置し、各学科の教員及び「就職課」職員から組織される「キャリアセンター運営委員会」を中心に、就職及びキャリア教育にかかわるプログラムの企画・運営・実施や学生支援等について協議し決定している。

教育課程内においては、職業を通して社会の形成に寄与できる人として常に学び続ける意思を持てるようにすることを目標として、教養教育科目の人間学科目群及びキャリア形成科目群に関連する授業科目を設定している。教育課程外においては、インターンシップに関する情報を随時提供し、学内手続き等に関する資料の配布・配信を行っている。また全学生を対象にしたインターンシップに関するガイダンス等の講座を実施している。具体的には、事前講座として「インターンシップ説明会」「インターンシップ前準備講座①◆自己紹介書作成」「インターンシップ前準備講座②◆ビジネスマナー講座」を実施している。さらに、インターンシップ参加者から活動内容等を聞く「インターンシップ振り返り講座」を行い、インターンシップ参加者と本講座参加学生双方の自己理解や職業理解につなげている。

このほかにも、学生が計画的に就職活動を行えるよう年間を通じて表 2-3-1 に示すセミナーやガイダンスを実施した。学内開催のキャリアイベント・セミナーとして、「BUNKYO 卒業生就職座談会」、「業界研究セミナー」（年 2 回）、「実践的業界研究会（企業編）」等を実施した。これらのイベント・セミナーは、業界を知り、仕事に関心を持ち、就職活動に臨むといった一連の趣旨に基づいており、就職活動に対する学生の意識を醸成することをねらいとしている。また、主な対象を学部 3 年生と大学院 1 年生として、「就職活動キックオフ大会」から「就活決起大会」までの計 9 回の就職ガイダンスを実施し、学生に適切な就職情報を提供することで、3 月の就職活動開始に向けた具体的な準備を行っている。さらに、『就職活動 HANDBOOK』を学部 3 年生及び大学院 1 年生全員に配布し、就職活動に関する基本的留意事項を随時手元で確認し、予定表の活用により計画的に就職活動を行うように指導している。また、公務員試験受験対策として「公務員教養試験対策講座」を令和 3（2021）年度から、「公務員専門試験対策講座」を令和 4（2022）年度から開講し、公務員への就職支援に力を入れている。なお、これらのセミナーやガイダンスのうち、事前申し込みを要するものについては、学生の利便性を考慮し、本学独自の Web サイト「就活ナビ・広島文教大学」にて申し込みができるようにしている。

さらに、就職に関わる資格取得への支援も強化しており、令和 4（2022）年度から本学の教育目的に合致すると考えられる資格試験を受験する学生及び当該試験合格者を対象とする「広島文教大学資格取得奨励制度」により経済的支援を行っている。

学生が企業等の担当者から直接説明を聞く機会を増やすことを目的に、令和4（2022）年度から「学内企業等説明会」を、授業期の水曜日の昼休みから「育心の時間」の時間帯にラーニング・コモンズ等で開催している。また令和4（2022）年度には、新たに島根県・山口県・鳥取県のそれぞれと就職に関する協定を締結した。この協定に基づき、当該県出身学生を中心に就職に関する情報を提供したり、学内で表2-3-2に示したイベントを開催したりするなど、学生へのさらなる情報提供に努めている。

表2-3-1 令和5（2023）年度就職支援講座

■キャリアイベント・セミナー（全学年対象）

	対象	No.	実施形式	セミナー名	日程
キャリアイベント・セミナー	全学年	1	対面	公務員 合同説明会（行政）	4月10日（月） 13:00～14:40
		2	対面	公務員 合同説明会（公安）	4月10日（月） 13:00～15:15
		3	対面	BUNKYO 卒業生就職座談会	7月8日（土） 13:30～15:30
		4	対面	労働法セミナー	9月27日（水） 13:10～14:10
		5	対面	業界研究セミナー	6月28日（水） 14:15～16:45
					10月25日（水） 13:15～18:35
		6	対面	実践的業界研究会（企業編）	2月13日（火） 13:30～15:20
7	対面	グループディスカッション練習会	2月14日（水） 10:00～11:30		
就職ガイダンス	学部 4年生	1	対面	幼保セミナー 就職課説明	4月10日（月） 13:10～14:50
		2	対面	まだ間に合う！ 就活ポイント総まとめ講座	4月26日（金） 16:30～17:30
	学部 3年生	1	対面	就職活動キックオフ大会	4月10日（月） 10:50～12:20
		2	対面	職務適性テスト	7月14日（金） 16:30～17:30
		大学院 1年生	3	対面	自己分析講座
4	対面		業界・企業・職種研究	10月13日（金） 16:30～17:30	
	5	対面	履歴書・ES作成講座	11月10日（金）	

					16:30～17:30
		6	オンライン	WEB 面接対策講座	11月17日(金) 16:30～17:30
		7	対面	就活マナー講座	12月01日(金) 16:30～17:30
		8	対面	就職面接練習会	12月15日(金) 16:30～17:30
		9	対面	就活決起大会	1月26日(金) 16:30～17:30
インターンシップ	全学年	1	対面	インターンシップ説明会	4月28日(金) 16:30～17:30
		2	対面	インターンシップ前準備講座 ①◆自己紹介書作成	6月02日(金) 16:30～17:30
		3	対面	インターンシップ前準備講座 ②◆ビジネスマナー講座	6月09日(金) 16:30～17:30
		4	対面	インターンシップ振り返り講座	9月29日(金) 16:30～17:30
キャリア 課外講座	全学年	1	対面	公務員対策講座及び筆記試験対策講座説明会	4月14日(木) 16:30～17:30
		2	オンライン	公務員教養試験対策講座(有料:受講者負担) 全43回	4月～12月まで 毎週木曜日実施 年度内視聴可
		3	オンライン	公務員専門試験対策講座(有料:受講者負担) 全61回	年度内視聴可 月1回オンライン ライブによる ポイント講義, 質問対応を実施
		4	オンライン	SPI 対策講座(有料:受講者負担) 全14コマ	繰り返し視聴可
		5	録画 視聴	秘書検定2級講座 全14回	

表 2-3-2 地方団体の学内イベント

対象	No.	実施形式	イベント名	日時
全学年	1	対面	島根県主催 しまねっ子 Meet in 広島文教大学	5月17日(水)・12月6日(水) 11:30～16:00
	2	対面	山口県主催 山口県就職説明会及び就職相談会	5月24日(水)・12月13日(水) 12:30～13:30

「就職課」では、就職・進学に対する相談・助言体制として、キャリアコンサルタント資格を持つスタッフを配置し、全学年を対象に就職・進学に関連するあらゆる個別相談に応じるほか、求人情報や試験報告書をはじめとした企業・業界研究のための資料を自由に閲覧できる環境整備に努めている。また、就職活動を行う学生に対しては、履歴書の添削や面接練習等を随時受け付け、具体的な活動の後押しを行っている。

就職や進学に関して「就職課」で行っている支援や閲覧可能な資料等については、『学生生活ハンドブック』、「学内ポータルサイト」、「就活ナビ・広島文教大学」及び大学ホームページに掲載して周知を図っており、上述の求人情報や試験報告書は、「学内ポータルサイト」及び「就活ナビ・広島文教大学」からも閲覧可能となっている。

このほか、前期と後期に学部4年生及び大学院2年生の未内定者全員を対象に「就職課」での個別面談を実施し、進路実現に向けた活動状況等の把握、各々の状況に合わせた助言や情報提供等を行っている。また、学部3年生と大学院1年生の学生全員を対象に個別面談を実施し、進路選択や就職活動の準備等に関する助言や情報提供等を行っている。さらに、各学科の教員や関係部署等と連携を図りながら、学生一人ひとりに対して適切な支援が行えるような体制づくりに努めている。

教員・保育士養成については、「就職センター」がその教育課程及び学生支援を担うとともに、「就職課程自己点検報告書」により活動内容の自己点検評価を行い、その結果を大学ホームページにて公表している。教育課程外の就職等に関する支援として、教員免許状・保育士資格の取得希望の新入学生対象に開催している「教職課程・保育士課程履修説明会」がある。この説明会では、免許・資格取得のための4年間のスケジュール、具体的な履修方法や教職履修カルテの記録方法等について説明を行っている。さらに、1年生から3年生を対象に実施している「教採・就活ガイダンス」、卒業前の4年生を対象として2月に実施している「採用前セミナー」（幼保・小中高栄）など、希望進路実現に向けた支援を系統的に行っている。その他、学生からの要望に応える形で、「教員採用試験対策チャレンジセミナー」が開催されている。このセミナーは、教員採用試験の受験に向けた学修に加え、実際の教育現場で必要となる知識や各教科の体系的知識の修得と指導力向上を目的としている。このセミナーの特長として、学生が主体的に運営を行い、本学卒業生も自主的に参加し、授業外・長期休業中を利用して専任教員が無償で支援を行っていることが挙げられる。また、教職・保育を学ぶ学生を対象に、教育公務員採用試験、就職活動での取組、及び実技試験等について学部4年生が後輩に伝える「顔晴りの会」が開催されている。「顔晴りの会」の開催に先駆けて、教員採用試験に向けた4年生の取組、4年生が受験した採用試験の実際をまとめた冊子「顔晴り」を作成し、希望する後輩に配付している。

「キャリアセンター」や「教職センター」以外にも、学生の社会人基礎力の伸長を目標に、学園統括部職員主体の「社会人基礎力養成プロジェクト」による学生を対象としたイベントも企画・実施されている。令和5（2023）年度は「～自分の思いを実現するための企画づくり～スタートアップ講座『ファーストペンギンになろう？』」を開講し、6名の学生が参加した。

大学院人間科学研究科教育学専攻臨床心理学コースでは、教育課程において「心理実践実習Ⅰ～Ⅶ」という授業科目を開設している。当該科目では、学内外の施設における実習を通して、専門的な知識・技能だけでなく、専門家としての姿勢や態度の修得を目的とした指導が行われており、心理専門職のキャリア教育科目としての役割を果たしている。また、心理専門職への

就職については、国や地方自治体が採用試験を実施するもののほか、民間の医療機関や福祉施設などが随時募集を行っている。そのため、「就職課」による支援をベースにしながらも、大学院担当の教員も求人情報を集約し、その都度学生に周知を図っている。就職に対する相談・助言体制については、「就職課」での面談に併せて、大学院の担当教員の側でも学生面談を実施し、個人の志望分野やキャリア観を把握し、それらに適した支援ができるよう努めている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

「キャリアセンター」では、学生一人ひとりの進路実現ができるよう、特に社会人基礎力を卒業までに身に付けることを目標として、学部1年生から参加可能なガイダンス等を企画し、教員や関係部署等と連携しながら継続的な支援を行っている。また、前述したように「教職センター」等でも多様な取組みを行っている。教育課程においても1年次から受講可能なキャリア形成科目群が開設されるなど、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に向けた支援体制を構築している。社会的・職業的自立に向けた取組みは、就職活動や進学を間近にした学年だけでなく、在学期間を通じて継続的・体系的に実施することが重要であると考えられる。したがって、学外インターンシップやボランティア活動といった社会活動への参加を促し、職業適性や職業選択につなげるべく、各学科や関係部署等との連携を図りながら支援体制のさらなる拡充を図っていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織の設置と、機能の適切性については、「学生サポートセンター」が所轄している「学生生活支援委員会」と「学生相談室」、及び「保健室」が、学生生活全般にわたって受け持ち適宜対応している。加えて『学生生活ハンドブック』に記載しているチューター制度により、各学科においても学生へのサポートを行っている。

奨学金など学生に対する経済的な支援には、国による高等教育修学支援制度、日本学生支援機構の奨学金のほか、学園の制度として「武田ミキ記念基金」による奨学金制度と「授業料等学納金優遇措置制度」があり、本学独自の「教育ローン利息補給制度」がある。さらに、所定の入学試験において高い評価を得て合格して入学した学生を対象とした「成績優秀者奨学制度」「スポーツ・芸術文化活動特別制度」「人間福祉学科特別奨学制度」を整備している。海外に留学する学生向けには「留学経費補助」「海外に留学する学生の授業料免除」を設けている。これらの経済的支援制度は、それぞれの目的に応じて有効に機能している。併せて本学同窓会による「美樹会奨学金」の制度も設けられている。

表 2-4-① 奨学制度

種別	武田ミキ記念基金 奨学金	授業料等学納金 優遇措置制度	美樹会（同窓会） 奨学金	授業料等納付金減 免	特別奨学金貸与
対象	<p>学業・人物ともに優秀で、経済的事項により学資援助を要する者</p> <p>（学部生・院生対象）</p>	<p>(1) 各校に兄弟姉妹が在籍しているとき</p> <p>(2) 各校の卒業者が上部校に入学したとき</p> <p>(3) 各校及び本法人が過去に設置した学校の卒業生の子及び兄弟姉妹が入学したとき</p> <p>(4) 社会人特別選抜・社会人編入学選抜で入学したとき</p> <p>（学部生・院生対象）</p>	<p>学業・人物ともに優秀で、経済的事項により学資援助を要する者</p> <p>2年次生を対象とし、1年次の成績を基に選考</p> <p>（学部生2年次生対象）</p>	<p>災害により被災した学生</p> <p>（学部生・院生対象 ／在学・入学予定者）</p>	<p>人物、学力ともに優れた者で、災害その他家庭の事情の急変のため修学が困難となった者</p> <p>（学部生・院生対象）</p>
内容	20,000円／月	納付後、入学金の4分の1を入学後に返還	20,000円／月	納付金の50%から100%の範囲で減免	<p>(1) 被災：月額10万円以内</p> <p>(2) 経済的事由：学納金相当額</p> <p>(3) 感染症対応による生活費 補填：各学期50万円以内 1人当たり100万円以内</p>
返済義務	なし	なし	なし	なし	あり（無利息） 貸与期間終了後の翌月から10年以内。年賦、半年賦、月賦その他の割賦

■教育ローン利息補給制度

広島銀行の教育ローンを利用し借入した学部入学者で、所定の手続きを行うことにより、本学がローン利息の一部を補給する（対象期間は本学在籍期間（最長4年間））。

表 2-4-① 入試にともなう優遇制度

種別	スポーツ・芸術文化活動特待制度	人間福祉学科特別奨学制度	成績優秀者奨学制度	入寮費給付制度	学生寮費免除制度
対象	学校推薦型選抜（指定校推薦）（スポーツ・芸術文化活動重視型）の入学者で所定の応募要件を満たす者	学校推薦型選抜（指定校推薦）の入学者で所定の応募要件を満たす者	一般選抜（前期 S・A・B 日程）または大学入学共通テスト利用選抜（前期）の入学者で、基準得点率 70% を超えるエントリー者の上位者から提出書類の内容を加味し総合的判定（30 名まで）	(1) 学校推薦型選抜（指定校推薦）合格者 (2) 沖縄県出身者の入学者 ※女子に限る。	寮生全員
内容	入学金相当額の給付	授業料・教育維持費の一部減免（4 年間 2 分の 1 免除）	1 年次授業料・教育維持費の 4 分の 1 免除	学生寮入寮費相当額の給付	寮費免除 ※入寮費，食費，管理運営経費は別途徴収

表 2-4-① 留学にかかる経済支援制度

種別	海外に留学する学生の授業料免除制度	留学経費補助制度
対象	本学と研究及び教育の協力について協定を結んでいる外国の大学に留学する学生	本学で実施する以下のプログラムで留学する学生 (1) アメリカ合衆国オハイオ州立セント大学への海外留学 (2) オーストラリア・クイーンズランド工科大学への海外留学 (3) その他、学長が特に認めた海外留学

内容	(1)留学期間が6ヶ月を超え1年以内の場合： 納付すべき授業料年額の2分の1 (2)留学期間が3ヶ月を超え6ヶ月以内の場合： 納付すべき授業料年額の4分の1	支給区分	アメリカ合衆国・オハイオ州立ケント大学への海外留学	オーストラリア・クイーンズランド工科大学への海外留学 [夏期・春季]	その他学長が特に認めた海外留学
		I	往復交通費, 授業料及び寮費の実費 (上限 40 万円)	往復交通費, 授業料及びホームステイ費の実費 (上限 40 万円)	往復交通費, 滞在費, 授業料の実費 (上限 40 万円)
		II	往復交通費, 授業料及び寮費の実費 (上限 20 万円)	授業料及びホームステイ費の実費 (上限 20 万円)	往復交通費, 滞在費, 授業料の実費 (上限 20 万円)
		III	授業料及び寮費の実費 (上限 10 万円)	授業料及びホームステイ費の実費 (上限 10 万円)	滞在費, 授業料の実費 (上限 10 万円)

学生の課外活動への適切な支援については、人的支援と財政的支援からなる。人的支援体制は、本学の学生自治組織である「学友会」の諸行事について「学生生活支援委員会」の担当教職員が「学友会」担当の学生の相談に応じ、助言や作業の協力を行う。さらに、「学生生活支援委員会」委員を通じて、学科教員や学生に対し「学友会」が行う学内行事の周知や参加への働きかけを行っている。コロナ禍によりほとんどの「学友会」行事が中止となっていたが、令和5(2023)年度の「文教祭(大学祭)」より、3年ぶりに以前と同様の形で実施することができた。

クラブ・サークル活動に関しては、「広島文教大学クラブ及びサークルの顧問等に関する規程」に基づき学長が専任教員に対し顧問を委嘱して、クラブ・サークルの活動に対する支援体制を整えている。具体的には、日常的に発生するクラブ・サークルの活動に関する諸問題については、「学生生活支援委員会」が当該クラブ・サークルの顧問と協働して解決にあたっている。さらに「リーダーズセミナー」において各クラブ・サークルのリーダーが集い、クラブ・サークルの運営方法や活動目標について意見交換を行う機会を設け、リーダー同士の横のつながりや支え合いを通じた学内活動の活性化を図っている。

また、財政的支援については、「学友会活動活性化対策費」「文教チャレンジ」の制度を設け、学生の主体的活動に対して財政的な支援を行っている。「学友会活動活性化対策費」は、「学友会」の「文化局」「体育局」に設置されたクラブ等が対象で「学友会」活動の活性化を目的として活動費を支援するものである。令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による活動自粛の余波もあり、活動予算の支出はなかった。「文教チャレンジ」は、学生団体が自ら企画した内容を発表し、学生及び教員の審査の結果、採択されると、企画実行する費用を大学が支援するというものである。社会で求められていることを自ら企画し、実行する力を養成することに大きく貢献する制度と考えられる。令和5(2023)

年度は、「文教チャレンジ」に2団体が応募し、共に承認された。

学生相談に関しては、平成25(2013)年度より、心理的支援を行うため専門的知識技能を有する専任教員(公認心理師・臨床心理士)が月曜日から金曜日の週5日間「学生相談室」に常駐している。週2日担当の非常勤カウンセラー(公認心理師・臨床心理士)と合わせ、多様化・重篤化する相談内容に十分対応できる体制を継続している。また予防教育として、平成26(2014)年度より学生対象のワークショップに着手し、令和5(2023)年度は、前期・後期それぞれ1回実施した。また、「学生相談室」による新入生全員面談を令和5(2023)年度より再開した。また、平令和2(2020)年度、新型コロナウイルス感染症対策として、従来の「対面相談」に「オンライン相談」「電話相談」を加えた体制を令和5(2023)年度も継続し、学生が安心して相談できる環境を整えた。その他に「学生相談室」では、休・退学の実態を取りまとめ、研修会で情報を共有するなどして学生支援策の検討に役立っている。また、利用促進のための広報活動として、すべての学生及び教職員を対象とした「学生相談室メールマガジン」を令和5(2023)年度は年4回発行している。なお平成26(2014)年度より保護者支援として「教育懇談会(本学会場)」にて、カウンセラーとの面談を希望する保護者への相談機会を設けており、令和5(2023)年度も実施した。

表2-4-1 学生相談室への相談回数(平成元(2019)年度～令和(2023)5年度)

※ 相談回数は、延べ数を示す。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談回数	954	756	1,045	1,141	1,080

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

コロナ禍により、「学友会」やクラブ・サークルといった学内活動は、長期の活動自粛となった。それにより所属メンバーを減らし、イベントの運営手順や活動ノウハウも失う状況となり学生自治組織の存続が危ぶまれたが、令和5(2023)年度は小規模ながらも実施可能な活動から順次取り組みが開始された。しかし「学友会」は量的にも質的にも未だ十分な体制には至っておらず、「学生生活支援委員会」を始めとした教職員の支援・協力が必要な場面は多い。今後も「学友会」やクラブ・サークルを始めとした学生組織の人数を増やししながら、活動の幅を少しずつ広げることができるよう、教職員をあげて支援・協力を行う。

また、「高等教育研究センター」が実施する「学生生活に関するアンケート」の集計結果をもとに、学生からの回答を精査し、学生が安全かつ快適に過ごせるよう継続して改善を図る。学生相談に関しては、休・退学やその他の不適応に関して相談ニーズを抱えている学生が適切な支援につながるよう、「学生相談室」とチューター、「保健室」、及び「学習支援室」との連携をさらに強化していく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、大学設置基準に示されている教育目的達成のため、校地、運動場、校舎、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。

本学の土地・建物の面積については、土地が 73,482 m²、建物が 34,619 m²である。各校舎等の用途は、表 2-5-1 のとおりである。

表2-5-1 各校舎等の用途

名 称	用 途
本部棟	1F:学生サポート課／総合支援課／ICT推進課／地域連携室 2F:人事課／経理課／入試広報課 3F:就職課／応接室 4F:副理事長室／監事室／応接室 5F:理事長室／応接室／会議室 6F:学長室／会議室 7F:会議室
1号館	1F:教職センター／教職資料室／教室 2F:教室／準備室 3F:ゼミナール室／教員研究室／教材教具室／教材作成印刷室／ 文教ガーデン 4F～5F:ゼミナール室／教員研究室
2号館	1F:文教ホール／学生食堂／コンビニエンスストア（ヤマザキショップ）／ LCIC ジャパンデスク／保健室・カウンセリングルーム／ハラスメント 等人権侵害相談室／ATM 2F:教室／教員研究室／演習室 3F:ブックセンター（紀伊国屋書店）／教室／教員研究室 4F:教室／教員研究室／演習室 5F:教室／教員研究室 6F:ICT教材作成室／ICT教材編集室／教室／教員研究室／演習室
3号館	1F:実験室／実習室／試食室／準備室／実習食堂／ロッカー室／ 教員研究室 2F:実験室／準備室／実習室／クリンルーム／演習室／教員研究室 3F:教室／実験室／実習室／教員研究室
4号館	1F～3F:教室

5号館	1F:ピアノ練習室 2F:音楽関係教室・準備室 3F:ML教室/音楽関係教室/実験室/教員研究室
6号館	1F:ILS1・2/学習支援室/ぶらボラ(ボランティアセンター) 2F:教室/大学院生控室 3F:学生相談室/講師控室/教員研究室/会議室/同窓会室 4F:教室
7号館・ 附属図書館棟	1F:ラーニング・commons/資料室 1F~3F:附属図書館 2F~5F:福祉関係教室・実習室/教員研究室
8号館	1F:BECC Café/教員研究室 2F:SALC/教員研究室 3F:教室
心理教育相談 センター	1F:相談室/プレイルーム/所長(相談員)室 2F:演習室/資料室
アリーナ (体育館)	1F:アリーナ/サブアリーナ/洗面・シャワー・ロッカー室 2F:演習室/実験室/教員研究室
学友会センター	1F:和室 2F:会議室/学友会本部室
クラブハウス	1F:クラブBOX/学友会体育局室・文化局室・大学祭実行委員会室 2F:クラブBOX
その他	大学グラウンド/サッカー場/テニスコート/プール/弓道場

本学の建物は、学生の多様な学修ニーズに応えられるように配置している。

さらに特色のあるものを挙げるならば、「ラーニング・commons」と並んで学生の学修をより後押ししていく施設(スペース)として、次の二つを挙げるができる(表2-5-2)。

表2-5-2 特色ある学修支援施設

名 称	特 色
学習支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・大学での学修を進めていく上での疑問を解決に導く。 ・相談窓口で、学修のポイントや方法を見つけられるようにアドバイスをする。
ILS1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援室の両サイドに配置されている。 ・一人で集中して勉強したい場合に適している。

「ILS1・2」は、学生の自主学習の場として8時30分から20時まで開放され、学生が個別学修に取り組んでいる。また、「学習支援室」では、学習を進めていく上での相談を、令和3(2021)年度は97人、令和4(2022)年度は143人、令和5(2023)年度は134人の学生から受け付けている。

情報機器を利用できる施設については、情報処理演習室を3室整備し、147台のパソコンを設

置している。さらに、図書館1階「ラーニング・コモンズ」に36台、図書館2階に34台、「ICT教育実践室」に40台、合わせて学生用パソコンを257台設置し、授業はもちろん空き時間には学生に開放し、利用できるようにしている。

令和4(2022)年3月には、海外に留学した学生対象にオンライン授業を提供するために、大学の対面授業がオンラインで受けられるシステム(遠隔授業システム)を25教室に設置し、大学の配慮が必要な学生へのオンライン授業においても活用されている。

また、施設・設備の安全性(耐震等)については、令和2(2020)年度の学生寮耐震補強工事を最後に、大学施設の100%が耐震工事を完了している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

大学は、教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、有効活用している。

[実習施設]

「広島文教大学心理教育相談センター」は、地域の方々に心理相談を含めた地域支援を行うこと、また本学大学院人間科学研究科教育学専攻臨床心理学コース所属大学院生の実習・教育・訓練を行うことを目的としている。令和5(2023)年度の構成員は、相談員が公認心理師及び臨床心理士の資格を有する教員8人、実習相談員が臨床心理学コースの大学院生11人であった。「広島文教大学心理教育相談センター」の主たる活動内容は個別心理面接及び心理検査であり、令和5(2023)年度は来談件数44件(-18)、来談者数73人(-32)、面接回数197回(-48)であった(いずれも延べ数;かっこ内は前年度比)。令和5年(2023)5月より新型コロナウイルス感染症は5類指定に移行し、相談業務も平常どおり行われたが、来談件数、来談者数、面接回数はいずれも前年より減少した。

7号館・附属図書館棟3階の「介護実習室」は、成人用・小児用ベッド、特殊浴槽、車いす、ポータブルトイレ、実習用モデル人形(成人入浴モデル・乳児沐浴モデル・喀痰吸引モデル・経管栄養モデル・救急蘇生用モデル(成人・小児・乳児))、高齢者及び障害者体験モデル、福祉用具(食器・調理器具)を備え、人間福祉学科介護福祉コース1~4年生の「生活支援技術Ⅰ~Ⅶ」「医療的ケアⅠ・Ⅱ」の授業で使用するほか、保育士科目「子どもの保健Ⅱ」の授業、全学科対象の「介護福祉士実務者研修」でも使用し、実践力育成に活用している。また、ソーシャルワーク実習を履修する人間福祉学科社会福祉コースの学生や人間栄養学科3年生が実習指導の一環で、成人用ベッドや車いす、高齢者及び障害者体験モデルなどを使用した介護体験を行うなど、施設・設備を有効に活用している。

1号館1階には、小学校・保育所の教室を再現した「模擬授業室」「模擬保育室」を備えている。「模擬授業室」は、教室の広さ、黒板のサイズ、机やいす、ロッカーや掃除道具入れに至るまで、実際の学校の教室を再現するとともに、近未来の学校を意識したICT機器を整備している。また、「模擬保育室」は、実際に保育室で利用する幼児サイズの机やいす、お道具箱、電子ピアノなどを完備するとともに、手洗い場を備え、絵の具を使った表現遊びにも取り組めるよう整備し、学校現場や保育現場を観察した後、大学においてより具体的な振り返りを行うことができ、環境整備のねらいや工夫及び幼児・児童生徒に与える影響などについての理解を深めることが可能な環境となっている。

また、学生同士で自主的に行う模擬授業に自由に使用できるよう1号館1階に「模擬レッスン室」を4室整備しており、学生は授業外の時間を使って、模擬授業・模擬保育の練習を行っ

たり、教員等の採用試験に向けて、模擬授業や場面指導、面接等の練習を行ったりする等、有効活用している。

「ICT 教育実践室」には「ICT 教育実践室」には ICT 機器を備え、令和 2（2020）年度から小学校で必修化されたプログラミング教育をはじめ、情報活用能力の育成と教材研究・開発に取り組める。これらの実習施設は実践力のある人材育成を目指すものであり、授業はもとより、学生の自律学修に活用されている。

〔附属図書館〕

平成26（2014）年3月に、附属図書館1階に「ラーニング・コモンズ」を設置し、集団によるディスカッションなどの学修形態に対応できるようにした。

令和 5（2023）年度の図書の年間受入冊数は 3,164 冊（学生一人当たり 4.28 冊）、蔵書数は 245,493 冊となった。また、貴重資料室以外は、開架式とし自由に出入りできるので、施設の利用の便は良い。「ラーニング・コモンズ」の整備や、オンライン辞書・事典サービス「JapanKnowledge Lib」、雑誌記事検索「MagazinePlus」などの導入によって、利用者の新しい学修環境や資料形態に対するニーズに対応できている。

図書館の利用については、教養教育科目の必修科目である「文教学入門」で新入学生全員に利用方法と館内案内を、2・3・4 年生には令和 5（2023）年度改訂の『論文・レポート・演習資料作成のための文献探索法の基礎』（附属図書館作成）を利用して資料収集方法の指導を行っている。さらに、各教員からの依頼を受け、授業やゼミを単位として担当教員との連携のもと、学年や研究テーマに合わせた文献探索ガイダンスを実施している。文献探索ガイダンスは、令和 4（2022）年度依頼があったゼミから令和 5（2023）年度も依頼があるという状態で 10 件行っている。

国公立大学や諸教育・研究機関との ILL（相互協力）は、NII（国立情報学研究所）を通して可能となっており、現物貸借及び文献複写の申し込みが効率化し、迅速な提供を行っている。受付件数は、表 2-5-3 のとおりで、学修支援業務としての利用指導とともに図書館業務の大きな一定の比重を占めている。

このような受付件数は、大学の蔵書が充実していることを示している。併せて、平成 28（2016）年 4 月から国立国会図書館デジタル化送信資料を利用可能とし、令和 3（2021）年 12 月から国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービスを利用できるようにした。

表 2-5-3 対外サービス依頼及び受付件数

	依頼件数					受付件数				
	文献複写	閲覧	調査	借用	計	文献複写	閲覧	調査	貸出	計
令和 5 (2023) 年度	69	10	0	8	87	74	0	0	5	79

開館時間については、平成 28（2016）年から授業期の平日は 8 時 45 分から 19 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 15 時まで、土曜日・日曜日・祝日が授業日になった場合は 8 時 45 分から 17 時まで、休業期の平日は 8 時 45 分から 17 時まで、土曜日は休館に変更した。なお、大学院

設置基準第 14 条特例適用学生を受け入れた場合は、平日 8 時 45 分から 21 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 19 時まで延長開館を行うこととしている。併せて館内書架整理のための毎月の月末休館日を廃止し、その作業を開館期間内に他の業務と並行する形で遂行していくように工夫した。加えて、前期・後期に蔵書点検を行うための一週間の作業休館の時期をレポート作成や利用者が少なくなる時期へ変更し、より利用者が利用しやすい環境を整えた。なお、学外者に対しての閲覧室や資料の利用は感染症拡大予防のため、令和 2（2020）年度より一時休止している。

「ラーニング・コモンズ」では、複数人で議論しながら学修する姿や発表・プレゼンテーションの練習をするなど多種多様な学修形態が見られるようになり、通常開館となった令和 5（2023）年度には、発表・プレゼンテーションの練習などの学修活動が再び活発に行われるようになった。

広報面では平成 27（2015）年に、図書館利用案内やお知らせ等を従来の印刷物からホームページへとシフトさせ、さらに広島県内の大学に先駆けて平成 26（2014）年 12 月より始めた公式 Facebook で情報発信を行い、図書館利用の促進や図書館活動の迅速な広報に役立てている。

ICT 環境については、前述したように情報処理演習室等に 257 台のパソコンを設置している他、大学全体に Wi-Fi 設備を整備し快適な教育研究環境を整備している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性については、「障害学生支援委員会」が障害のある学生の要望を聞きながら、段差の解消等を図っている。平成 27（2015）年度に運動障害のある学生が利用することが多い建物の入口の段差を解消するためのスロープを施し、階段に手すりを設置した。平成 28（2016）年度には、内部障害のある学生が利用することが多い建物の和式トイレを洋式トイレに改修を行なった。令和 4（2022）年度には、視覚障害のある学生が使用する階段等の段差が判別しやすいよう段差部分に見えやすいラインを設置した。また、すぐに物理的改善が図れない場合は、学生が履修している授業で使用する教室の調整を行い、教室移動等に支障を来さないように努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学科目の履修者数は、最少 1 人から最大 376 人まで幅広い。履修者数の多い科目については、クラス分けを行ってクラス規模をできるだけ小さくする努力を行っている。例えば、全学 1 年生対象の講義科目で卒業必修の教養教育科目の「文教学入門」では、履修者数が 373 人と多いため、講義担当者とは別に毎回の授業の出席などの確認、欠席学生への連絡、質問などに関わる授業運営を担当する教員を置いて、教育効果の確保・向上を図っている。本科目は、令和元（2019）年度以降、入学者数の増加に合わせて適切な受講者数とするために 2 クラスに分割して授業を実施している。また、2 年次以降の「現代教養科目群」（全学対象・卒業選択必修科目）については、履修者数に上限を設けて抽選を行うことにより適正な受講者数になるよう努めている。教養教育科目のうち、講義以外の演習・実技・実習の科目については、50 人以内を基準としたクラス分けを行い、少人数にきめ細かな教育を実施できるように工夫している。中でも、教養教育科目のうち、「国際教育系」必修科目の「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」については、カリキュラム・ポリシーの 1 の (2) に基づき、「BECC」

を活用した少人数教育によるアクティブ・ラーニングを通して外国語の活用力の育成をはかるため、各クラスを30人以内とし、全クラスを英語学修を専門とする「BECC」所属の教員が担当する演習科目となっている。

授業履修者数並びに授業内容による教室の割り振りについては、「学生サポート課」や各学科等の教務委員が担当教員の希望を事前に聴取した上で、履修登録の状況を見ながら適正な教室の割り振りをするこゝで、環境面からの教育効果にも配慮している。

なお、教育学科と人間福祉学科では、「児童福祉法施行規則第6条の2の2第1項第6号」に基づき、保育士科目の演習科目、実習科目については50人以内にクラス分けをしている。また、演習科目として効率的及び効果的に実施することと、資格取得に関する公的な指針に基づいて整備された施設の状態を考慮するために、人数調整を行った上でクラスを分けている科目がある。例えば4年生前期・集中講義「子どもの保健Ⅱ」（保育士必修科目）は7号館3階「介護実習室」（介護福祉士養成課程用の教室として定員20名で施設整備）で授業を実施している。

「子どもの保健Ⅱ」では、毎年、教育学科初等教育専攻約40名、人間福祉学科約20名の履修登録がある。そのため、教育学科の学生を2クラスに分け（約20名）、人間福祉学科の学生を1クラスとして、2名の教員（専任教員（看護師）1名・非常勤講師（保育士）1名）で主に実技を中心とした演習を実施している。特に、人間福祉学科では、「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針」に基づき、演習科目、実習科目については20人以内にクラス分けをしている。

心理学科では、公認心理師試験受験資格取得希望者のために「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」に基づき、必要な科目のうち実習・演習科目については、教員1人あたりの履修者数が15人以内となるように担当教員を配置している。また、演習科目への効果性の低下を防ぐため、「心理学実験Ⅰ」「心理学実験Ⅱ」では主担当の専任教員2名に加えて非常勤教員1名の計3名で対応しているほか、両科目とも3名のSAを配置している。また、2-2-②に記したとおり、その他の講義・演習科目についても、SAないしTAを配置することで対応している。

人間栄養学科では、「栄養士法施行規則」第9条（養成施設の指定の基準）10項に規定される、同時に授業を行う学生数（おおむね40人）に基づき、原則専門基礎分野と専門分野の科目を1クラスあたり35人程度に分けて実施している。

大学院臨床心理学コースでは、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」に基づき、「心理実践実習Ⅰ～Ⅶ」については、教員1人あたりの履修者数が5人以内となるように担当教員を配置している。

（3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

附属図書館に関する改善・向上方策として、まず開館時間などの検討を行い、授業期には、1コマ目（9:10～10:40）前に授業準備や資料確認ができるよう試験的に8時45分から開館し、また、図書予約やILLの申し込みをWEB申し込みとしている。今後、学生の学修の変化に応じて、さらに冊子資料と電子資料の柔軟な選書を行っていく。また、平成26（2014）年3月に設置した「ラーニング・コモンズ」での学修支援体制の整備、利用者への周知や効果的な利用について不断に検討してきた。今後、図書館の部分開館（「ラーニング・コモンズ」だけの開館）

なども検討していく。また、学内の学修施設についても、学修の効率性・快適性を向上させる運営体制の検討・改善に引き続き努める。こうした面を核として、他の場所に配置された普通教室・特別教室の最適化について、順次実施しているところである。「学長メール」、各種学生アンケート等に現れた学生の学修環境についての要望もくみ上げている。

さらに、本学の特徴である少人数によるきめ細かな対応を考えた教育を実践するために、今後も適正人数を考慮した受講学生のクラスサイズや授業形式に合う教室の確保について中・長期的に検討していく。そのために、令和 6（2024）年度中に科目担当教員対象に意見聴取を行う予定である。

なお、高度情報化社会において求められる ICT 活用能力を有する人材の育成や、ICT 技術を活用した教育の更なる推進などを目的として、令和 6（2024）年度の入学生よりノートパソコンを必携化し、有効活用できるための学内通信環境の整備や PC スキル向上に向けた教育を進める。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談，経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学習支援室」には、教養教育部の助手が授業実施期間の平日午後に常駐しており、学生からの相談を受け意見・要望の把握、また、継続的な個別指導を通して、学修支援が必要な分野の把握に努めている。

本学では、FD 活動の一環として、継続的に「学生による授業評価アンケート」を実施しており、アンケート結果を「学内ポータルサイト」上で学内に公開している。なお、全体及び学部学科別の集計結果については大学ホームページでも公開している「学生による授業評価アンケート」の結果を学生と教職員が共有することで、各科目における強み（高評価項目）と課題（低評価項目）を各々が認識し、教員はそれに基づき各担当科目に対する授業改善に努めている。

また「高等教育研究センター」においては、「IR 部会」を中心に学生を対象とするアンケートを実施し、そのデータを集約・分析し、教育活動や学修環境の改善を図るための基礎資料としている。さらに、集計結果を学内研修会の内容選定に活用することにより FD 活動を通じた学修支援体制の改善も図っている。

「BECC」においては、英語教育に特化した独特の教育システムを展開しているため、「BECC」独自の授業評価を実施し、その結果を BECC 教員にフィードバックして授業内容の改善に役立っている。

2-6-② 心身に関する健康相談，経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・

要望の把握・分析と検討結果の活用

学生に対する健康相談、心理的支援、生活相談等の適切性について、健康相談、心理的支援、生活相談等は、非対面相談（オンライン・電話）も含めた相談体制の拡充や表 2-4-1 に示した「学生相談室」への相談件数から適切に機能していると評価できる。

本学では、「高等教育研究センター」において各種アンケートを継続的に実施し、学生生活に関する学生の意見・要望の把握に努めている。アンケートの集計結果は、「学内ポータルサイト」に掲載し、学生及び教職員に公開している。

また、学生生活に関する学生の意見等をくみ上げるしくみの適切な整備と学生サービスの改善への反映については、学生の意見を率直にくみ上げるシステムとして、直接学長にメールを送信することのできる「学長メール」を実施している。

「学友会」の各部局・委員会等からの学生の意見は、「学生生活支援委員会」の担当教員が適切、かつ、きめ細かな対応を行い、担当教員を通して「学生生活支援委員会」に報告され、さらに、「学生サポートセンター」で検討し、対応するシステムとしている。

学生の意見・要望を実現させた具体的成果の一つとして、「文教チャレンジ」制度がある。この制度は、学生団体が自ら企画した内容を発表し、学生及び教員の審査の結果、採択されると、企画実行する費用を大学が支援するというものである。社会で求められていることを自ら企画し、実行する力を養成することに大きく貢献する制度と考えられる。

また、大学や「学友会」への要望等について、以前は「学友会」が「意見箱」を設置し、その中に投函してもらう方法をとっていたが、令和元年（2019）年度以降は、「学内ポータルサイト」に「学友会メールボックス」を設置し、メール送信できるように変更した。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望は、「高等教育研究センター」が前期と後期に実施する全学年対象のアンケートにより集約している。前期に実施している「学生生活に関するアンケート」では、学修環境に関する質問項目を設定するとともに、学生からの意見や要望を記入する自由記述欄を設けている。後期に実施している4年生対象の「育心アンケート」、及び1～3年生対象の「自己評価シート」でも、利用頻度の高い学修場所と学修環境改善に向けての意見等を尋ねる自由記述項目を設けている。いずれのアンケートについても、学生及び教職員を対象として「学内ポータルサイト」に集計結果資料を掲載してフィードバックしている。特に、「学生生活に関するアンケート」に対して寄せられた意見・要望については、主な意見や要望に対する現状や今後の展望等に関する回答も掲載している。さらに、本学の教育研究活動及び大学運営等について、学生の意見や要望等を聴取し、本学の教育改善に資することを目的として「教職員・学生代表者による広島文教大学の教育改善協議」を実施している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学習支援室」「学生相談室」「障害学生支援委員会」は、今後も各担当部署等において適切に学生の意見・要望に対応していく。「学生による授業評価アンケート」は、結果を学内にフィードバックするとともに、評価の高かった授業を対象に教員の教授技術の更なる向上を図ることを目的として公開授業を実施している。今後も、このアンケート結果を活用した取組みについて、教職員だけでなく学生の協力と理解が得られるよう、引き続き努めていく。また、学生

を対象とする各種アンケートについては、回答率の向上を図るためアンケートの目的や重要性について理解が得られるよう努めるとともに、実施方法や周知方法についても改善を図っていく。さらに、学生からの意見・要望をくみ上げ支援につなげていくシステムのあり方についても検討していく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについてはアドミッション・ポリシーを定め、本学が求める学生像を明確に示し、大学ホームページや『学生募集要項』などに掲載するなどして周知している。また、アドミッション・ポリシーに示されている資質能力の重要視する部分に応じて入学試験を実施し、また評価にはアドミッション・ポリシーに基づくルーブリックを活用している。

学修支援については、各センター・委員会組織で教職協働の体制を構築し、さらに「学生サポートセンター」を中心とした各学科との連携により、障害のある学生の支援や、中途退学、休学などの防止に向けた全学的な取組みを行っている。

キャリア支援については、「キャリアセンター」を中心として正課のほか、正課外での各種ガイダンス、セミナーを実施することにより支援を行っている。

学生サービスについては、「学生サポートセンター」を中心として経済的支援、課外活動への支援を適切に行っている。

学修環境の整備については、学修に必要な実習施設はもちろんのこと、自律学修施設（「ラーニング・コモンズ」や「ILS」など）も整備している。また、令和元（2019）年度には1号館が竣工したことから、1階教職資料室から図書館1階へ入館ゲートを設置し、教職資料室の資料を利用して「ラーニング・コモンズ」で学修できるよう環境を整えた。

学生の意見・要望への対応については、本学ではチューター制を導入し、定期的個別面接等を通して学生の状況や意向を把握するほか、「学長メール」や「学友会メールボックス」など学生が要望を挙げる複数の経路を確保し、都度対応している。

以上のことから、学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応について、組織・施設を適切に整備し、実施していることから「基準 2. 学生」の基準を満たしているといえる。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定，卒業認定，修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、基準項目 1-2-④にも記載のとおり、教育理念及び教育目的

を踏まえ策定された。このことは『2024年度学生募集要項』や『学生生活ハンドブック』及び大学ホームページ上の「大学概要」における「教育情報の公表」に明示している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準は各授業科目のシラバスに明記している。具体的には、単位の認定については、「広島文教大学学則」第15条に「学業成績の評価は、秀，優，良，可，不可の評語をもって表し，秀，優，良，可を合格，不可を不合格とする」と定めている。

成績評価基準

成績の評価	成績表示
秀 (90～100点)	S
優 (80～89点)	A
良 (70～79点)	B
可 (60～69点)	C
不可 (60点未満)	D

さらに、本学の学びのキャップストーンであり、かつ、全学生にとっての必修科目となっている「卒業研究」について、平成25(2013)年度から、本学のディプロマ・ポリシーの内容に沿った形の共通ルーブリックを策定・運用している。これに加え、本学の多くの開講科目で活用することを目指し、「レポート作成」及び「発表」という、汎用性が高く、かつ、学びの質が問われる内容の評価について、平成27(2015)年度から共通ルーブリックを策定・運用している。

「卒業研究」の共通ルーブリックは、「テーマの設定」・「情報の活用」・「研究方法の妥当性」・「考察・結論」・「取り組み」という5つの観点に説明を加えたものを本学のディプロマ・ポリシーと関連付け、各観点についての達成度を数値化することで成績評価点を導き出す仕組みとしている。本学の全学生の必修科目である「卒業研究」がその単位認定においてディプロマ・ポリシーと関連付けられることは、すなわち、卒業認定の際にディプロマ・ポリシーの内容が大きな意味を持つこととなる。なお、各学科の性質に合わせた「卒業研究」にふさわしい基準で成績評価を行うために、各学科によって各観点とディプロマ・ポリシーの関連付けを行った学科の卒業研究ルーブリックを策定し、「卒業研究」を実施する際、各学科や担当教員によって指導の指針として活用している。各学科の「卒業研究」のシラバスには「卒業研究」ルーブリックに基づいて成績評価を行うことが明記されており、UNIVERSAL PASSPORT上に掲示している各学科の「卒業研究」ルーブリックへのリンクも掲載してつないでいるため、学生は自らの研究の到達度や完成度を測る上での指針としていつでも各学科の「卒業研究」ルーブリックを見ることができる。「卒業研究」を行う際にその具体的な内容について学生に周知するよう徹底している。

「レポート作成」及び「発表」の共通ルーブリックについては、それらが大学のディプロマ・ポリシーに沿うように、統一性を持たせたものとなっている。教員が単位を認定する上でこれらの共通ルーブリックを活用する際には、その旨をシラバス上に明記するとともに、授

業を行う際にその具体的な内容について学生に周知するよう徹底している。また学生も教務システムである「UNIVERSAL PASSPORT」を通じて、これらのコモンルーブリックの具体的な内容を容易に知ることができるようにしている。

加えて、平成 27 (2015) 年度には「広島文教女子大学における進級に関する規程」(現「広島文教大学における進級に関する規程」)を定め、平成 28 (2016) 年度に進級判定を実施した。それ以降、学則第 49 条の 2 と「広島文教大学における進級に関する規程」に基づき、厳正な判定を行っている。この進級に関する規程は、『学生生活ハンドブック』にも掲載し、教職員及び学生、保護者に周知が図られている。

卒業認定基準については、大学設置基準第 25 条の 2 に則って「広島文教大学授業科目履修規程」第 7 条に明示しており、これらは『学生生活ハンドブック』に掲載しているため、学生は常に参照することが可能であり、周知が徹底されている。また、本学のディプロマ・ポリシーは『学生生活ハンドブック』及び大学ホームページに公開し、学生が常に参照できる。

大学院人間科学研究科にかかる単位認定、及び修了判定要件を適切に定め、厳正に運用していることについては、大学院設置基準第 15 条(大学設置基準の準用)の規定に則り、厳正に適用している。具体的には、単位の認定について、大学院学則第 21 条にて、次の成績評価基準のとおり定めている。

成績評価基準

成績の評価	成績表示
秀 (90～100 点)	S
優 (80～89 点)	A
良 (70～79 点)	B
可 (60～69 点)	C
不可 (60 点未満)	D

なお、成績は、学期末試験、授業への参加度、平常の学修状況などを総合して、各授業担当者が厳正な評定を行っている。各授業の成績評定の方法は、シラバスに明示している。

大学院課程の修了要件及び学位授与に関しては、大学院学則第 22 条から第 24 条及び広島文教大学学位規程第 4 条から第 10 条に基づいて適切に定められており、厳正に運用している。修士論文等の作成に当たっては指導教員による指導を行い、修士論文等は修士論文中間発表会、修士論文発表会を通して論文審査委員会による審査を行い、最終試験を加えて成績評価をしている。よって、大学院設置基準第 12 条、第 13 条及び第 14 条の 2 を遵守しているといえる。

大学院人間科学研究科においては、大学院設置基準第 14 条の 2 に則り、大学院学則第 15 条に、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画を明示し、さらには客観性及び厳格性を確保するために、評価の基準を明示した上で学位論文に係る評価並びに修了の認定を適切に行うことが述べられている。さらに第 22 条には修了の要件を示し、第 23 条に修了にかかる修士論文及び最終試験の審査方法を記載している。これらの内容については、「学内ポータルサイト」にて『学生生活ハンドブック』を参照することが可能であることから、学生に対して十分な周知が図られている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定、進級及び卒業・修了認定の基準を適切に定め、厳正に運用していることについては、「広島文教大学学則」第12条に示されるように、各授業科目の単位数は大学設置基準第21条に則って設定している。また、「広島文教大学 GPA 制度取扱要項」第2条に示しているように、各授業科目のシラバスに成績評価基準を詳細に記載することにより、公正な成績評価をするよう図っている。

その成績は、学期末試験、学修状況などを総合して各授業担当者が厳正な評定を行っており、成績評価の方法は、「UNIVERSAL PASSPORT」上のシラバスに明示している。シラバスを作成する際に各教員に対して「広島文教大学シラバス作成のガイドライン」（平成31（2019）年2月3日制定）を明示することにより、教員（非常勤含む）に厳格な評価基準の設定について呼びかけ、ガイドラインに沿ったシラバスを作成しているかどうかについて「教務委員会」が第三者の立場から点検し、場合によっては訂正・改善のための指導を行っている。

「広島文教大学学則」第22条に「試験は、授業実施時間数の65%以上出席しなければ受けることができない」と規定し、卒業の認定は「広島文教大学授業科目履修規程」第7条に、教育学部は教養教育科目32単位以上、専門教育科目65単位以上を履修した上で、全体では128単位以上、また、人間科学部は教養教育科目32単位以上、専門教育科目62単位以上を修得した上で、全体では124単位以上の修得を要件と規定し、「教授会」において審議を行った上で厳正に運用している。さらに、令和3（2021）年入学生より、学修の質保証のため、卒業認定にあたって通算 GPA 値が1.2以上必要なことを「広島文教大学授業科目履修規程」第7条の（2）に明記し、卒業認定基準のさらなる厳正化を行った。令和6（2024）年度に本規定によって卒業判定を実施する予定である。

平成27（2015）年度入学生より、学修時間の確保や学修内容の系統性等、質保証という観点から2年次から3年次への進級判定を行っている。進級基準については、「広島文教大学における進級に関する規程」第2条にその要件（2年次末における総修得単位数が、教養教育科目8単位以上及び専門教育科目36単位以上）を定め、「教務委員会」及び「教授会」において審議を行った上で厳正に運用している。

なお、「広島文教大学 GPA 制度取扱要項」において、通算 GPA 値が2.0未満の学生は、前期では履修登録期間終了まで、後期では履修登録変更期間終了までに、卒業するまでの履修について、担当チューターによる指導を受け、その内容を「履修計画書」にまとめ、学科長の承認を得て「学生サポート課」に提出させている。

各授業科目の開講期、授業の方法、授業外学修の指示、成績評価基準等は、「UNIVERSAL PASSPORT」上に挙げたシラバスに明示するとともに、インターネット上で公表している。また、就業年限を超えて計画的に長期にわたる教育課程の履修については、「広島文教大学長期履修学生の取扱いに関する規程」において、各学期に履修登録できる単位数は、学部学生では卒業に必要な科目で14単位以内とし、大学院学生では、修了に必要な科目を7単位以内と定めており、大学設置基準第27条の2を遵守している。

大学院人間科学研究科における単位認定及び修了要件については、適切に設定している。なお、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認める者については、1年以上在学すれば修了が可能となるよう修了要件を改定し、平成26（2014）年度入学生から適用している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーに沿って各学科のカリキュラマップを検討し、各科目のカリキュラムにおける役割やディプロマ・ポリシーとの関連性の再点検や見直しを行い、ディプロマ・ポリシーに沿った卒業認定基準が明瞭であることを維持し継続させる。

また、現在の「卒業研究」、「レポート作成」、「発表」についてのコモンルーブリック及びコモンルーブリックを科目の性質に対応させた科目群ルーブリックを全学から収集し、教務委員会においてディプロマ・ポリシーに沿っているかどうかについて検証し、必要であれば改善に導く。

大学院人間科学研究科の修了要件については、優れた業績を上げたと認める者が1年間で修了する制度を実施する場合、各科目の開講期の設定が課題になっている。規定の見直しを検討し、状況を改善する。また、修士論文については、評価する際の具体的な基準としてルーブリックなどを作成する必要性やその内容に関する検討を進める。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、基準項目1-2-④にも記載のとおり、教育理念及び教育目的を踏まえ策定された。このことは『2024年度学生募集要項』や『学生生活ハンドブック』及び大学ホームページ上の「大学概要」における「教育情報の公表」に明示している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

基準1.に記載のとおり、本学は「広島文教大学のめざす教育を具現化する三つのポリシー」図を作成している（図1-2-1）。この資料は、本学専任の教職員や学生のみならず広く社会に対して、自立した人材の育成を実現させる中でカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が位置づけられていることを示すものである。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を検証するにあたっては、平成29（2017）年度に、「高等教育研究センター」での取組みの一環として、各科目の到達目標と本学のディプロマ・ポリシーの整合性についてテキストマイニングの手法を用いた分析がなされ、本学が大学設置基準第25条の3に基づき実施している「FD・SD研修会」においてその経過が報告されるとともに、『広島文教女子大学高等教育研究』（現『広島文教大学高等教育研究』）に教員・職員共同執筆による研究資料が掲載された。これを受け、平成30（2018）年度のシラバス

より、それぞれの科目が、本学のディプロマ・ポリシー（1）～（5）のどれを実現するのかを明示している（複数も可）。その結果、各科目の到達目標と評価基準、及びディプロマ・ポリシーとの間に関連性と一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成については、平成 29 (2017) 年度に、カリキュラムが各学科のディプロマ・ポリシーを実現するのに十分であるかについての検証を「教務委員会」で実施した。これは、各学科が開講している科目がそれぞれ、本学のディプロマ・ポリシー（1）～（5）のどれを実現するものであるのか（複数指定することも可）を検討したものである。その結果、次のような成果を得た。まず、それぞれの科目における学修内容とディプロマ・ポリシーとの対応関係について、シラバスに明示した。また、それをナンバリングの法則にも反映させた。次に、学修内容の階層を明確にし、その内容や順序を再検討するとともに、ディプロマ・ポリシーをゴールとしたカリキュラムの体系性をマッピングし、それが学生にとって履修の方向性を示すものとなるように、カリキュラムマップを通した履修モデルを提示した。

ナンバリングはシラバスで確認することができ、その参照方法については、「UNIVERSAL PASSPORT」上に示されている。カリキュラムマップについては、大学ホームページ上で確認できるようにしている。

カリキュラム・ポリシーに沿った授業科目の開設については、本学の教育理念であるところの、自立の精神と実践力を養う「育心 育人」教育、及び大学ミッションに記された「質の高い教育ときめ細やかな支援」の展開、さらには、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、「広島文教大学教育課程等に関する規程」に示すように、教養教育科目と各学科の専門教育科目、そして資格科目を体系的に配置しており、大学設置基準第 19 条及び第 20 条を遵守している。

各学科のカリキュラム・ポリシーについては、それぞれの専門教育の内容や豊かな人間性の内容を学科の専門性に則した内容としながらも、統一性が保持されるよう配慮しており、学科間のカリキュラム・ポリシーの整合性が確保されている。

このことを前提に、各教員は以下のような取組みを共通して実施しており、大学全体としての教育体制を体系的に展開している。

(1) 学修内容については、教養教育・語学教育・専門教育のそれぞれのねらいに沿ったカリキュラムとなるように科目を配置し、各科目はカリキュラムの達成に資する役割を分担する内容としている。

(2) 学修方法については、ICT 機器を活用した双方向性の学修、オフィスアワーにおける学修成果評価後の指導により習慣付けた自律学修、アクティブ・ラーニング、学科による「プログラム育心」の開講を活用している。

(3) 学修成果の評価の在り方については、卒業認定・学位授与の方針に掲げる実践力等の修得状況を、学生個人については履修科目の GPA や卒業研究の評価及び自己評価シートに基づいて評価し、学科については専門教育科目の GPA に基づいて評価している。

上記(1)及び(2)の取組みは、本学のシラバス作成ガイドラインによってシラバスに反映されるよう全教員（非常勤講師を含む）に周知がなされている。また、シラバスの内容について「教務委員会」が第三者の立場からチェックを行い、内容に不足があれば授業担当者に伝えてシラ

バスの改善に導くという継続的な取り組みがなされている。上記(3)の取り組みは、ティーチング・ポートフォリオの作成を通してシラバス改善につながるしくみとしている。

各学科では、「広島文教大学における教育研究目的に関する規程」第 2 条に定める各学科の目的を踏まえた上で、各学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて具体的な教育課程を編成している。

教育学部教育学科では、人材養成・教育研究上の目的を達成するため、「学校・地域・社会を『つなぐ』教育の充実」「現代的課題に対応した教育の充実」「強みをもった教師・保育者の養成」を柱とした教育課程を編成している。具体的には、教育学の体系性に基づいて、理論から実践にわたり充実した科目を学修の進度にそって配置され、教科の専門分野に関する学修においても講義と演習の双方が重層的な形で配置・編成されている。

人間科学部人間福祉学科では、誰もが生き生きと暮らすことができる福祉社会を支える知識・技能をもった心豊かな人材の育成に向けて、社会福祉学の体系性に基づいて、教育課程を編成し、科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示している。

人間科学部心理学科では、ディプロマ・ポリシーの実現のために、カリキュラム・ポリシー及び心理学の体系性に基づいて、専門科目を適切な学年・期に配置し、その関連性をカリキュラムマップによって示している。同時に、各科目とディプロマ・ポリシーの関連性を、ナンバリングによってシラバス上に示している。以上により、教育課程を体系的に編成している。

人間科学部人間栄養学科では、今後ますます関心が高まる人びとの食生活や健康に関わる課題について、それを科学的に解決する中で人々の健康づくりに貢献できる能力を有した人間性豊かな管理栄養士を養成し、多彩な講義・演習・実験と併せて、学内・外での実習も通じて体系的に学修し、高度な実務実践力を養うことができる教育課程を編成している。

人間科学部グローバルコミュニケーション学科では、言語の公共的使用能力等のコミュニケーション学、及びこれに関連する応用的かつビジネス領域なども含めた実践的領域に関わる専門的な知識・技能を学修し、グローバルな視点で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材を育成することができる教育課程を編成している。

なお、履修登録単位数の上限の適切な設定など、1 単位あたりの学修時間の実質を保つための工夫については、履修登録単位数の上限を学則第 11 条第 2 項により、各学期に原則として 24 単位以内と定め、履修できる授業の数が適切な設定となるように配慮し、単位制度の実質を保つように工夫している。ただし、広島文教大学授業科目履修規定第 6 条に基づき、卒業に必要な単位数に含まれない自由科目、教養教育科目のうち、「大学での学び a」、「大学での学び b」、キャリア形成科目群は、上限から除外している。また、集中講義については、原則として授業開講期間とは異なる期間に開講するため、各学期毎週の学修時間とは別立てと判断し、その上限から除外している。なお、令和 4 (2022) 年度から前年度の GPA が 3.2 以上の学生は、履修登録期間終了までに所属学科長に願い出て承認を得ることで、2 単位または 4 単位以内の範囲で履修登録科目を増加することができる制度を整えた。これは、成績優秀者の学修意欲を喚起し、かつ、その意欲に応えるための制度である。

大学院人間科学研究科の教育課程の編成方針に即した授業科目の開設については、大学院学則第 14 条及び「別表第 1」に履修基準並びに履修方法が定められており、シラバスや『学生生活ハンドブック』などに明示している。各科目にはナンバリングを施し、各科目における学修

内容とディプロマ・ポリシーとの関連はシラバスにおいて明示している。また、カリキュラムマップもコースごとに作成し、『学生生活ハンドブック』に掲載して周知している。教育学専攻においては、大学院のカリキュラム・ポリシーを踏まえて教育課程を編成し、シラバスを整備して、「教務委員会」のチェックを受けて改善に向けた取組みを継続的に行っている。授業科目については、本学の教育理念である自立の精神と実践力を養う「育心 育人」教育、及び大学ミッションに記された「質の高い教育ときめ細やかな支援」の展開、さらには、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて各科目を設置するとともに、公認心理師国家試験受験資格に対応した体系的な授業編成に即して授業科目を編成している。また、本学の「心理教育相談センター」を実践の場として活用する教育が展開されている。大学院の授業科目や履修方法等については、ガイダンス等において大学院生に直接説明している。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育においては、自校教育として本学の教育理念や成り立ちなどについて学びつつ、学修プロセスを経る中で、基礎的なアカデミックスキルを身につけることを目指す「文教学入門」をはじめとした「人間学科目群」がある。この科目群の科目は、高等学校等までの学習方法からの接続をスムーズに進めることができるよう特に配慮されている。その他、専門分野の学びに重きを置くあまり、ともすれば見落とされがちな教養教育分野での学修を促進する「現代教養科目群」、本学の有する「BECC」の機能を最大にいかす形で開講されている「国際教育系Ⅰ」及びより実用的な語学能力の修得を目指す「国際教育系Ⅱ」、情報処理やリテラシー能力の育成を目指す「情報教育系」、生涯学び続けるという姿勢を育成するとともにその導入となる科目を配置した「生涯教育系」、さらに社会の一員としての基本的なスキルを修得し、自身のキャリアデザインを構築した上で、インターンシップで現場に触れ、職業人としての意識の醸成を図るという形で、段階的に学修を進めることができる「キャリア形成科目群」が用意されている。

特に「現代教養科目群」は上位年次で履修することにより、専門分野の学びに傾きがちな状況に変化をもたらすことを狙いとしている。結果、学生自らが考える力を育成する高度な学修が実現されるとともに、履修科目が教養または専門のどちらかに偏らないよう配置されている。これらの科目は平成30（2018）年入学生からは2年次にも履修することが可能となり、語学教育も含めて選択の幅を増やした形での選択必修科目の展開が実現している。学生が自らの学修をふり返りながらそのプロセスを自ら創造していくという形で、自律的な学修者としての成長へ向け、より早い段階から踏み出すことが可能となった。

語学教育では、「BECC」を活用した英語の授業が、全学生にとって1年次必修となっている。「BECC」の施設を最大限に活用し、双方向性授業やICT機器の活用、アクティブ・ラーニングが実施されている。また、自律的な学修を実現する「SALC」を事前事後学修はもちろん、留学を視野に入れた語学能力の向上の場として、授業時間外における学生自身の積極的な学修に取り組む場として設けている。「BECC」には、1年次から4年次までの英語教育を専門とする外国人専任教員9人と英語の自律学修を支援する専任教員2人が所属している。

なお、教養教育科目においてもカリキュラムマップが作成され、『学生生活ハンドブック』に掲載されている。学生は所属学科のカリキュラムマップと教養教育のカリキュラムマップを重ね合わせながら、計画的に履修を進めることができるようになっている。

教養教育科目の配置は、学則第9条及び「広島文教大学教育課程等に関する規程」に示すと

おりであり、これらは、教養教育部を中心とする全学的な組織で管理・運営を行っている。結果として、初年次の学生に対し、本学のカリキュラム・ポリシーに示された学修方法を授業内・外の双方において体験する機会を十分に備えており、かつ、今後の学修の深化に向けての動機付けを行う効果を発揮している。これにより学生は4年間で教養教育課程と専門教育課程をバランスよく履修できるようになっている。いずれの授業もシラバスを整備し、アクティブ・ラーニングなどの工夫を行って、幅広く深い教養や豊かな人間性を育成できるよう努めている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業におけるアクティブ・ラーニングに関しては、各教員がその活用の検討を積極的に行っている。令和4(2022)年度の授業におけるアクティブ・ラーニングの実施率は69.2%であったものが、令和5(2023)年度は71.3%と向上しており、授業改善の姿勢が見て取れる。

本学は、アクティブ・ラーニングをはじめさらなる教授方法の改善の取り組みを進めるために、「広島文教大学高等教育研究センター規程」、「広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程」、「広島文教大学高等教育研究センターFD部会及びIR部会細則」といった規定等の策定を行い、担当部署の整備を行っている。

「FD部会」では、毎年度前期と後期のそれぞれに公開授業を開催している。公開する授業科目は、毎年度前期と後期のそれぞれに実施する「学生による授業評価アンケート」で前年度に高い評価を得た上位科目（非常勤講師の科目を除く）から選定している。学生によって高い評価を得た授業に内在する教授方法の工夫などを全教員で学び合い、個々の教員の教授開発・授業の改善につなげている。他方、「BECC」では、自律学修支援が積極的に進められている。学生同士の教え合い、学び合いを教員がサポートする学修プログラムが開発・実践され、外国語教育における有意義な成果が得られている。具体例として「文教イングリッシュテスト」の開発やSALCでの「TOEICトレーニング」があり、その成果や記録は複数のBECC教員により論文が発表されている。

令和元(2019)年度に本学にティーチング・ポートフォリオが導入され、毎年更新される体制が整えられ、学内限定で公開されている。このティーチング・ポートフォリオは、個々の教員のこれまでの教育活動を自己省察し、改善に向けた計画を具体的に記載するものである。この共通項目内に、「3.教育活動としての具体的な取組み (1)教育の方針と方法」があり、「1)教育の方針：教育者としての自身の姿勢(授業内・外で意識していること)」と「2)教育の方法の項目」が設定されている。ここに、教員の教育活動ないし授業上の工夫等が記されることとなる。従来は、実際に公開授業や「FD・SD研修会」などに赴くことによってようやく他の教員の工夫点を知ることができた。しかし、ティーチング・ポートフォリオを用いることによって、授業に立ち会うことなく、他の教員の授業上の工夫点を閲覧し、学ぶことができる。ティーチング・ポートフォリオは、いわゆるティーチング・ティップスとしての機能を備えた効率的効果的な資料として教員等に利用されている。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

平成29(2017)年度に行われた三つのポリシーの改定と教育体制の体系化の後、現在までに各学科の教育課程の見直しが進んできた。今後は、開講科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係の明確化を徹底し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成に継続的に

取り組む。具体的には、各学科・教養教育部・「教職センター」で教育課程（シラバス、ナンバリング及び教養教育との関連性などを含む）の精査・見直しを行う。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関しては、FD・SD 研修会等におけるティーチング・ポートフォリオを用いた、教員間の授業検討の機会や公開授業の活用を通して、教員同士における学び合いのネットワークの構築を図り、授業改善や授業効果の臨める教授法やツール等の共有に努める。

大学院に関しては、授業科目や履修方法等について直接大学院生に説明を行うことに加え、その内容を UNIVERSAL PASSPORT ないし Microsoft Teams 等に掲載することによって周知する。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

大学設置基準第 25 条の 3 及び大学院設置基準第 14 条の 3 に基づく授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組みのうち、全学的な取組みは「高等教育研究センター」を中心的に行っている。また各学科、大学院人間科学研究科、「キャリアセンター」「教職センター」においても独自の評価基準を設定して取組みを進めている。

本学は平成 30 (2018) 年度より、IR に基づく客観的な評価が可能となるようデータに基づいた「教育評価表」を策定し運用している。「教育評価表」の採用によりこれまで各学科長のリーダーシップのもとで行われていた内部質保証が学生と関わるすべての構成員が担うものとして意識する機会となった。つまり、学長のリーダーシップのもとで、学生に関わる構成員全員が意識や情報を共有した上で、それぞれが内部質保証に主体的に取り組む体制を構築することが目指される。加えて、学科別の「教育評価表」では独自項目を設けることとなっており、学科の特性に配慮している。また、学科が主体的に評価の対象となる項目を設定することによって、学科独自の教育活動の展開を実現することを狙いとしている。

「教育評価表」は三つのポリシーに基づいて作成されている。教育の根幹となる三つのポリシーは、社会的環境や学生の変化に併せてその都度見直すことが大切であることから、「教育評価表」の結果や分析が、本学の三つのポリシーへとフィードバックされるという循環型のシステムが確保されている。令和 5 (2023) 年度は大学運営協議会において「教育評価表に基づく教育課程の適切性の検証」を 9 月と 3 月の 2 回行った。いずれの回の審議においても教育評価表で教育課程の適切性を確認した。

A. 高等教育研究センター

「高等教育研究センター」は、本学の教育の改革・改善を組織的かつ継続的に支援することにより、本学の教育の質的向上を図ることを目的とする組織であり、「アドミッション・オフィ

ス」「キャリアセンター」「教務委員会」「BECC」等の関係教員と事務職員が共同で業務にあたっている。業務遂行のために「FD 部会」と「IR 部会」を設け、「FD 部会」は教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援等、「IR 部会」は教育情報の収集・分析等にかかわる業務をそれぞれ担っている。

(1) 学修成果に関する情報収集・分析

ディプロマ・ポリシーに示されている教育目標の5領域（実践力、自律性、リテラシーに基づくコミュニケーション力、専門的な知識・技能の活用力、「育心 育人」）の能力が大学生活を通してどの程度修得されたのかを検証するため、後期末に各領域能力の達成度・修得度を自己評定する4年生対象の「育心アンケート」、1～3年生対象の「自己評価シート」を実施している。なお、学修成果の評価に関するもう一つの指標である授業外学修時間を尋ねる項目もこれらのアンケート項目に共通して含んでいる。教育目標の5領域に関する項目及び授業外学修時間に関する項目は、前掲の「教育評価表」の指標として反映している。さらに、教育目標達成に向けた取組みや改善策等を検討するため、「育心アンケート」では、補足的に大学生活全般の印象（成長感、所属感）や学びの改善に向けた意見（自由記述）を尋ねる項目を設けている。

「自己評価シート」では、学修・課外活動の取組み状況に関する項目を設けている。これらアンケートの集計結果は「学内ポータルサイト」を通じて学生と教職員に周知している。さらに、学修成果に関する集計結果は、大学ホームページを通じて公開している。

(2) 学修活動に関する情報収集・分析

全学年を対象として前期末に実施する「学生生活に関するアンケート」と後期末に実施する「育心アンケート（4年生対象）」や「自己評価シート（1～3年生対象）」により学修活動の状況把握に努めている。前期末の「学生生活に関するアンケート」では、カリキュラムの満足度や大学の学びを通じた成長実感等を尋ねる項目に加え、学修環境の改善に向けた基礎的情報を収集するために今後の改善に向けた意見・要望（自由記述）を尋ねる項目も設けている。後期末の「育心アンケート」や「自己評価シート」では、前述したように、全学年対象の共通項目として授業外学修時間に関する項目を含むとともに、利用頻度の高い学修場所と学修環境改善に向けての意見等を記入する自由記述項目も設定している。これらのアンケートの集計結果は、教職員向けに報告するとともに、学生向けにも結果をフィードバックする資料を作成して「学内ポータルサイト」を通じて公表している。さらに、「学生生活に関するアンケート」の学生向けフィードバック資料においては、学生からの意見・要望等の主なものについて現状や対応の進捗状況、今後の展望等についての教職員による回答が掲載されており、調査活動をめぐって学生との双方向性が確立されている。

(3) 教育活動に関する情報収集・分析

「FD 部会」が中心となり、全科目を対象として各学期末に「学生による授業評価アンケート」を実施しており、これらの結果は「学内ポータルサイト」を通じて、学生及び教職員に公表されている。この調査結果は、前掲の「教育評価表」の項目として反映している。また、「IR 部会」が中心となり、教員を調査対象として「教育活動に関するアンケート」を実施している。このアンケート結果は、教職員に「サイボウズ」を通じて報告され、共有されるとともに「高等教育研究センター」において本学の教育活動の充実に向けて検討する際の基礎資料として活用されている。また、学修成果の点検・評価において IR 情報をさらに活用して教育評価システムの構築・改善を図っていくため、IR 情報の集積と経時的な分析等にも取組み、「高等教育研

究センター」の構成員による報告や研究成果の発表・執筆も逐次行われている。

B. 教育学部・人間科学部

冒頭に記したとおり、平成 30 (2018) 年度より全学的な取組みとして三つのポリシーに基づいた「教育評価表」を運用しているが、ここでは各学科が採用している独自の評価基準を中心に述べる。

教育学部では、(1) 広島県小学校教員採用試験合格率、(2) 公立保育士試験合格率の 2 項目を採用している。これらの項目について、受験者数・1 次試験合格者数・2 次試験合格者数等の情報に、教職センターから提供される模擬試験の結果等の情報も加え、より多角的な視点から点検・評価を行った上で、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

人間福祉学科では、(1)「社会福祉士国家試験受験資格」「精神保健福祉士国家試験受験資格」「介護福祉士国家試験受験資格」「保育士」の資格取得率、(2)「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」の国家試験合格率、(3) 専門職への就職率、の 3 項目を達成の評価基準において学科の特色を反映したものとして点検・評価を行っている。

心理学科では、(1) 進路未決定者数、(2) 大学院進学者数、の 2 項目を採用し、点検・評価を行った上で、教育内容・方法の改善への取組みを進めている。また、平成 30 (2018) 年度入学生から、大学における公認心理師国家試験受験資格要件 (平成 29 年 9 月 15 日 文部科学省・厚生労働省令第 3 号 公認心理師法施行規則第 1 条) に対応する科目を履修できるようになった。今後は、大学における公認心理師国家試験受験資格の所定単位修得状況についても検討していく。さらに「キャリアポートフォリオ (主張性・自己統制・協調性・計画性・自律性の各 5 項目)」による自己目標達成度を導入し、達成状況の検証を行っている。

人間栄養学科では、(1) 管理栄養士国家試験合格率、(2) 専門職への就職率、(3) 外部評価 (臨地実習先による評価) の 3 項目を採用している。さらに、産学官連携事業等の課外活動に参加した学生の社会貢献度も考慮しつつ、点検・評価を行っている。

グローバルコミュニケーション学科では、(1) TOEIC 得点、(2) 就職率、の 2 項目を採用している。(1) については、「600 点以上 : 20% 以上、500 点以上 : 60% 以上」を目指すことを目標としている。

C. 大学院人間科学研究科

大学院人間科学研究科では、人間の教育及び心身の健康に関する専攻分野における研究能力及び高度の専門性に基づく実践力を身にさせることによって、社会に有用な人材を育成することを目標としている。この目標の達成状況を点検・評価するため、就職状況の調査を実施している。

平成 30 (2018) 年度入学生からは、大学における所定の要件を満たして教育学専攻臨床心理学コースに入学した者が所定の単位を取得して修了することにより、公認心理師国家試験受験資格が得られることとなった。令和 3 (2021) 年以降、心理専門職として就職、国家試験にも合格し、公認心理師資格を取得する修了生も出ている。

今後も引き続いて、就職状況並びに公認心理師国家試験の出願・合否状況を調査することにより、人材育成の目的の達成状況を点検・評価することとしたい。

D. キャリアセンター

就職状況については、主に「就活ナビ・広島文教大学」内の「活動報告」及び「進路決定届」への登録状況により把握を行っている。この登録は、進路が決定した時点で学生が行うよう就職ガイダンス及び「UNIVERSAL PASSPORT」で周知している。尚、卒業式までに進路が決定しなかった学生及び「進路決定届」への登録がなかった学生については、就職課が電話・メールにて情報収集を行っている。

平成 30 (2018) 年度より、卒業後 1 年及び 3 年を経過した年度の卒業生に対して「卒業生アンケート調査」を実施しており、①卒業後の就職等の状況、②在学中に身に付けた知識・技能が活かしているか、③在学中にディプロマ・ポリシーを達成するために役立った活動、④本学の就職支援について尋ねている。また令和 2 年 (2020) 年度からは、卒業生の就職先に対して「卒業生についてのアンケート」を実施し、本学の人材育成に対する社会からの要請の把握に努めている。これらのアンケートの結果については、大学ホームページで公表するとともに、本学のキャリア支援及び教育の改善に活用している。

E. 教職センター

教職センターでは、教育職員免許法施行規則に基づき、平成 27 (2015) 年度から、教員養成の目標、教員養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績、教員養成に係る授業科目及びそのシラバス、卒業生の教員免許状取得状況、卒業生の教員への就職状況、教員の養成に係る教育の質の向上に関する取組の情報を大学ホームページに公表している。また、令和 4 (2022) 年度から教職課程の自己点検・評価が義務化され、六つの評価基準項目に渡る「教職課程自己点検・評価シート」を作成・活用し、教育研究等の水準の向上や活性化に努めるとともに、社会的責任を果たしていくため、本学の理念・目的に照らして教育活動等の状況について点検・評価を実施している。その点検・評価の結果は教職課程の自己点検・評価に特化した報告書として取りまとめ、大学ホームページにおいて公表している。

そのほか、教職課程を履修する学生の学修状況を把握する資料として「教職履修カルテ」がある。学生は学期ごとに学修状況の振り返りや教員としての資質能力についての自己評価を記入するとともに、教職科目授業担当教員はそれぞれの学生の学修状況について記入している。免許資格取得状況や教職への就職状況については、毎年『広島文教大学教職センター年報』にも掲載している。『広島文教大学教職センター年報』は「教職実践演習」や各教育実習等の実践を論文や報告としてまとめ、教職員が教職に係る情報を共有し、改善の方策を探る資料としても活用されている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「広島文教大学高等教育研究センター規程」並びに「広島文教大学高等教育研究センターFD部会及びIR部会細則」に基づくFD活動の一環として、本学は平成 13 (2001) 年度から前期末と後期末の 2 回「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果を大学ホームページ上で公開し、常時閲覧できる仕組みを整えている。

「学生による授業評価アンケート」は回答率の向上を目的として、回答期間内であればいつでも Web 上で回答できる仕組みを整えている。令和元 (2019) 年度から、自由記述欄を設け、

令和2(2020)年度以降は、「1.学修に対する学生の自己評価(事前事後学修,授業への姿勢),2.授業者としての教員評価(教材研究,授業運営,双方向性),3.総合評価(目標の達成度,授業や教員に対するその他の評価),4.授業改善への示唆」としている。授業に臨む学生自身の自己評価や授業目標に対する到達度合など、「学生の学びに向かう」姿勢にも配慮したが学修評価になるよう努めている。

評価結果を今後の授業改善等に用いる取組みとして、先述のとおり本学は大学ホームページで結果を公開するとともに、評価の高かった授業を対象とする公開授業(FD活動)を実施している。また、本学「ティーチングポート・ポートフォリオ」において、「学生による授業評価アンケート」を踏まえた形で教員個々の教育活動並びに授業の改善に向けた考察が行われており、その内容は学内公開されている。また、本学「教育評価表」には「学生による授業評価アンケート」の学科別平均得点が記載されており、その結果について令和元(2019)年度から各学科による点検・改善計画の検討が行われ、各学科単位での取組みも行われている。

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

学修成果を点検・評価するための情報は「高等教育研究センター」をとりまとめ機関とし、各センターで集約されている。それぞれのセンターで調査・分析された結果については教育評価表を用いて「大学運営協議会」で検討される仕組みが整えられている。本学は令和6(2024)年度入学生からタブレット型端末の配布を取りやめ、パソコンを用いた授業へと転換が図られる。「学生による授業評価アンケート」もタブレット型からパソコンを用いた回答になる。教育内容・方法の成果と併せてICT機器のより効果的な活用についても検討してゆく。授業に関しては「広島文教大学のオンライン授業に関するガイドライン」を策定してきた。今後も、対面形式を主としながらオンラインを授業に有効に活用するために、関連したFD活動を引き続き実施してゆく。また、本学の教育活動について学生からの意見を直接聞く機会にあたる「教職員・学生代表者による広島文教大学の教育改善協議会」をさらに充実させ、学生と教員が協働してよりよい教育活動や教育環境の整備に向けて取り組んでゆく。

【基準3の自己評価】

本学は、建学の精神並びに教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定すると同時に、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、コモンルーブリックを用いながら公平かつ厳正にそれぞれの認定を行っている。カリキュラム・ポリシーもまた教育目的やディプロマ・ポリシーに準じて策定し、同時に体系的な教育課程を編成するための規準としている。加えて、シラバスの整備や履修登録単位数の上限設定、教養教育も適切に実施している。

さらに、本学は学修成果を点検・評価する方法を確立し、適切に運用している。また、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検と評価結果のフィードバックを行っている。

以上より、「基準3.教育課程」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、大学を代表するとともに校務遂行に必要な権限を有する旨「学校法人武田学園組織規程」「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」において規定され、大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮している。また、学長が適切なリーダーシップを発揮するために学長を補佐する体制として、副学長 2 人（教学・地域連携担当 1 人、校務運営担当 1 人）、学長補佐 1 人（キャリア支援担当）を配置するとともに「学長室」を設置している。

また、様々な立場、角度から大学全体で協議するため、「学長補佐会」「大学運営協議会」「教授会」並びに「学科長会」を組織し、学長が統轄している。併せて、各学科においては学科長を中心に定期的に「学科会」を開催し、全学的に意思の統一を図っている。

なお、大学院課程においても学長が研究科長を兼務してリーダーシップを発揮しており、副研究科長が研究科業務全般について学長を補佐している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の権限及び責任については「学校法人武田学園組織規程」第 7 条から第 10 条において学長、副学長、学部長及び学科長を配置するとともに「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」により各職務の適切な分散と責任を明確にしている。

また、大学のガバナンスと学長のリーダーシップを適正に機能させるための教学マネジメントの構築のため次の会議体等を設置している。

「教授会」（令和 5（2023）年度 15 回開催）は、学長の決定にあたり意見を述べるとともに教育研究の重要事項について、審議する組織である。

「学科長会」（令和 5（2023）年度 1 回開催）は、学科間の調整と教育方針の統一を図るための協議を行い、学長の賛意が得られた議案については大学運営協議会等に提出することができることとしているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より令和 3（2021）年度以降は開催せず、必要に応じて学長が個別に学科長と協議を行うことにより情報の共有化を図った。

「学長補佐会」（令和 5（2023）年度 7 回開催）は、学長、副学長、学長補佐等が出席して、大学の重要問題について学長の諮問事項を検討する組織である。

「大学運営協議会」（令和 5（2023）年度 14 回開催）は、学長、副学長、学長補佐、学科長、各センター長及び学園統括部長等が出席して、大学運営における最も重要な事項について意見

を交換し、理事会への上程や学長の決定に先立ち審議する組織である。

また、大学運営及び学科間連携の円滑化のために各センター組織を配置しており、それぞれのセンター・オフィスにはセンター長又はオフィス長及び教員・職員混成の構成員を配置している。こうした組織は権限の分散と学長のリーダーシップとを結びつける体制につながっており、業務の内容及びレベルに応じた責任を明確化している（図 4-1-1）。

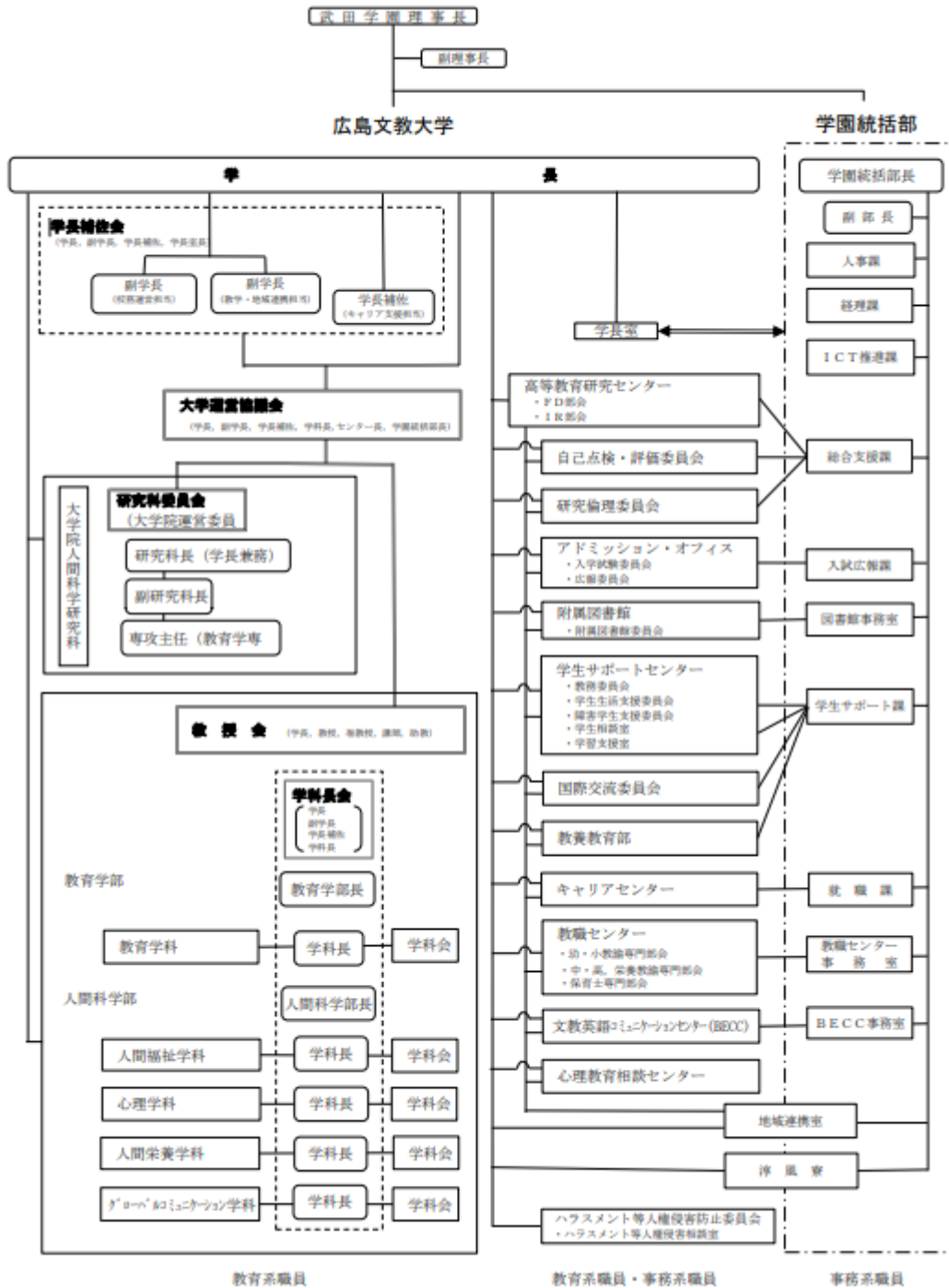


図 4-1-1 教学組織（令和 5 年 5 月 1 日現在）

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の組織編成については、「学校法人武田学園組織規程」及び「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」で各部署の業務と権限及び責任を定め、教職員に明示している。また、大学の校務運営組織には「学園統括部」の部署長を適宜配置している。

例年夏期と春期の2回開催される「FD・SD研修会」では、教員のみならず職員も研修会講師として話題提供も行っている。また、職員も原則全員参加となっており、大学の置かれた現状や改革の必要性の共通認識を図っている。さらに、夏休みに行われる「教職員研修会」では、学園の置かれた現状や将来構想について理事長自らが全教職員に向けて講話を行っている。開会時には、学園訓及び学園ビジョン・ミッションを全教職員が唱和し、進むべき方向の確認・共有を図っている。令和4(2022)年度の職員の夏季または春季のいずれかの研修会への参加実績は94.7%であった。

以上から、本学の教学マネジメントは教職協働による十分な機能性を有しているといえる。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

現状に即した教学組織を構成しているが、理事長によるリーダーシップに基づいて社会の要請に沿った教学組織を検討する必要がある。また、教職協働による教学マネジメントの機能性をさらに高めるためにも、「FD・SD研修会」への職員の参加率をさらに高める必要がある。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

学則第1条に示す教育目的に基づいて、学則第2条に定める学部・学科を編成し、学則第9条及び「広島文教大学教育課程等に関する規程」に示すように教育課程を編成している。本学は、この教育課程に即して必要な教員を各学科等に配置している。各学科の専任教員数は大学設置基準第13条の別表第一及び別表第二の基準を満たしている。また、本学で取得可能な教職課程（小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語）、中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）、栄養教諭一種免許状）及び国家試験（社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士及び公認心理師）受験資格を得させるための教育課程及び資格を得させるための教育課程（保育士、栄養士）については、関係する法令等で定める専任教員数の基準を満たしている。

また、教員の選考等については、「広島文教大学教員選考審査規程」に基づいて、教員の採用・昇任等の検討の都度、審査委員会を設け、本学の教育目的及び教育課程に適した教員の確保と配置を適切に行っている。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

大学設置基準第 25 条の 3 に基づき、3-2-⑤並びに 3-3-②にてすでに記載のとおり、本学は「広島文教大学高等教育研究センター規程」並びに「広島文教大学高等教育研究センターFD 部会及び IR 部会細則」に基づく FD 活動を積極的に進めていく体制が整えられている。

「FD 部会」主導によって行われる組織的な FD 活動は、次の 6 点に集約される。

(1) 公開授業

本学専任教員の教授方法等の向上をめざす活動として、前期と後期に 1 回ずつ、計 2 回開催する。公開の対象となる授業は、前年度の「学生による授業評価アンケート」で高い評価を得た科目を中心に選定している（前期後期とも 5 科目程度）。

令和 5 年度は実施方法を 3 年ぶりに対面方式とし、一部オンデマンドでも実施した。録画視聴の期間を長期休暇中まで延長したことから、これまで実施時間が授業と重なるなどして参加ができなかった教員も録画視聴で参加が可能となった。

(2) FD・SD 研修会

夏期と冬期に 1 回ずつ年 2 回開催される。研修会の内容は、過去に実施した FD・SD 研修会のアンケートよりリクエストのあったものや、「センター長会」で企画を募集するなどしており、本学教職員のニーズに応じた内容で構成される分科会と、高等教育改革並びに本学の教育活動のさらなる資質向上を目指す内容で構成される全体会を設定している。特筆すべきは、外部に委託している調査の報告を除き、可能な限りすべての講座の講師を学内の教職員が担っている点である。教職員は、必要に応じて「高等教育研究センター」からの派遣として職場外研修を受け、そこで得た知見を学内教職員に還元する体制が確立している。「FD・SD 研修会」は、令和 3 年度まで全体会をビデオ録画し、当日校務等で欠席せざるを得なかった教職員が視聴することで全教職員が研修会に参加できる仕組みがとしたが、令和 4 年度より、分科会も録画をして、すべての講座について後日視聴を可能とした。視聴期間も長期休業中まで延長し、より多くの教員が研修に参加できる体制を整えた。また、附属高等学校にも参加について案内をしており、課題の共有や高大連携に努めている。

(3) 学生による授業評価アンケート

前期と後期に 1 回ずつ計 2 回開催される。アンケートは、「学内ポータルサイト」にすべての結果を公開し、大学ホームページには、大学全体と各学科の結果を公表している。

(4) 『広島文教大学紀要』並びに『広島文教大学高等教育研究』

教員の研究公開・促進の機会として、それぞれ年一回刊行している。

(5) 広島文教大学における教育の質保証のための新任教員研修プログラム

令和元（2019）年度より、採用時から 1 年間にわたって実施している。当該年度に本学に新しく着任した専任教員（以下、新任教員）を対象に、事務的手続きの方法に関する研修や教育力向上に関する研修（「FD・SD 研修会」を含む）、及び「メンターによる定期的な個人面談」が計画的に行われる。これらの研修を着任後の 1 年間にわたって受けることにより、新任教員が本学教員としての業務にできる限り早く慣れ、教育活動を円滑に執り行うことを目指している。新任教員は、当該年度末に研修の振り返りを行うとともに、希望すれば、個人面談を継続できるシステムを設けている。

加えて、令和 3（2021）年度には新任教員を対象とした『新任教員のための教員生活ハン

ドブック』(HERC ブックレット)を新たに作成した。大学教員として教育・研究活動や校務を進めてゆくための基本的知識(授業の考え方、学生対応、研究倫理、校務運営など)を内容とする。この資料は、毎年度見直しを行っており、サイボウズに掲載している。そのため 新任教員のみならず従来から勤務する本学教員にとっても改めて教育・研究活動等を再確認するための有益なツールになる。

(6) ティーチング・ポートフォリオ

令和元(2019)年度から導入された。3-2-⑤で記載のとおり、ティーチング・ポートフォリオは教育活動ないし授業力向上への効率的効果的な資料としてのみならず、本学の教育活動の内部質保証を示す根拠資料として示される。令和2(2020)年度には、ティーチング・ポートフォリオを人事評価の資料として活用することが規程に加えられた。これにより、教員が自らの教育活動を自己評価し、その成果を公開すると同時に人事評価に活用する仕組みが整えられた。

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

毎年度夏期と冬期に実施している「FD・SD 研修会」の内容については教職員のニーズ(研修会後のアンケート実施結果)及び社会の要請を踏まえて検討している。また FD に関する成果は「大学教職員研修会」等、本学で開催する他の研修会でも報告していくこととし、FD 並びに高等教育をとりまく状況に即して改善に努めてゆく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識・技能の習得を目的に、職員(大学執行部、教員、事務・技術職員等)を対象に、「教職員研修会」を開催しているほか、「FD・SD 研修会」を夏期・冬期に開催している。

「教職員研修会」については、夏期定例会(令和5(2023)年8月9日実施)において、本学園が推進する中期経営計画(第2次文教マスタープラン(第2次BMP))の進捗状況を報告するとともに、令和4(2022)年度の決算概要を説明し、令和5(2023)年度から減少に転じた入学者数より、今後一定の学生数が維持できないのであれば、教職員数の削減あるいは一人当たりの人件費も見直していかなければならなくなる可能性もあることを、教職員全員の共通認識とした。

「FD・SD研修会」としては、夏期の定例開催分(令和5(2023)年8月24日実施)において、障害学生支援委員会が「令和6(2024)年4月から義務化となる合理的配慮の提供にあたっての基本的な考え方」を概説し、本学学生への対応方法について、教職員全員の理解を深めた。

また、冬期の定例開催分（令和6（2024）年2月29日実施）においては、「学生サポートセンター」が「休学・退学の現状及び休退学防止の取組について」の講演を行い、欠席が続く学生の早期発見と状況の把握等、全学的な休退学防止の実施状況について、教職員も理解することができた。

このほか、事務職員を対象としたSDとしての能力開発を進める取組みが、以下の2制度の運用により定着している。

- ・能力開発ポイントを活用した職務遂行能力の引き上げ

能力開発ポイントは事務職員の能力開発への取組み状況を可視化することを目的に、研修参加や論文投稿、資格取得や業務改善、環境改善のほか多岐にわたる能力開発手段を項目ごとにポイント化した制度であり、事務職員は、毎年度期初に能力開発の目標と達成するための方法、時期を部署長と協議のうえ目標設定シートに掲げて取組んでいる。令和5（2023）年度は、事務職員全体が期初に設定した目標834ポイントに対し、期末実績は975ポイントを計上した。期末には、職位別の開発ポイントを集計・分析し、次年度の能力開発の進め方の参考とするなど、制度の安定した運用が定着している。

- ・メンター制度の活用

新人職員や昇進者を中心に、職務上の課題解決や自身のキャリア形成を目的としたメンター制度を運用している。部署を超えた指導関係を意図的に設定することでOJT（On the Job Training）が補完されるだけでなく、指導する側のメンターの成長にも結び付いている。令和5（2023）年度は前年より4組多い9組の職員が利用した。

（3）4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の学内研修に関しては、教職協働のもとで企画実施し、研修後には参加者アンケートをもって研修の効果を測定・評価し次回以降の研修企画に活かすなど、全学的かつ有機的な運営体制を敷いており、今後もこの体制下で職員の資質・能力の向上に努める。

また、大学運営とそれを取り巻く環境に関する知識や技能、見聞を広く学外の事例等から獲得する学外研修に関しては、今後は対面形式の研修に積極的に参加を促進していく。大学業界にとどまらない幅広い視野や人脈を持つことは、自らの成長にも通じることであり、テーマに拘らない外部の研修会に職員を積極的に送り込むことで、更なる能力向上を目指す。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

（1）4-4 の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

（2）4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

施設設備についての研究環境の整備については、まず本学附属図書館の適切な運用が挙げられる。本学附属図書館では、図書約24万5千冊、雑誌3,757タイトルそのほか新聞、視聴覚

資料、マイクロフィルム、貴重資料（和装本）等を収蔵しており、それらについて大学教員は50冊を上限とし、60日間貸出することができる。また、個人研究費での購入図書については貸出冊数を無制限、貸出期間についても無期限とし、各教員の研究活動が円滑に進められるようにしている。

教員個人に対しては、全専任教員に対して研究室が与えられ、椅子・机、空調、ネットワーク環境、本棚などが整えられ、研究に取り組む環境を整備している。パソコンや周辺機器の調達に必要な個人教育研究費も一定額割り当てている。また、大学院生が研究に専念するための大学院控室も設けており、椅子・机、空調、ネットワーク環境、本棚などが整えられ、研究に取り組む環境を整備している。

研究の支援体制については、「総合支援課」に「教員サポート係」が配置され、公的研究費の公募に関する情報等の提供と獲得の奨励、申請書類の記載内容の確認等申請する際の事務手続きの支援、研究倫理の啓発に資する学習の支援を行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の研究倫理を確立するための組織は、「広島文教大学高等教育研究センター規程」第3条(9)「研究倫理に関すること。」に基づき「高等教育研究センター」がそれを担っている。また、「広島文教大学研究倫理規程」第3条に基づき、「研究倫理委員会」が設置されている。「広島文教大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する内規」に基づき、専任教員に対しては、令和元(2019)年8月に独立行政法人 日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニング」の受講による研究倫理教育を実施し、以降に本学に着任した教員に対しても計画的に研究倫理教育を実施する体制が整えられている。また学生に対しても、「高等教育研究センター」及び「研究倫理委員会」の編集による『レポート・研究論文の書き方』(HERCブックレット)として作成し、「学内ポータルサイト」に掲載及び周知することにより研究倫理への意識を高めている。

研究倫理審査についても「広島文教大学研究倫理規程」に則り、運用している。令和5(2023)年度では8件の審査申請があり、いずれも承認された。研究経費に関しては、『個人研究費の使途手引き』に基づき厳正な運用を求めている。

本学では、専任教員と研究経費に関わる職員とが互いに連携協力するとともに、不正を未然に防止するための連携に努めている。そのことを実現するために、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を副学長(校務運営担当)、コンプライアンス推進責任者を高等教育研究センター長として「広島文教大学における公的研究費の管理・監査等に関する規則」に定め、機関内の責任体制を明確している。令和5(2023)年度の冬期FD・SD研修会(令和6(2024)年2月28日)では「科研費の内部審査について」と題し、統括責任者から「2023年度公的研究費に掛かる内部監査実施報告」が行われ、続いてコンプライアンス推進責任者から「公的研究費の適正な使用について一適正かつ有効な活用をめざす啓発活動一」の留意点等が示され、教職員の倫理意識の向上が図られた。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では毎年「広島文教大学教育・研究活動支援制度助成金」として、「個人及び共同研究」「科学研究費申請促進(個人研究対象)」「高等教育研究・実践GP助成」「出版助成」の4つの

枠組みを設定し、助成金を交付している。「科学研究費申請促進（個人研究対象）」は当該年度に学術振興会科学研究費へ申請することを交付の条件とする助成金で、1件あたり5万円が支給される。これは、外部資金の獲得を奨励する目的で枠組みが設定されている。「高等教育研究・実践 GP 助成」は、高等教育に関わる今日的課題についての特色ある教育実践または研究で、1件あたり15万円を上限として支給される。「出版助成」は、学科等の組織的教育実践または高等教育研究に関わる出版を対象として支給されるものである。例年、専任教員に対して応募を呼びかけ、申請された教育・研究活動については「高等教育研究センター」において慎重審議のうえ、原案を作成して学長によって決定している。令和5（2023）年度において、「科学研究費申請促進（個人研究対象）」への応募は1件であり、審議の結果、採択された。また、「高等教育研究・実践 GP 助成」への応募者は0件、「出版助成」への応募者は0件であった。

教員個人に対する研究活動への資源配分としては、年間の個人研究費として令和5（2023）年度は専任教員23万・特任教員18万円・助手5万円を支給した。研究費の執行等について『新任教員のための教員生活ハンドブック』（HERC ブックレット）に基づき適切に研究活動に取り組むよう支援をしている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は「広島文教大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する内規」第4条及び第6条に基づき、5年を超えない期間ごとに全教員及び公的研究費に関わる職員を対象とした研究倫理に関する研修会を実施している。前回は令和元（2019）年度に実施しているため、5年度目にあたる令和6（2024）年度までに再び全専任教員を対象とした研修を実施する。

研究倫理審査や内部監査について、教員に加え大学院生にも研究倫理教育及びコンプライアンス教育を定期的実施する。加えて、研究に関する外部資金の獲得に向けた情報提供や講座を充実させる。

[基準4の自己評価]

本学は、学長がリーダーシップを発揮できるよう副学長及び学長補佐をおき、それぞれの役割を明確にしている。各センターには教員と職員を配置し、教職協働のもとマネジメントにあたっている。このような教職協働をさらに効果的なものとするために、FDとSDとの区別を廃した「FD・SD研修会」を実施している。研究支援については、研究環境が適切に整備され、また学内公募の助成制度を整備し適切に資源分配がなされている。以上のことから、「基準4.教員・職員」の趣旨を満たしているといえる。

基準5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全, 人権, 安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人武田学園寄附行為」及び「学校法人武田学園組織規程」により大学の組織を定め、その組織における職務権限は「学校法人武田学園職務・権限に関する規程」に定め、「学校法人武田学園就業規則」及び「学校法人武田学園職員倫理規程」により一般的な倫理規範を定め、「広島文教大学研究倫理規程」により研究面での倫理規範を定めている。こうした規程は他の規程とともに教職員が閲覧できる掲示システムに掲載し武田学園内に周知している。また個人情報保護に関しては「学校法人武田学園個人情報保護に関する規程」を制定するとともに「個人情報保護マニュアル」を作成し、教職員に掲示システムにより周知している。ハラスメントの防止に関しては「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程」を制定するとともに、「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン」を作成している。よって、適切な運営を行っている。

また、組織倫理を確立するため「学校法人武田学園公益通報等に関する規程」を制定し、法令違反等に対する体制を整備するとともに「学校法人武田学園監事監査規程」を定めて経営面や業務面に対する独立したチェック機能を確立することにより誠実性を確保している。組織に業務監査の機能を持たせるため「学校法人武田学園内部監査規程」を制定し、業務執行面や人事面における改善項目の抽出と改善の指示を行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

平成 26(2014)年の学園ミッション、学園ビジョンの制定に伴い、「文教マスタープラン 2020」（2016 年度～2020 年度）を策定し様々な改革に取り組んだ。また、「文教マスタープラン 2020」の実施で明らかになった課題や環境変化に対応するため 2021 年度から 2025 年度までの新たな中期経営計画として「第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）」を策定し、各年度の事業計画や予算編成に連動させている。

さらに、毎年、各部門が重点課題を達成するために、部門長は各部門が取り組む単年度目標を明らかにしている。各部署や個人は、この単年度目標を達成するために取り組むべきことを、本学独自の目標管理システムである「BMS」で明らかにして、実際の活動目標として取り組んでいる。

このように、本学では、使命・目的の実現のために、学園ミッション、学園ビジョンを定め、さらに、部門ミッション、部門ビジョンの達成のために、中期経営計画や「第 2 次文教マスタープラン（第 2 次 BMP）」「BMS」を通して、継続的に活動している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮に関しては、平成 26（2014）年度以降、「学園統括部」において中長期目標の一つとして「学生のための環境改善の取組み」を掲げ、学園統括部職員より日頃の業務の中で気づいた要改善項目を提出している。こうした項目は、担当部署に回付して対応可能なものは改善することにより、よりよい学修・学生生活環境の整備に努めている。改善提案件数は、現在計数目標こそ掲げてはいないが、「学園統括部長」発信文書により引き続き学園の環境改善

に対する配慮義務を「学園統括部」職員に課している。

人権への配慮に関しては、「ハラスメント等人権侵害防止委員会」「ハラスメント等人権侵害相談室」を校務分掌に組織し、学園内規程としても「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害防止委員会規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害相談室規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害対応部会規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調停委員会規程」「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害調査会規程」並びに「学校法人武田学園ハラスメント等人権侵害に関するガイドライン」を整備し、問題発生防止また問題発生後の適正な対応に向けた人的・制度的な体制を敷いている。また、大学の産学官連携活動等における被験者の人権擁護及び安全性確保を目的に、「広島文教大学利益相反管理に関する規程」を設けている。このほか、「ハラスメント等人権侵害防止委員会」では、「ハラスメント等人権侵害防止研修会」を毎年開催（令和 5（2023）年度：テーマ「みんなで NO ハラスメント」（Web 形式）し、教職員に対してハラスメント等人権侵害の事前防止の啓発に努めており、ポスターやリーフレット『ハラスメント等人権侵害防止と解決策のために』も適宜刷新し、教職員に配布している。

安全への配慮に関しては、「学校法人武田学園教職員衛生管理規程」「学校法人武田学園個人情報保護に関する規程」を定め、教職員の労働安全衛生並びに個人情報について適正に管理している。また、個人情報、法人情報及び機密情報の保護並びに情報セキュリティリスクの軽減を目的に、「学校法人武田学園パソコン操作ログの管理に関する規程」を設けている。このほか、「学校法人武田学園危機管理規程」「広島文教大学消防計画」を整え、教職員や学生、近隣住民等の人命安全確保と被災予防に努めている。さらには、「広島文教大学組替え DNA 実験安全管理規程」「広島文教大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「広島文教大学動物実験規程」「広島文教大学毒物及び劇物取扱規程」「広島文教大学臨時休講措置の取り扱いについて」及び「広島文教大学防犯カメラ管理・運用に関する内規」等を整備し、個々の事象に応じた適正な管理・運用を実施すべく体制を敷いている。これら規程の整備以外にも、平成 26（2014）年 8 月 20 日に本学も被災した広島市豪雨土砂災害を機に、災害等非常時に活用するための災害時対応マニュアルを学生の入学時に配付し、全学生に携帯するよう指導を行っているほか、安否確認システムを導入し、毎年の避難訓練時に運用訓練も実施している。避難訓練は、消防法に基づき、年 1 回避難訓練を実施している。実施時期は 5 月とし、年間行事予定表にも記載し周知している。

防火管理者名で実施計画書を作成、広島市安佐北消防署へ届出をしてから、教職員には学内メール及び教授会で参加協力の依頼をし、学生には実施当日に、避難訓練について学内放送にて周知を図っている。令和 5（2023）年度は 1 号館 2 階で火災が発生した想定で避難訓練を実施した。

学園統括部職員が、通報連絡班、初期消火班、指揮班、搬出・警備班、安全防護班及び応急救護班に分かれ、逃げ遅れた者はいないか確認したり、避難誘導をしたりして、実施責任者である学園統括副部長へ参加者数等の報告を行っている。訓練最後には、実施責任者より日頃からの災害などに対する意識について訓話があり、定期的に防災に対する意識を高めている。なお、令和 5（2023）年度の参加者数は 180 名であった。

また、平成 30（2018）年度以降、教職員本人（非常勤の者を含む。）の急病や救急搬送等により、本学園が本人の家族等と緊急に連絡を取る必要が認められる際の危機管理並びに運用体

制をより一層整えるため、緊急連絡簿を作成している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性について、関連する法令は遵守している。

また、環境保全、人権、安全への配慮の体制を整備しており、引き続き現状の体制で運営していく。

ハラスメント等人権侵害の防止にかかる取組みに関しては、特に令和4（2022）年4月1日から完全義務化となった労働施策総合推進法（通称：パワー・ハラスメント防止法）を踏まえ、より現場に即したテーマの研修を開催するなど、職場におけるハラスメント防止に向けた体制強化をさらに図る。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学園の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるように、「学校法人武田学園寄附行為」及び「学校法人武田学園理事会規程」に則って、「理事会」及び「評議員会」を設置している。また、「学校法人武田学園常任理事会規程」に則って、「常任理事会」を開催している。

学園の重要事項を決定する「理事会」及び「評議員会」は「学校法人武田学園寄附行為」第17条～第19条に基づき年4回（5月、9月、12月、3月）開催しており、私立学校法第36条及び第37条を遵守している。また、「常任理事会」は毎月開催している。これらの会議では、学園の使命・目的の達成に向けて、戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

寄附行為に基づく「理事会」の適切な運営については、理事の選考は、「学校法人武田学園寄附行為」第5条～第7条及び第10条～第12条に則って理事に関する規程を整備しており、定数11人に対し現員11人で、私立学校法第35条～第40条を遵守している。なお、定数11人のうち6人の外部理事を選任し外部からの意見を踏まえた意思決定を行う体制としている。

令和5（2023）年度の理事会における理事の出欠状況は表5-2-1のとおりであり、欠席を勘案しても寄附行為第17条で定めた過半数の理事は出席していることより「理事会」は成立している。また、理事会にやむを得ない理由により欠席する理事に対しては事前に送付した議案を確認したうえで委任状の提出を促している。こうした対応で理事の意思を確認しており、適切な意思決定を行っているとは判断している。

表 5-2-1 令和 5 (2023) 年度年度理事会出欠状況

理事会	理事人数	出席人数	委任状 提出人数	委任状を含め ない出席率	委任状を含む 出席率
第 1 回	11 人	9 人	2 人	81.8%	100.0%
第 2 回	11 人	10 人	1 人	90.9%	100.0%
第 3 回	11 人	10 人	0 人	90.9%	90.9%
第 4 回	11 人	9 人	0 人	81.8%	81.8%

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

「理事会」が使命・目的の達成のために戦略的に意思決定できる体制は、整備されているものの、令和 7 年 4 月施行の改正私立学校法が求める「内部統制システムの体制整備」に向けて、現状より健全かつ効率的に運営するための体制構築を目指し、更なる検討に取り組んでいる。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学における様々な重要案件については「大学運営協議会」において大学の使命・目的に照らし審議している。「大学運営協議会」の構成員は学長、副学長、学長補佐、学科長、各センター長に加え、事務方からは「学園統括部長」が委員として参加し重要案件を審議する体制としている。

また、重要な案件については「大学運営協議会」で審議する前に「学科長会」や「センター長会」等で十分に意見を交換し現場の情報収集や提案等を広くくみ上げる仕組みを構築している。

「大学運営協議会」で審議した案件のうち、「武田学園職務・権限に関する規程」により法人での審議が必要な案件については「常任理事会」に上程している。「常任理事会」は毎月 1 回開催し理事長、学長、附属高等学校長、附属幼稚園長、「学園統括部長」及び常勤監事が出席し、案件に対する意見交換や審議を行っている。

「理事会」での審議に先立ち「常任理事会」を毎月開催していることにより、重要案件の円滑な意思決定と理事長による内部統制体勢の構築につながっている。また、「常任理事会」で審議した案件の大部分は「学校法人武田学園理事会規程」に則り、「評議員会」並びに「理事会」に上程し意思決定を行っている (図 5-3-1)。

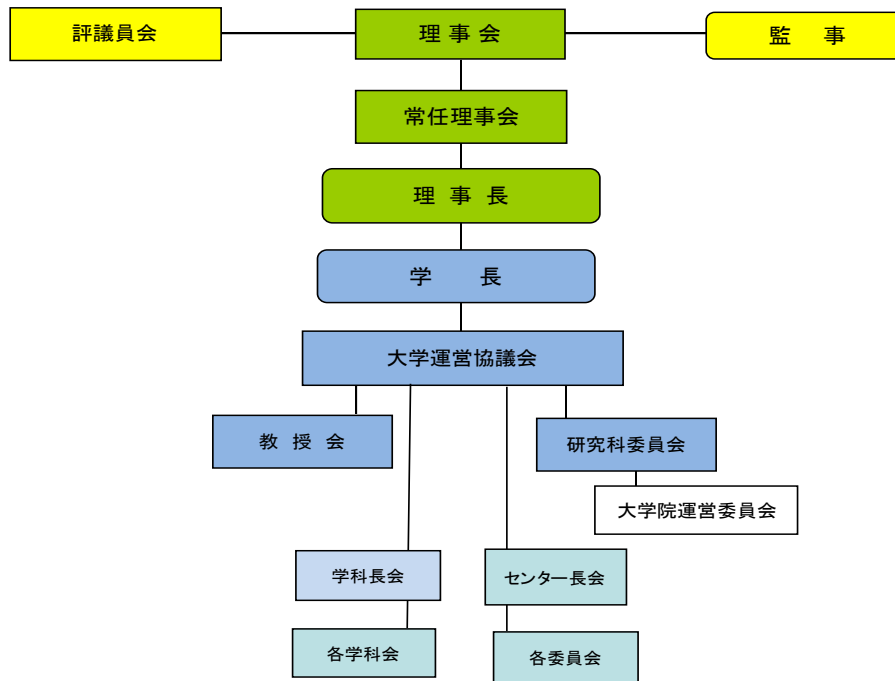


図 5-3-1 意思決定組織図

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事については「学校法人武田学園寄附行為」第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条～第 12 条に示されるように、監事の選考に関して定めており、定数 2 人に対し現員 2 人となっている。監事は、法人の業務及び財産の状況を監査し、毎会計年度終了後、監査報告書を作成し、「理事会」及び「評議員会」に報告を行っている。また、平成 28（2016）年度より 2 人の監事のうち 1 人を常勤監事体制として監事体制の強化を図っている。常勤監事は毎月開催される「常任理事会」へ出席するとともに「学校法人武田学園監事監査規程」に基づき監事が策定した「監事監査計画」に沿い、非常勤監事と協力して大学の運営状況を監査している。

評議員については、「学校法人武田学園寄附行為」第 20 条～第 23 条に基づき、「評議員会」を置き、年 4 回開催しており、私立学校法第 41 条～第 43 条を遵守している。

また、「学校法人武田学園寄附行為」第 20 条及び第 25 条～第 27 条に基づき、評議員の選考に関して定めており、定数 19 人以上 25 人以内に対し現員 22 人で、私立学校法第 41 条及び第 44 条を遵守している。そして、評議員は「評議員会」に出席し、法人の業務や財産の執行状況について、適切に意見を述べている。

その他として、「学校法人武田学園内部監査規程」に基づき、理事長のもと「内部監査委員会」を設け、内部監査計画の策定により大学内の各組織の業務運営を監査している。内部監査の結果、改善が必要と判断した場合は、各課長や学科長に改善を促すとともに、内部監査結果は「理事会」に報告している。

教学運営では、学長は、研究科、各学部・学科、各センター及び委員会等の意見を聞いて、校務を決定する。学部に関しては、「学生サポートセンター」「キャリアセンター」及び「アド

ミッション・オフィス」等の各センター，また「教務委員会」「学生生活支援委員会」「入学試験委員会」及び「広報委員会」等の各種委員会，「学科長会」「学長補佐会」及び「大学運営協議会」において，大学院人間科学研究科に関しては，「研究科委員会」「大学院運営委員会」において，段階的に審議が行われる。

「大学運営協議会」は，上に述べたとおり，学長，副学長，学長補佐，学科長，各センター長，また事務方からは「学園統括部長」を委員として構成し，学長が指名する者を議長として（「広島文教大学大学運営協議会規程」第10条），教学の基本方針，学則及び諸規程の改正，学年暦，入学試験等，教学上の重要な事項について審議を行うとともに，各学部・学科，各センター間の調整や諸活動の実施状況を確認し，さらに教員組織と事務組織との連携を図る機関としても有効に機能している。「学長補佐会」は，学長，副学長，副研究科長，学長補佐，「学長室長」及びその他学長が必要と認めた者で構成し，大学の重要問題に関して，学長の諮問事項について検討し（「広島文教大学学長補佐会規程」第2条），学長の決定や「大学運営協議会」における審議に先立って，意見を述べることとなっている。また，「学科長会」は，学長，副学長，学長補佐及び各学科長で構成し，陪席として「学長室長」を加えて，各学部・学科間にまたがる諸問題の調整や各学部・学科が提出する諸問題への対応等を行い，また各学部・学科における教育活動を相互に評価しつつ，その連携・充実を図る役割を果たしている（「広島文教大学学科長会規程」第2条）。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育に関わる学内の意思決定機関は適切に整備・機能しているとともに，組織上の位置づけも明確になっている。

また，理事長のリーダーシップが適切に発揮できる体制の整備もしている。今後も，現状の体制を継続して運営していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学の中期計画については現在，令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年を期間とする「第2次文教マスタープラン（第2次BMP）」の期中にある。これは，大学・附属高等学校・附属幼稚園・「学園統括部」の各部門の教職員からプロジェクトメンバーを選出して作成したもので，令和2（2020）年12月17日開催の「理事会」で承認された。作成の過程では，平成28（2016）年度～令和2（2020）年度までの5年間を計画期間とした「文教マスタープラン2020」の成果を踏まえつつ，その中で明らかになった課題や外部環境の変化等を勘案している。また，新たに設けた「実施工程表」により5年後の目標や1年毎の評価を具体的に描き，各年度の事業計画や予算編成に連動させることで，学園の発展に効果的に作用させるものであ

る。この中期計画に基づいて適切な財務運営を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の学生数は長年減少傾向が続いたが、平成 30（2018）年度の入学生より増加に転じ、令和 4（2022）年度の学生数は 1,632 人となった（表 5-4-1）。その要因としては、いずれも平成 31（2019）年 4 月の①教育学部新設に係る学部改組、②男女共学化、③1 号館新築完成、以上 3 つが挙げられ、募集活動を通じてこれらを周知したことにより受験生数の増加につながったと思われる。しかしながら、令和 5 年度入学生は定員を満たすことができず、また令和 6（2024）年度入学生は定員を大きく割り込み、学生数も前年度より減少した。

表 5-4-1 学部の入学者数及び全学生数推移表（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
入学者数	444	392	411	365	263
全学生数	1,434	1,559	1,632	1,569	1,391

また、外部資金の獲得を推進するため、科学研究費助成事業への申請者に対して研究費を支援する「広島文教大学教育・研究活動支援制度」を設けており、これにより科学研究費補助金を継続的に獲得している。受託研究費及びその他の項目では、文部科学省募集の採択方式による競争的補助金等の獲得に注力しており、学生数減少による収入不足の補填に常に心がけている。令和 5（2023）年度は、前年度に引き続き、競争的補助金を獲得できなかった。科学研究費補助金は前年度と比較すると増額となった（表 5-4-2）。

表 5-4-2 外部資金獲得状況（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度実績）

種 別	金 額（単位：千円）				
	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
科学研究費 補助金(分担 者を含む)	5,876 [8]	7,878 [12]	9,766 [13]	3,458 [8]	4,017 [9]
受託研究費	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
その他(競 争的補助金 を含む)	18,800 [1]	10,524 [1]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合 計	24,676 [9]	18,402 [13]	9,766 [13]	3,458 [8]	4,017 [9]

（〔 〕内は件数）

加えて、寄附金については、平成 30（2018）年度に「受配者指定寄付金」及び「特定公益増進法人」の手続きを進め、令和元（2019）年 10 月より募集を開始した。令和 2（2020）年度は

「新型コロナウイルス対応広島文教大学学生支援募金」を募集したことで、特別寄附金の受入額が増加したが、以降は特に募集活動をしなかったこともあり、低調な状態が続いている。(表 5-4-3)。

表 5-4-3 寄附金受入状況 (令和元 (2019) 年度～令和 5 (2023) 年度実績)

種 別	金 額 (単位：千円)				
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特別寄附金	1,223	10,097	3,966	366	236
一般寄附金	321	644	411	412	279
現物寄附	3,267	2,941	3,569	1,945	2,212
合 計	4,811	13,682	7,646	2,723	2,727

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立のため、令和 2 (2020) 年度において、次期中期計画である「第 2 次文教マスタープラン (第 2 次 BMP)」を策定した。これは令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 5 年を期間としており、この計画に基づいた財務運営を行っていく。

また、学生数については、令和元 (2019) 年以降入学定員を確保できていた中、令和 6 年度入学生は令和 5 年度入学生に引き続き定員を満たすことができなかった。今一度これまでの教育活動を振り返り、「教育力の文教」の再活性化を図る取組をいっそう強化し、国家試験合格率等の実績を強くアピールできるよう改善する。また一方では、オープンキャンパス来訪者を志願者に繋げるような取り組みを進める。

寄附金についても、恒常的に寄附が集まるように、寄附の告知方法等を検討する。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

「令和 5 年度計算書類」に係る資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等は学校法人会計基準の一部を改正する省令 (平成 25 年 4 月 22 日 文部科学省令第 15 号) に基づき計算書類を作成し、適切な会計処理を実施している。

また、決算額が予算額から大きく乖離することが見込まれる科目については、補正予算を編成するようにしている。令和 5 (2023) 年度においては 2 回の補正予算を編成した。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「令和5年度計算書類」については、昭和監査法人による監査（往査7回）実施後、令和6（2024）年6月20日付けで「独立監査人の監査報告書」を受領している。一方、私立学校法第37条第3項及び「学校法人武田学園寄附行為」第17条の規定に基づき、監事は職務執行の一環としての監査機能を有し、「理事会」「評議員会」への出席や理事の職務執行状況を監査する立場から、理事から事情聴取するなどしている。計算書類作成の際には「学校法人武田学園寄附行為」第36条に基づき、2人の監事に私立学校法第47条に基づく収支計算書等の内容を報告・説明し意見を求めている。また、監事は、監査法人の監査状況も確認した後、「学校法人武田学園経理規程」第57条に基づき「監事監査報告書」を作成し、5月開催の「理事・評議員会」で監査報告を行っている。これらのことから「学校法人武田学園寄附行為」や「学校法人武田学園経理規程」に従って厳正な監査の体制が整備され、実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の会計は、法令に基づいて厳格に処理されており、監査法人による会計監査も複数回受けている。今後も学校法人会計基準に沿って制定された「学校法人武田学園経理規程」「学校法人武田学園経理規程実施細則」を遵守した処理を行い、厳正に取り組んでいく。

【基準5の自己評価】

経営の規律と誠実性は「理事会」の決定をふまえ、中長期経営計画・年次の事業計画に基づいて行われることで担保されている。また、中長期経営計画、年次事業計画、年次事業報告の策定に全学的な体制で継続的に取り組むことで、本学の使命・目的等の実現に努めている。管理運営は、最高意思決定機関である「理事会」の決定をふまえ、理事長・学長のガバナンスのもと、大学教員と「学園統括部」職員が教職協働で業務を遂行し、「大学運営協議会」「教授会」等を通して、全教員に周知を図っている。財務運営については、令和3（2021）年度にスタートした5箇年の「第2次文教マスタープラン（第2次BMP）」により、本学を中心として学園の経営目標の制定を行うとともに、毎年度のフォローアップにより継続的な努力を行っている。

以上のことから本学は、経営の規律、誠実性が担保され、財務基盤が確立しており「基準5. 経営・管理と財務」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針として、学則第1条の3に「本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら教育活動等の状況について点検及び評価を行う。」、大学院学則第3条に「本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目

的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている。これらに基づき、評価点検を行う組織として、「自己点検・評価委員会」を常設し、各センター・委員会、各学部・学科等と連携を図りながら組織的に自己点検・評価を行っている。また、外部評価実施の前々年度から外部評価実施の年度末までの間には「大学評価委員会」を設置している。

内部質保証を推進する組織としては、「高等教育研究センター」がその任にあっており、そのことは「広島文教大学高等教育研究センター規程」第3条(2)に「高等教育の質保証に係る支援及び推進に関すること。」と明記されている。この規程のもと、「広島文教大学高等教育研究センター運営委員会規程」に基づき審議し、内部質保証を推進している。

毎年の初回に開催される「高等教育研究センター運営委員会」には学長が出席し、「高等教育研究センター」に対して当該年度の方針が示されている。この方針に従ってセンターが運営されるため、学長のガバナンスのもとに運営されているといえる。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立については規程等により適切に整備され、また運用されている。今後も更なる改善に努めていく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、第1回目の認証評価を、周辺の他大学よりも早く平成18(2006)年度に受審した。この認証評価は改善向上を目的とした自己点検・評価、及び第三者機関による評価であり、早く受審すれば、本学の現状把握も早まり、またその結果を早く改革・改善に結びつけることができる、との認識があったからである。

令和元(2019)年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構によって3度目の大学機関別認証評価を受審するため「平成31年度大学機関別認証評価受審のてびき」にある日程に従って大学機関別認証評価を受審し、評価機構より認定の評価を受けた。

本学では、原則毎年、エビデンスに基づく『自己点検評価書』を作成し、学内で共有することはもちろん、大学ホームページにも掲載し、社会に対して情報を発信している。学内においては、自己点検・評価の結果を各センター・委員会等で共有し改善を図っている。

また、平成16(2004)年度から人事評価制度も教員個々の教育研究活動の充実・改善を目指して継続して活用されている。「BMS」も、学園の各部門、あるいは、大学の各部署又は個人の単位で年度目標を設定し、達成度を自己点検・評価する仕組みになっており、本学の使命・目的に即した多くの成果を挙げている。

さらに、令和3(2021)年度から実施している学園の中期経営計画「第2次文教マスタープ

ラン（第2次BMP）」においては、本計画開始時に予定されていた3年目終了時点での中間評価を行い、その内容を学園創立記念日の報告会において学園内の全教職員に周知した。

以上のように、エビデンスに基づいた自己点検・評価、及びその結果を踏まえた改善活動の状況等に関する学内共有と社会への公表は適切に実施されているといえる。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

内部質保証のための自己点検・評価の実施において、その根拠となる関連資料のうち、学修活動や教育活動の現状を把握するための情報収集や分析は、「高等教育研究センター」の「IR部会」を中心に行っている。また、「広島文教大学高等教育研究センターFD部会及びIR部会細則」では、「IR部会」の業務として「IR機能強化に資する学内外の研修を定期的な受講すること。」を定めており、IR部会の構成員が定期的に研修会等に参加し、関係情報の収集に努めている。

学生の学修活動の現状把握のための情報収集等については、毎年度実施する「学生生活に関するアンケート」、本学ディプロマ・ポリシーに基づく項目や学修行動に関する項目などから構成される「育心アンケート」と「自己評価シート」、及び各学期に実施する「学生による授業評価アンケート」によりデータを収集し分析を行っている。さらに、平成28(2016)年度に導入した出欠管理システムにより授業参加状況のデータを蓄積してきた。令和5(2023)年度後期からは、授業参加状況の把握に「UNIVERSAL PASSPORT」を使用することになったが、引き続きデータの蓄積を行っている。また、教育活動については、ICTの活用、アクティブ・ラーニングの実施等の状況を把握するため教員対象の「教育活動に関するアンケート」を実施している。

このほかにも、本学の教育活動や教育成果を把握する上で必要と考えられるデータの収集と分析を実施している。例えば、本学は令和元(2019)年度に共学化し、教育学部を設置した。このような教育環境の転換期における学生生活や学修活動の状況を把握し、その後の教育支援体制を検討するため、共学化や教育学部の設置に向けて学内設備の改修や新校舎建設が行われた平成30(2018)年度に学生対象の「大学生活に関する調査」を実施し、その結果を同年度末の「大学教職員研修会」で報告した。この調査項目の一部は、令和元(2019)年度以降も「育心アンケート」や「自己評価シート」などの項目に統合され、継続的にデータを蓄積し、学内の研修会やポータルサイトで集計結果を報告している。さらに、各種アンケート項目についても、年度間比較が可能になるよう配慮しつつも、状況に応じて修正を加えている。また、より効果的なIR活動を行うため、「IR部会」を中心に関係部署と連携しながら必要な情報収集・把握に努めている。

以上のように、本学の教育活動を的確に捉えるために多面的な情報の収集と分析をしていることから、内部質保証のための自己点検・評価を行う上で十分な調査・データの収集と分析を行っているといえる。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自らをチェックし現状を確認することで、改善・向上につなげることは、自己点検・評価の主たる目的である。これに加え、学生・教職員をはじめとする大学の関係者はもちろん、社会への説明責任として、大学の現状を知ろうとするすべての人に対し、分かりやすい内容で積極的に発信し続けることも重要な目的であると考え。情報発信においては、内容の客観性・適切性を確保しつつ、より分かりやすく理解してもらえよう、引き続き自己評価の根拠となる

エビデンスの活用スキルの向上を図っていく。また、「IR 部会」の機能を充実させていくことで、情報の適切な収集・整理・活用等を行い、速やかで正確な情報公開に努めていく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では『自己点検評価書』を原則毎年作成しており、その評価結果を周知し、また関係部署において改善してゆくこととしている。また「広島文教大学自己点検・評価等に関する規程」第3条第1号に規定されている自己点検・評価に基づく内部質保証の推進・改善（ピア・レビュー）を実施し、その結果を「大学運営協議会」で報告するとともに「大学教職員研修会」等において周知した。

本学では平成29（2017）年度まで「教育評価シート」に基づいて内部質保証に取り組んできた。その後、客観性の担保、三つのポリシーとの整合性などの課題を解決するために、内部質保証の在り方について「高等教育研究センター」を主体として検討を重ねてきた。平成29（2017）年度は、「IRに基づく『教育力』の測定」を「高等教育研究センター」の共通研究テーマとし、平成30（2018）年3月に開催された「大学教職員研修会」において「高等教育研究センター活動報告」として構成員に報告している。

平成30（2018）年度「夏期FD・SD研修会」では「新教育評価システムについて」と題して報告し周知を行った。新教育評価システムは「教育評価表」に基づいて運用されるものである。「教育評価表」は、三つのポリシーに基づいて作成した。これは、教育評価を三つのポリシーの見直しに接続させるためPDCAサイクルを確立させることによって、評価方法と三つのポリシーとを往還させるためである。このように設計した理由としては、教育の根幹となる三つのポリシーとは、社会的環境、学生の有り様を踏まえて適宜見直し、大学の社会的役割を踏まえて修正を加えられなければならないからである。その根拠として「教育評価表」を位置づける。

「教育評価表」の基本設計は、以下の3点に配慮し作成した。

- ・ IRに基づく内部質保証 データによる客観的な検証を可能とする
- ・ 数値目標の全学的共有 改善の意義を理解した上で教育活動を実施する
- ・ PDCAサイクルに基づく好循環の確立

更なる改善につながってゆく仕組みを構築する

「教育評価表」の様式は以下に掲げるものである。運用にあたっては、三つのポリシーに関わる項目を数値化し、各学科に提示する。それを受けて、各学科は自律的に数値目標を掲げ、改善に努めることとなる。各学科は他学科の数値を参考とすることとなるが、各学科の独自性についても配慮し決定することとなる。

表 6-3-1 広島文教大学教育評価表

		教育学科	人間福祉学科	心理学科	人間栄養学科	グローバルコミュニケーション学科	
AP	入学試験得点率	AO入試(最低得点率)					
		推薦入試(最低得点率)					
CP	学生数	一般入試(最低得点率)					
		センター利用型入試(最低得点率)					
	休退学	休学率					
	FD	退学率					
	FD参加率(学科所属教員数に対する参加者の割合)						
	学修行動調査	履修登録科目数(卒業時の教養教育と専門教育科目の合計科目数の平均値)					
		授業外学修時間(週あたり)→選択肢の特性から中央値を採用					
	単位	単位取得率(学科専門科目におけるD・E評価以外の割合/科目数ベースで計算)					
	図書館	図書館利用率(学科学生数に対する利用学生の割合)					
		図書帯出率(学科学生ひとりあたりの月間平均帯出冊数)					
DP	授業	アクティブラーニング実施授業(学科専門科目における実施授業の割合)					
		ICT機器活用率(学科専門科目担当者の回答に基づくICT機器の利用割合)					
		教養教育科目のGPA(卒業時における教養科目の学科別GPA)					
		授業評価(学科専門科目の平均)					
GP	就職指導	卒業研究GPA					
		就職満足度(内定者アンケートの回答者数に占める割合)					
	自己評価シート	就職率					
		実践力	①自分の置かれている状況を考慮して課題解決案を考える(課題解決力)				
			②状況改善のために必要な情報を収集し、適切に判断する(判断力)				
		自律性	③目標を設定し、その実現に向けて着実に行動する(行動力)				
			④自分の知識や技能の向上に主体的に取り組む(能動的学習態度)				
		リテラシーに基づくコミュニケーション	⑤課題遂行において必要な場合には周囲のサポートを得る(達し)				
			⑥相手の立場や状況に合わせて適切にコミュニケーションを取る(高度なリテラシー)				
		専門的知識の活用力	⑦目標達成や課題解決に向けて他者と協働する(コミュニケーション能力の活用)				
⑧所属学科で学修した知識や技能が身に付いている(専門的知識・技能の獲得)							
育心育人	⑨日常生活の中で必要に応じて所属学科での学びを活用する(知識技能の活用能力)						
	⑩意見を立場が違っても互いを尊重しながら関わる(他者への配慮・多様性の理解)						
補足項目	⑪学びの場に限らず、自分自身を成長させる努力を続ける(人間性の向上)						
	⑫充実した社会生活を送るための努力をする(人間性豊かな社会実現に向けての態度)						
資格・免許	免許・資格取得率						

表 6-3-2 学科別教育評価表 (教育学科)

2023年度 教育学科 教育評価表

		2020	2021	2022	3箇年平均値	次年度数値目標	
AP	入学試験得点率	AO入試(最低得点率)					
		推薦入試(最低得点率)					
CP	学生数	一般入試(最低得点率)					
		センター利用型入試(最低得点率)					
	休退学	ST比(学生数÷専任教員数(助手を除く)5月1日時点)					
	FD	休学率					
	FD参加率(学科所属教員数に対する参加者の割合)	退学率					
	学修行動調査	履修登録科目数(卒業時の教養教育と専門教育科目の合計科目数の平均値)					
		授業外学修時間(週あたり)→選択肢の特性から中央値を採用					
	単位	単位取得率(学科専門科目におけるD・E評価以外の割合/科目数ベースで計算)					
	図書館	図書館利用率(学科学生数に対する利用学生の割合)					
		図書帯出率(学科学生ひとりあたりの月間平均帯出冊数)					
DP	授業	アクティブラーニング実施授業(学科専門科目における実施授業の割合)					
		ICT機器活用率(学科専門科目担当者の回答に基づくICT機器の利用割合)					
		教養教育科目のGPA(卒業時における教養科目の学科別GPA)					
		授業評価(学科専門科目の平均)					
GP	就職指導	卒業研究GPA					
		就職満足度					
	自己評価シート	就職率					
		実践力	①自分の置かれている状況を考慮して課題解決案を考える(課題解決力)				
			②状況改善のために必要な情報を収集し、適切に判断する(判断力)				
		自律性	③目標を設定し、その実現に向けて着実に行動する(行動力)				
			④自分の知識や技能の向上に主体的に取り組む(能動的学習態度)				
		リテラシーに基づくコミュニケーション	⑤課題遂行において必要な場合には周囲のサポートを得る(達し)				
			⑥相手の立場や状況に合わせて適切にコミュニケーションを取る(高度なリテラシー)				
		専門的知識の活用力	⑦目標達成や課題解決に向けて他者と協働する(コミュニケーション能力の活用)				
⑧所属学科で学修した知識や技能が身に付いている(専門的知識・技能の獲得)							
育心育人	⑨日常生活の中で必要に応じて所属学科での学びを活用する(知識技能の活用能力)						
	⑩意見を立場が違っても互いを尊重しながら関わる(他者への配慮・多様性の理解)						
補足項目	⑪学びの場に限らず、自分自身を成長させる努力を続ける(人間性の向上)						
	⑫充実した社会生活を送るための努力をする(人間性豊かな社会実現に向けての態度)						
資格・免許	免許・資格取得率						
独自目標	採用試験合格率	小学校教諭免許状取得率	広島県小学校教員採用試験合格率	公立保育士試験合格率			

2023年度 教育学科 教育評価表

学科長コメント	
前年度までの振り返り	
次年度数値目標等について	

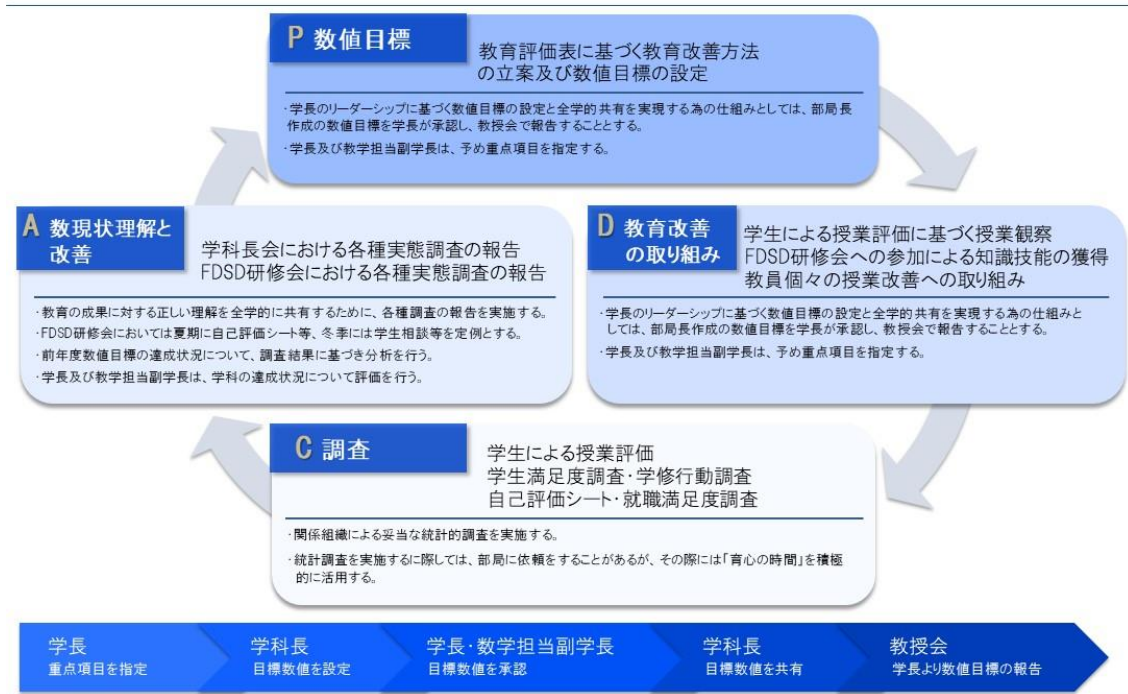
学科別「教育評価表」においては、過去3箇年分の数値と比較を行う。学生の在籍年数からすれば4年が1サイクルであるが、高等教育を取り巻く環境は急速に変化しており、その変化に対応するため、4年間をサイクルとするような状況にはないと考えるためである。また、学科別「教育評価表」では独自項目を設ける。これは学科の特性に配慮をしたものである。学科が主体的に評価されるべき項目を設定することによって、独自性のある教育活動の展開を期待するためである。

「教育評価表」に基づくPDCAサイクルは以下のようになっている。

表 6-3-3 「教育評価表」に基づくPDCAサイクル

P	D	C	A	実施主体	実施内容	
↓	↓	↓	↓	5月	学科長会	教育改善の方法立案及び数値目標の設定
				学科長会・教授会	学長のリーダーシップに基づく数値目標の全学的共有	
				6月	学科長会	休退学に関する報告（学生相談室）
				高等教育研究センター	授業評価に基づく授業参観	
				(学科長会)	育心アンケート・自己評価シートに関する報告（高等教育研究センター）	
				高等教育研究センター	FDSD研修会	
				8月	高等教育研究センター	学生による授業評価・学生満足度調査
				高等教育研究センター	授業評価に基づく授業参観	
				1月	高等教育研究センター	学生による授業評価・育心アンケート・自己評価シート（学修行動調査含む）
				3月	キャリアセンター	就職満足度調査（卒業生アンケート）
高等教育研究センター	大学教職員研修会・FDSD研修会					

教育評価表に基づく質保証のためのPDCA



HIROSHIMA BUNKYO UNIVERSITY

図 6-3-1 「教育評価表」に基づくPDCAサイクル

学部・学科の数値目標を決定するプロセスには、学長・副学長（教学担当）による承認を必要としている。5月に各学科の目標を設定することになっているのは、そうすることにより学科の独自性と共に毎年4月の「教授会」で学長が提示する重点目標を踏まえたものとなり、学長のリーダーシップに基づく評価方針を反映させることができるように設計しているためである。

加えて、令和5（2023）年度から「センター長会」において、各センター等が目標数値を提示し、それぞれの取組み内容を共有した。この目標数値の達成状況は、翌年度の「センター長会」において共有される。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成30（2018）年度より開始された三つのポリシーに基づく教育評価システムは、毎年データに基づく目標の設定、検証、評価がなされ、一定の効果をj得ているといえる。一方で、高等教育を取り巻く環境の変化は目まぐるしいものがあり、随時これに対応することが求められる。この点を踏まえ、今後は評価内容の再検討、「高等教育研究センター」を中心とした評価体制の確立に取り組んでゆく計画である。加えて、これらの取組みについての情報発信を、よりいっそう社会に向けてしてゆく。

【基準6の自己評価】

本学における内部質保証は、学長によるリーダーシップのもとで、「高等教育研究センター」が中心となり、その在り方について研究及び運営がなされている。「高等教育研究センター」に「IR部会」が設置されていることにより、IRに基づく客観的な評価改善が期待できる。また、教育の質を支える一つに教員そのものがあるため、「FD部会」を中心とする教員の能力開発は欠くことが出来ない。本学においてはこれらが「高等教育研究センター」内に設置されているために、一体的な改革を可能としている。例えば、平成30（2018）年度から開始したIRに基づく教育評価システムや令和元（2019）年度から開始した初任者研修制度はその成果といえることを踏まえ、本学の内部質保証は機能していると評価している。引き続き高等教育を取り巻く環境の変化を注視し、適切な改善に努めていく。